

令和5年度第1回岩手県男女共同参画審議会次第

日時：令和5年5月23日（火）10時00分から11時30分

場所：岩手県水産会館 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 協 議

（1） 岩手県男女共同参画審議会会長の互選等について

（2） 「いわて男女共同参画プラン」の改訂について

5 報 告

（1） 男女共同参画施策の今後の方向性について

（2） パートナーシップ制度について

6 意見交換

7 そ の 他

8 閉 会

【配付資料】

- 出席者名簿 ※当日配付
- 座 席 表 ※当日配付
- 資料1 : 「いわて男女共同参画プラン」(R3～R7)の改訂について
- 資料2 : 男女共同参画施策の今後の方向性について
- 資料3 : パートナーシップ制度について
- 参考資料1 : 岩手県男女共同参画推進条例（抜粋）
- 参考資料2 : 岩手県男女共同参画審議会運営規程
- 参考資料3 : いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプランの概要
- 参考資料4 : 令和4年度第2回岩手県男女共同参画審議会における委員からの意見

出席者名簿

【男女共同参画審議会委員】

氏名		役職等	出欠	備考
伊藤 信子	いとう のぶこ	一関市まちづくり推進部いきがいづくり課長		新規
大澤 滋	おおさわ しげる	盛岡市立飯岡小学校長		新規
海妻 径子	かいづま けいこ	岩手大学副学長	欠席	継続
梶田 佐知子	かじた さちこ	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	欠席	継続
後藤 康文	ごとう やすふみ	株式会社プラザ企画管理グループ総務担当		継続
嵯峨 裕紀	さが ゆうき	岩手県農業農村指導士協会副会長	欠席	継続
佐藤 尚	さとう たかし	岩手県高等学校 P T A 連合会事務局長		継続
佐藤 光瑠	さとう ひかる	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部消防士長		新規
小豆嶋 祥子	しょうじま しょうこ	N P O 法人いわて子育てネット理事		新規
天間 正継	てんま まさつぐ	弁護士		継続
豊島 まり子	とよしま まりこ	公募委員		新規
野田 大介	のだ だいすけ	特別養護老人ホーム久慈平荘副施設長		継続
福島 裕子	ふくしま ゆうこ	岩手県立大学看護学部教授		継続
森 寛子	もり ひろこ	岩手県人権擁護委員会連合会男女共同参画委員委員長		継続
八重樫 千晶	やえがし ちあき	日本労働組合総連合会岩手県連合女性委員会幹事		継続
谷中 充	やなか みつる	岩手労働局雇用環境・均等室長		新規
八幡 初恵	やはた はつえ	公募委員		新規
山本 智明	やまもと ともあき	社会福祉法人あすなろ会 ohana 保育園園長		新規

(50 音順・敬称略)

【事務局・関係課】

職 名	氏 名
総務部人事課 職員育成課長	藤原 ひろみ
復興防災部防災課 防災危機管理担当課長	佐々木 宏幸
復興防災部消防安全課 消防保安担当課長	高橋 淳
復興防災部消防安全課 主査	久保田 由佳
保健福祉部保健福祉企画室 企画課長	田内 慎也
商工労働観光部定住推進・雇用労働室 労働課長	菅原 俊樹
農林水産部農業普及技術課 農業革新支援課長	長谷川 聰
教育委員会事務局 教育企画室長	西野 文香
環境生活部 部長	福田 直
環境生活部 副部長	小國 大作
環境生活部若者女性協働推進室 室長	阿部 美登利
環境生活部若者女性協働推進室 青少年・男女共同参画課長	藤井 茂樹
環境生活部若者女性協働推進室 特命課長(女性活躍支援)	平野 朋子
環境生活部若者女性協働推進室 主査	及川 慎司
環境生活部若者女性協働推進室 主任	吉田 絵美
環境生活部若者女性協働推進室 主事	柿崎 梢恵

「いわて男女共同参画プラン」の改訂（最終案）について

1 変更しようとする計画等の概要

- (1) 計画等の名称 いわて男女共同参画プラン（令和3年3月25日策定）
 (2) 根拠法令 岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）第9条
 (3) 実施期間 令和3年度から令和7年度までの5箇年

2 変更しようとする理由

「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン政策推進プラン」（以下「第2期アクションプラン」という。）の策定に伴い、対応する主要な指標等について変更するもの。

なお、本プランは、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第2条第2号に掲げる基本計画であり、主要な指標の変更については、議会への報告及び承認を要するもの。

3 変更内容

(1) 主要な指標の変更（6指標）

施策の基本的方向	変更前	変更後	変更理由
II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	<u>女性委員が参画する</u> 市町村防災会議の割合	<u>3人以上の女性委員が参画する</u> 市町村防災会議の割合	33市町村中32市町村（R4.4.1時点）で女性委員を登用しているため、 <u>更なる女性委員の任用</u> に向け、第2期アクションプランの指標として「 <u>3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合</u> 」に変更することに対応し、同様の考え方で設定している男女プランの指標も変更するもの。
III 女性の活躍支援（V再掲）	放課後児童クラブ <u>設置数</u>	放課後児童クラブ <u>の待機児童数</u>	<u>待機児童数の減少等</u> を受けて、 <u>市町村における施設整備数は鈍化傾向</u> にあることから、第2期アクションプランの指標として「 <u>待機児童数</u> 」に変更することに対応し、同様の考え方で設定している男女プランの指標も変更するもの。

施策の基本的方向	変更前	変更後	変更理由
IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	「はまなすサポート」 <u>ホームページアクセス数</u>	「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行った者の割合	より適切かつより分かりやすい成果指標とするため、第2期アクションプランの指標として、「はまなすサポートセンター」の新規相談者のうち県広報により窓口を認知し相談した者の割合に変更することに対応し、同様の考え方で設定している男女プランの指標も変更するもの。
	<u>特定不妊治療費（男性不妊治療を含む。）の助成人数</u>	<u>不妊治療休暇制度等導入事業者数</u>	特定不妊治療が医療保険の適用となり、経済的負担はある程度軽減されているため、第2期アクションプランの指標として、治療と仕事の両立支援など、不妊治療を受けやすい環境づくりを推進に関する指標に変更することに対応し、同様の考え方で設定している男女プランの指標も変更するもの。
V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<u>生涯学習情報提供システム（ホームページ）利用件数</u>	<u>生涯学習情報提供システム（データベース）利用件数</u>	生涯学習の推進に向けて、中核を担う指導者・ボランティアの育成を重点施策としていることから、第2期アクションプランの指標として、一般県民が利用するホームページ利用件数から、指導者・ボランティアが利用するデータベース利用件数に変更することに対応し、同様の考え方で設定している男女プランの指標も変更するもの。
	<u>地域包括支援センター職員向け業務支援研修参加者数</u>	<u>地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数</u>	オンライン導入などで研修会を受講しやすい環境が整ったことから、第2期アクションプランの指標として、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて必要である、市町村が開催する地域ケア会議における政策形成機能の充実に関する指標に変更することに対応し、同様の考え方で設定している男女プランの指標も変更するもの。

(2) その他の変更

第2期アクションプランに対応する「目指す姿を実現するための施策の方向」、「主要指標の目標値」、「参考指標」について変更。

4 これまでの経過及び今後のスケジュール

時 期	会議等	内 容
令和5年1月12日～23日	岩手県男女共同参画審議会への意見聴取（書面）	計画変更内容について意見聴取
2月	議会への報告議案の提出	改訂素案の報告
3月31日～5月1日	パブリック・コメント	計画に対する意見募集
4月24日	市町村青少年育成担当課長会議	市町村への説明・意見聴取
5月23日	岩手県男女共同参画審議会	改訂案の諮問
6月	県議会への承認議案提出	改訂案の承認
7月	計画変更・公表（議決承認後）	

いわて男女共同参画プラン

性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、

共に参画できる社会の実現

(改訂案)

令和3年3月

岩手県

目 次

はじめに	
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの性格	1
3 プランの期間	1
4 基本理念	2
第1章 現状と課題	
1 男女共同参画をめぐる社会情勢の変化	4
2 男女共同参画に関する現状	8
3 平成28年プランにおける成果と課題	15
第2章 基本的な考え方	
1 プランの基本目標	20
2 施策の基本的方向	20
第3章 各 論	
施策の体系	24
I あらゆる分野における女性の参画拡大	
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	26
2 地域社会における男女共同参画の推進	28
II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進	
1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進	30
2 防災における男女共同参画の推進	32
III 女性の活躍支援	
1 女性の職業生活における活躍の推進	34
2 仕事と生活を両立できる環境づくり	37
3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備	40
4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進	42
IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	44
2 困難を抱えた女性への支援	47
3 生涯にわたる女性の健康支援	50
V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	52
2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し	54
3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり	56
第4章 計画の推進	
1 それぞれの役割と連携	60
2 プランの進捗状況管理	61
主要指標一覧	
主要指標一覧	62
参考指標一覧	
参考指標一覧	68
参考資料	
・ プランの策定経過	70
・ 岩手県男女共同参画審議会委員名簿	71
・ 岩手県男女共同参画推進条例	72
・ 男女共同参画社会基本法	77
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	82
・ 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	93

はじめに

1 プラン策定の趣旨

- 本県では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、平成 12 年に「いわて男女共同参画プラン」を策定し、平成 17 年の見直し後、平成 23 年に新しいプランの策定を経て、平成 28 年にはプランの全面改訂を行いながら、男女共同参画の実現に向け取り組んできました。
- 今般、「いわて男女共同参画プラン」が令和 2 年度で計画期間終了となることから、本県や男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな「いわて男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プランの性格

- 男女共同参画社会基本法第 14 条及び岩手県男女共同参画推進条例第 9 条の規定に基づく計画であり、中長期的見通しに立って本県における男女共同参画社会づくりの目標、方向、実現方策を総合的に定めるものです。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく、本県における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
- 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や県の「いわて県民計画（2019～2028）」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画です。
本プランの主要指標は、「いわて県民計画（2019～2028）第 1 期アクションプラン」の指標等と整合性を図っており、令和 5 年度（2023 年度）以降は、第 2 期アクションプラン等の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
- この計画は、本県の男女共同参画を推進する実施計画であり、国に対しては、県の取組に対する積極的な支援・協力を求めるとともに、市町村に対しては、この計画を勘案した行動計画の策定と、県との連携による一体的な施策の推進を要請するものです。さらに、県民一人ひとりが男女共同参画の実現を自らのこととして考え、職場・学校・地域・家庭等において取り組む際や、関係団体・民間企業が自主的な活動や事業に取り組む際における基本指針としての性格を併せ持つものです。

3 プランの期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画とします。

4 基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

(3) 政策等の立案及び方針決定過程への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活の活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うようにすること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。

(6) 生涯にわたる健康な生活

男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

(7) 男女間における暴力的行為の根絶

配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

第1章 現状と課題

1 男女共同参画をめぐる社会情勢の変化

(1) 人口減少の一層の進行

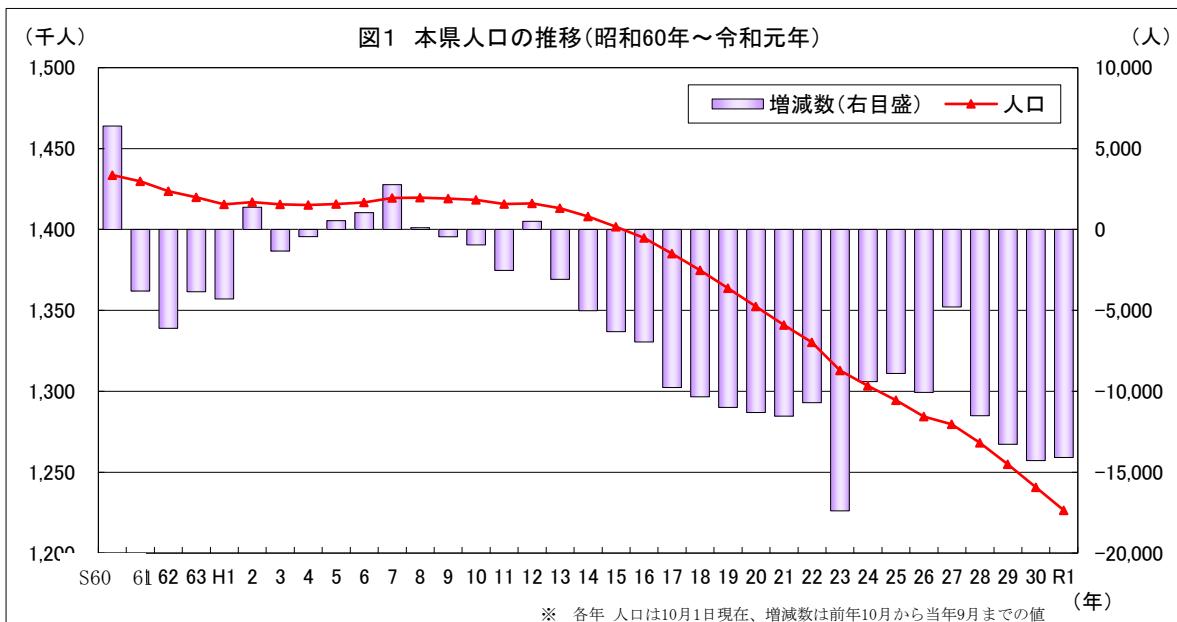
本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは自然減（死亡数が出生数を上回ること）と社会減（県外への転出者数が県外からの転入者数を上回ること）がありままで人口が減少しており、令和元年10月1日時点の総人口は、約124万人となっております。

急速な人口減少と高齢化の進行は、社会保障制度や経済活動、社会生活など様々な影響を及ぼしています。特に、生産年齢人口の減少が続く中、女性の労働への期待が高まっており、経済活性化のためにも女性の活躍が求められています。

また、「岩手県人口ビジョン」（令和2年3月改訂）では、人口減少の要因として、自然減は、若年女性の減少と未婚化・晩婚化の進行を背景とする出生率の低迷が原因で、社会減は、進学・就職期の若者の転出の影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析しています。

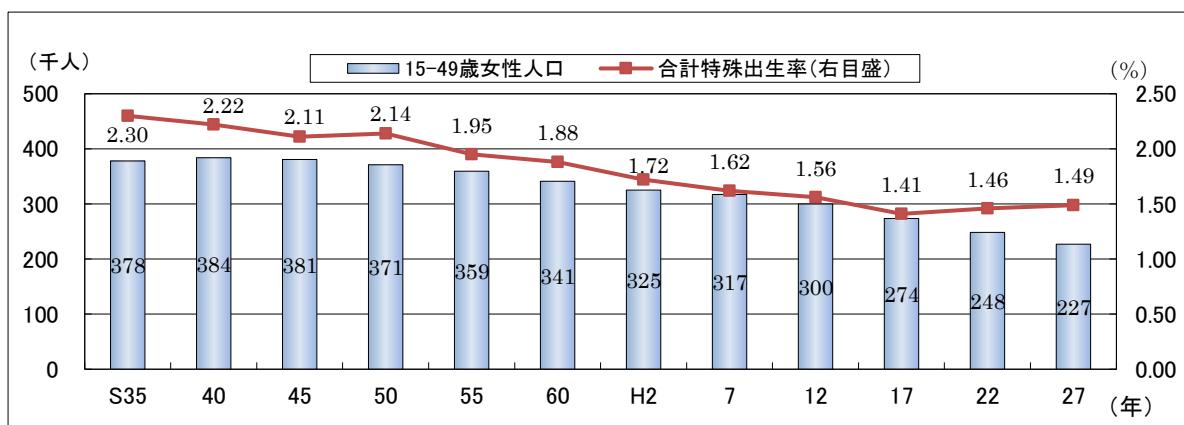
人口減少対策を進めて行く上では、子育ての負担や、仕事と育児の両立の困難さといった、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換していくことが重要であるとともに、若者の転出を食い止めるために、質の高い雇用を確保していく必要があります。

図1 本県の人口の推移（昭和60年～令和元年）



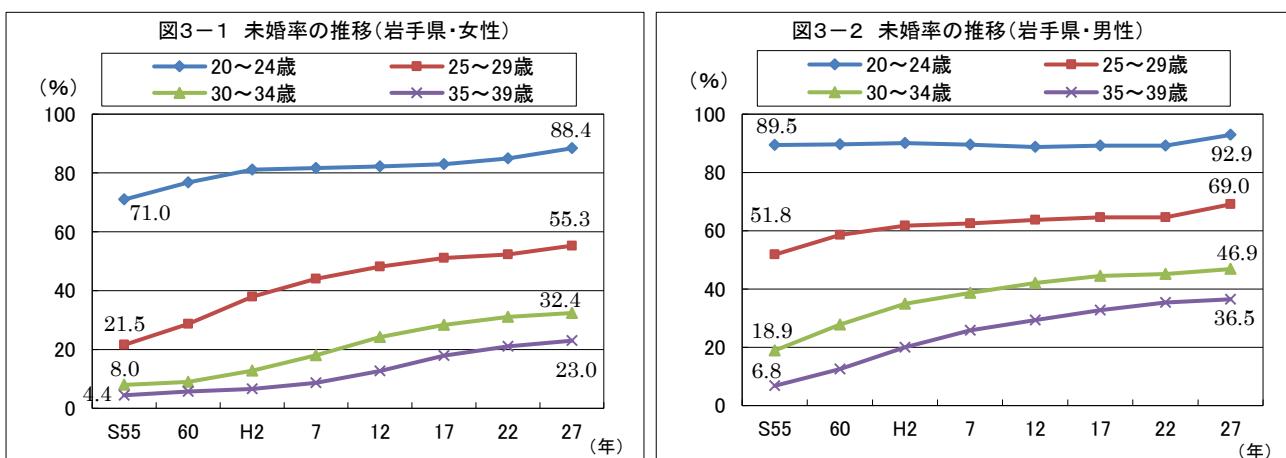
資料：昭和60、平成2、7、12、17、22、27年は総務省統計局「国勢調査」、他の年は県政策地域部「岩手県人口移動報告年報」（岩手県毎月人口推計）

図2 15～49歳女性人口と合計特殊出生率（岩手県）



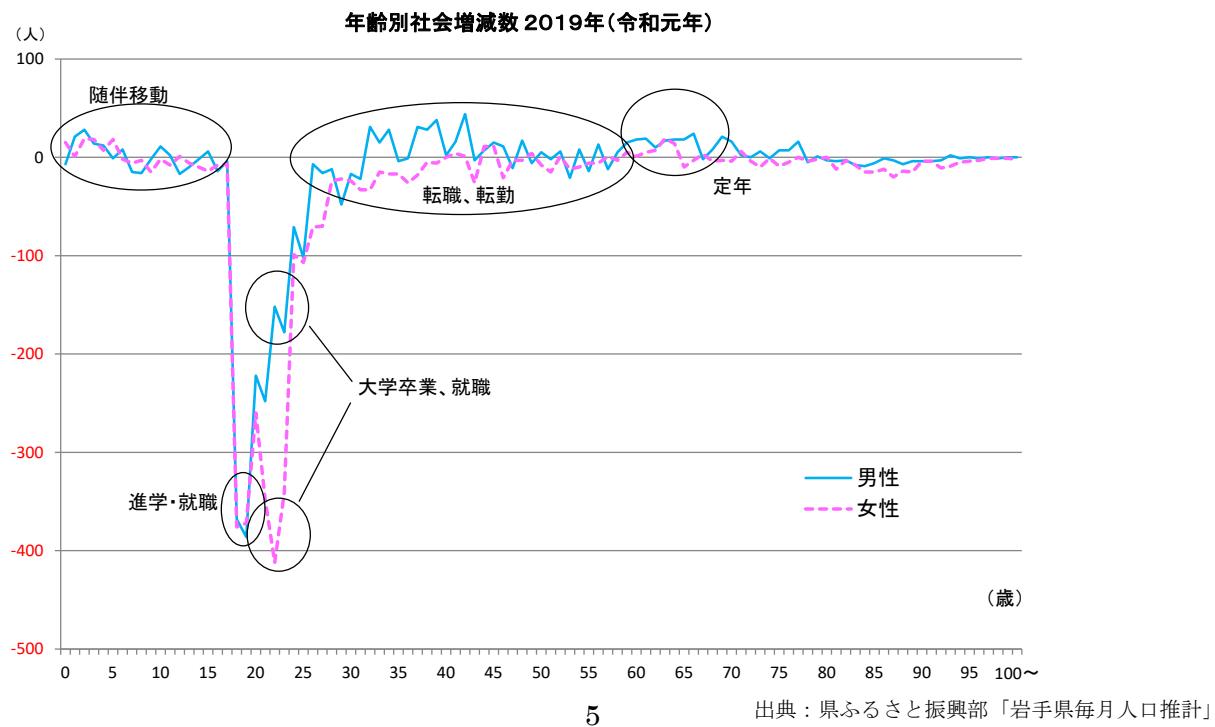
資料：総務省統計局「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

図3 未婚率の推移（岩手県・女性・男性）



資料：総務省統計局「国勢調査」

図4 年齢別社会増減数（令和元年）



(2) 世帯当たりの人員数の減少・高齢化の進行

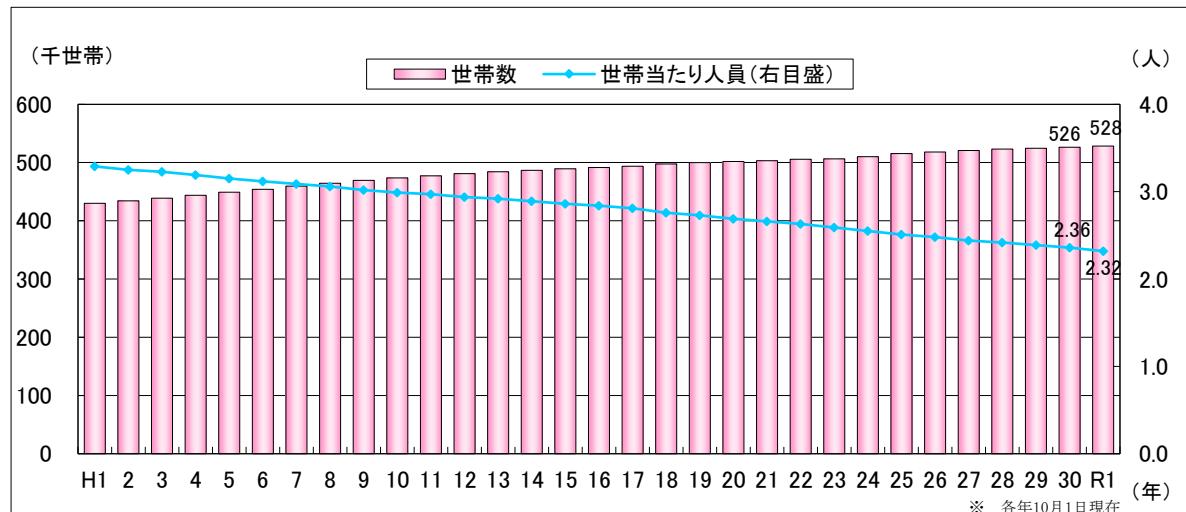
本県では、世帯当たりの人員数の減少が続いているおり、令和元年の世帯当たりの人員数は2.32人となっています。

世帯当たりの人員数の減少や核家族化の進行を背景として、身近に育児の手助けをしてくれる人の不在や家庭における養育機能の低下、子育ての孤立化などによる養育者の育児不安が増加しているほか、晩婚化を背景に育児期にある世帯が、親の介護を同時に担うダブルケア問題等も懸念されています。

次代を担う子ども達が健やかに育つためにも、男性の家庭参画や性別にかかわらず仕事と子育て等を両立できる環境の整備など、社会全体での支援が必要です。

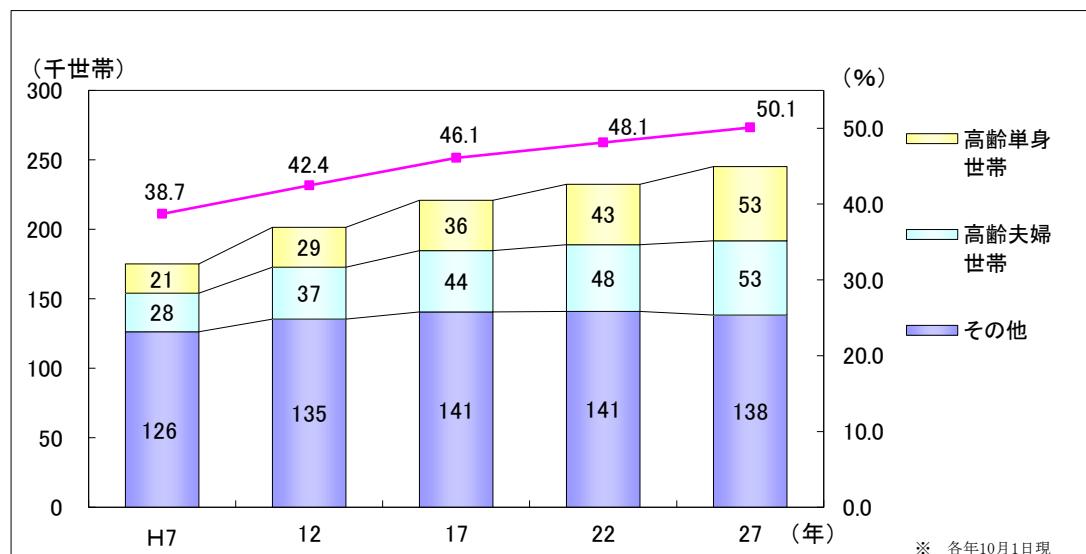
一方、本県の高齢化率は全国を上回っており、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加しているため、高齢者が地域で孤立せず安心して暮らせる社会が望まれています。

図5 本県の世帯数と世帯当たり人員の推移（平成元年～令和元年）



資料：県ふるさと振興部「岩手県人口移動報告年報」（岩手県毎月人口推計）

図6 65歳以上世帯員のいる一般世帯の推移とその割合（平成7年～平成27年）



資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 東日本大震災津波からの復興と多発する大規模自然災害・感染症の流行

東日本大震災津波発災からの復興の歩みが着実に進む一方で、こころのケアやコミュニティの形成支援など、引き続き中長期的に取り組むべき課題もあります。

加えて、本県を襲った平成 28 年台風第 10 号や、令和元年台風第 19 号に代表されるような集中豪雨のほか、竜巻、豪雪、火山噴火など、様々な自然災害が毎年のように発生しており、災害発生リスクの高まりや被害の甚大化が懸念されているほか、令和 2 年から、新型コロナウイルス感染症が拡大しています。

引き続き、被災者一人ひとりの復興を最後まで見守り、三陸のより良い復興の実現に向けて取組を進めるとともに、二度と同じ悲しみを繰り返さないため、大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全・安心な地域社会の構築を進めていくことが重要です。

また、こうした大規模災害や感染症の流行等の危機的状況においては、女性への家事・育児・介護等の負担が一層増すほか、配偶者等からの暴力（DV）の増加や雇用格差など、平常時における男女共同参画に関わる課題が顕著に現れることから、危機的状況において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、平常時から男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

(4) 多様な主体が参画した取組の拡大

県ではこれまで、東日本大震災津波からの復旧・復興に向け、県民一丸となり、最優先で取り組んできました。

国内外から復興への多くの御支援をいただく中で新たなつながりが生まれ、さらに、ボランティアをはじめとした様々な場面で女性や若者の力強い活躍が見られるなど、復興を進める過程で多様な主体の参画やつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン¹⁾）を重視する視点が定着してきました。

引き続き、多様な主体の参画や連携を重視するとともに、社会的に弱い立場にある方々が地域や職場、家庭などでつながりが薄れることによって孤立させないようにする社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の考え方を踏まえながら取組を進めて行くことが重要です。

(5) S D G s（持続可能な開発目標）を踏まえた取組の推進

平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（S D G s）」が盛り込まれており、この推進につながる取組が、国、自治体、企業等で進んでいます。

S D G s では、ゴール 5 として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」が掲げられており、S D G s 全体の達成のためにも男女共同参画の実現へ向けた取組が重要です。

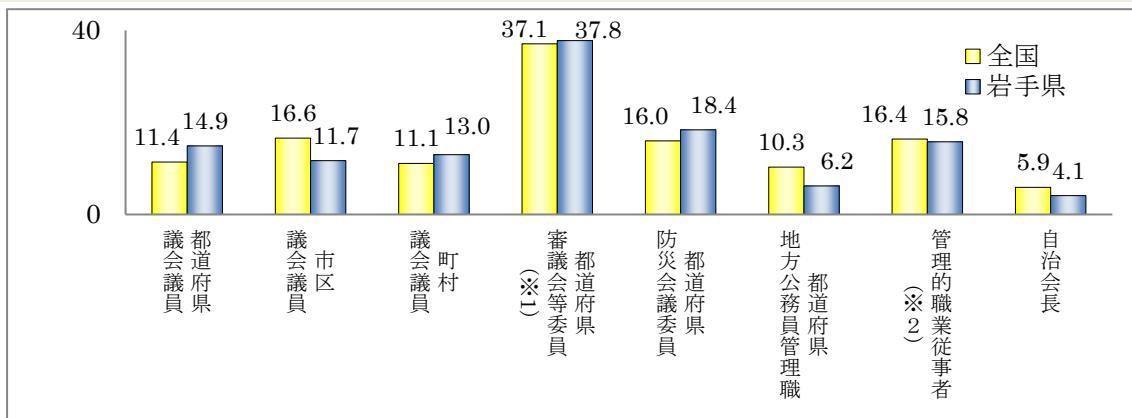
¹⁾ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2 男女共同参画に関する現状

1 政策・方針決定過程における女性の参画の状況

(1) 様々な分野の政策・方針決定過程における女性の参画状況（全国・岩手県）

女性が占める割合は、都道府県議会議員で 14.9%、都道府県審議会等委員で 37.8%、自治会長で 4.1%となっています。



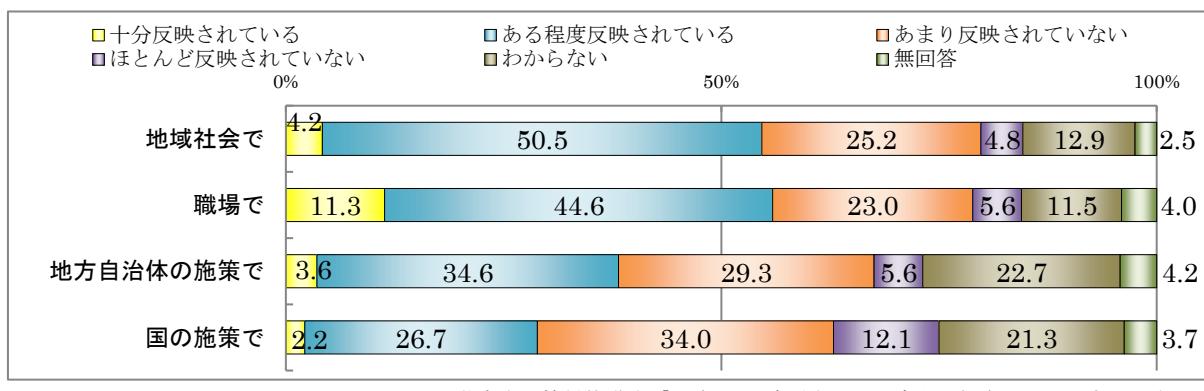
※1 都道府県審議会等委員「目標を設定している審議会等委員への女性の登用」

※2 会社役員、会社管理職員、管理的公務員等

内閣府「都道府県別全国女性の参画マップ」（令和2年5月）、
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度）より作成。

(2) 女性の意見や考えが反映されていると思うか

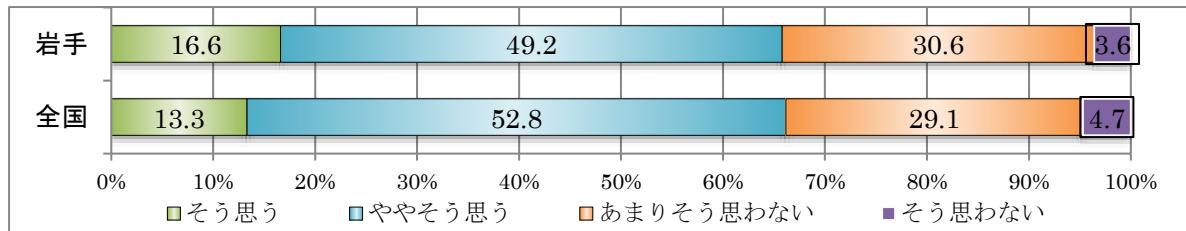
「地域社会で」「職場で」は反映されているとの回答が、過半数を超えており、一方、「地方自治体の施策で」と「国の施策で」は、4割を下回っています。



県若者女性協働推進室「平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(3) 女性を積極的に企業の管理職、団体の役職者などに登用すべきだと考えるか

本県の回答は、「そう思う」「ややそう思う」が 65.8% で、全国と同様の傾向となっています。

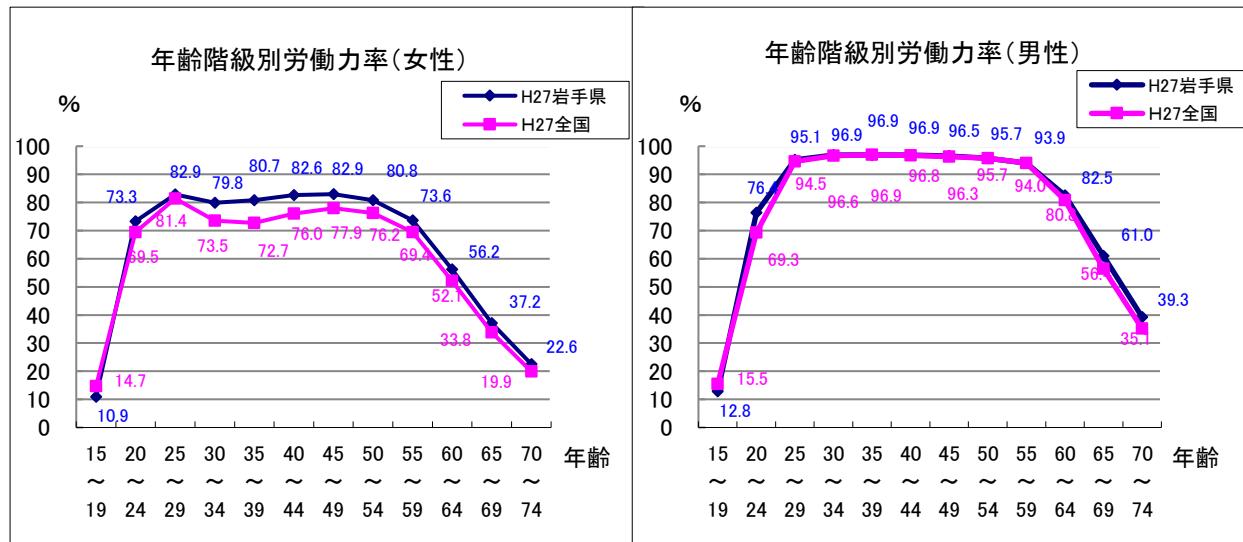


内閣府「地域における女性の活躍に関する意識調査」（平成27年）

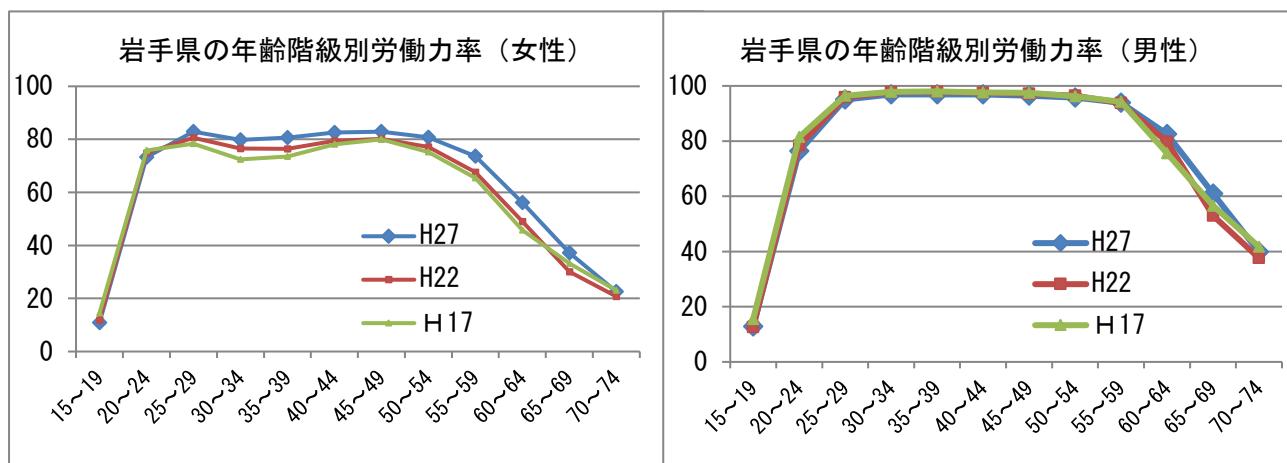
2 就労をめぐる状況

(1) 本県の労働力率

女性は、25～29歳と、45～49歳の2つのピークを持つ「M字」型の傾向にあります。特に35～39歳では8ポイント上回り、「M字カーブ」の底が浅くなっています。男性は25歳から59歳の各年齢階級で90%以上と高くなっています。



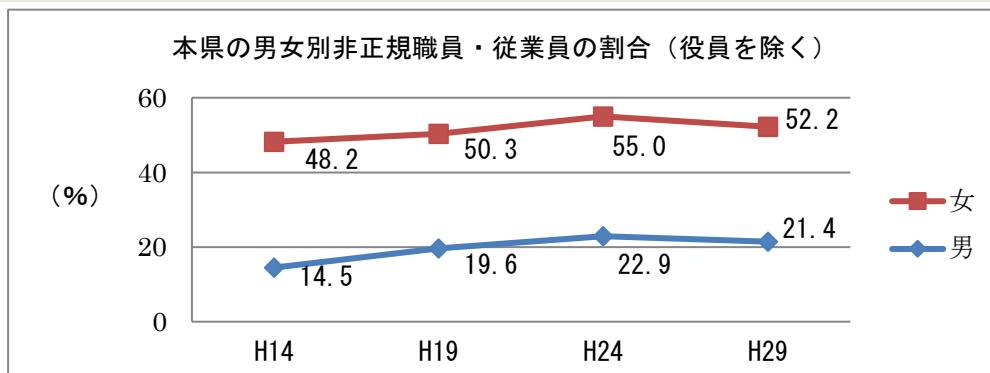
本県の推移を見ると、女性は25歳以上の各年齢階級において労働力率が上昇しており、「M字カーブ」は解消しつつあります。また、男性は60歳以上の労働力率が上昇しています。



総務省「国勢調査」

(2) 非正規職員・従業員の割合

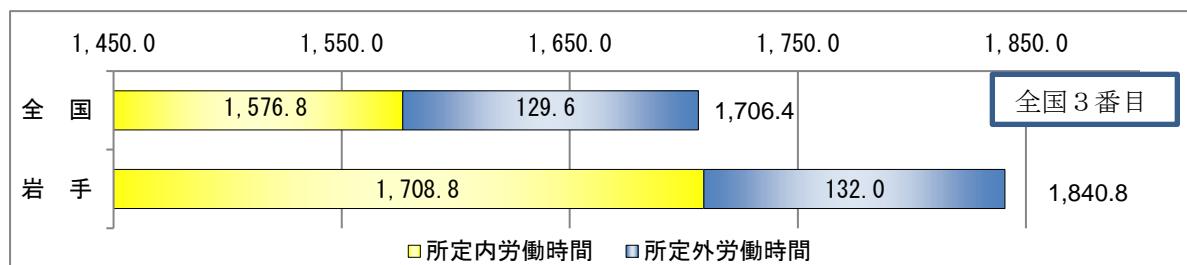
雇用者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合は、平成29年は男女とも平成24年より低下したものの、平成14年、19年調査よりは高くなっています。



総務省「就業構造基本調査」

(3) 年間総実労働時間

本県の年間総実労働時間数は、所定内労働時間が 1,708.8 時間、所定外労働時間が 132.0 時間、計 1,840.8 時間で、全国で 3 番目に多くなっています。

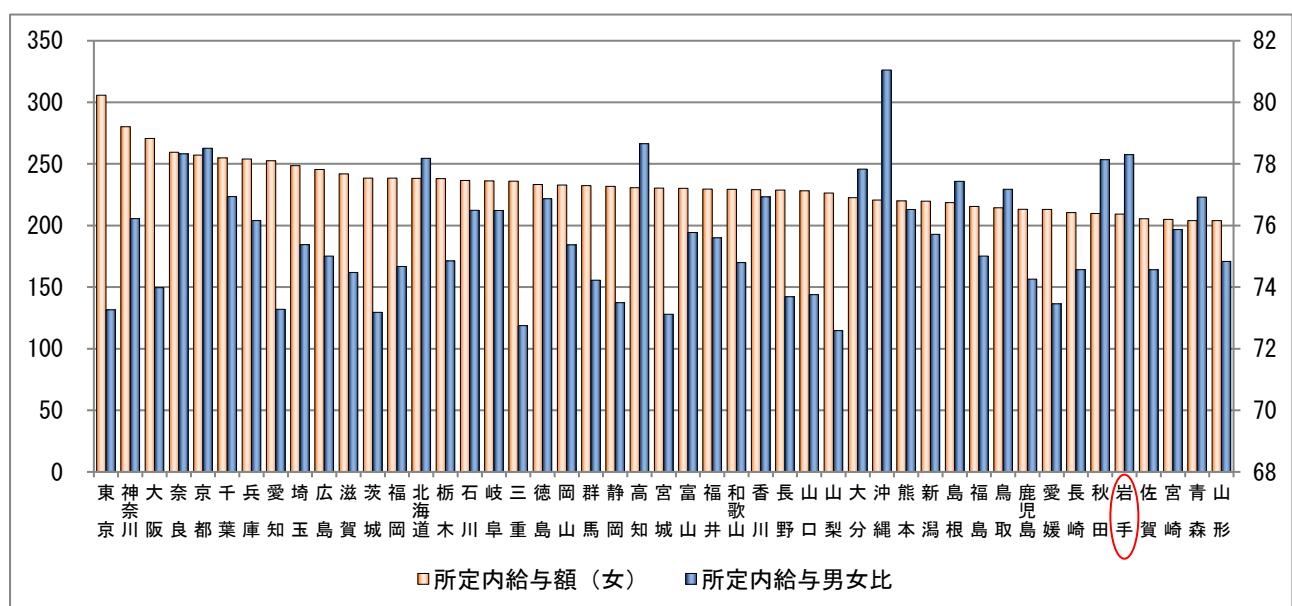
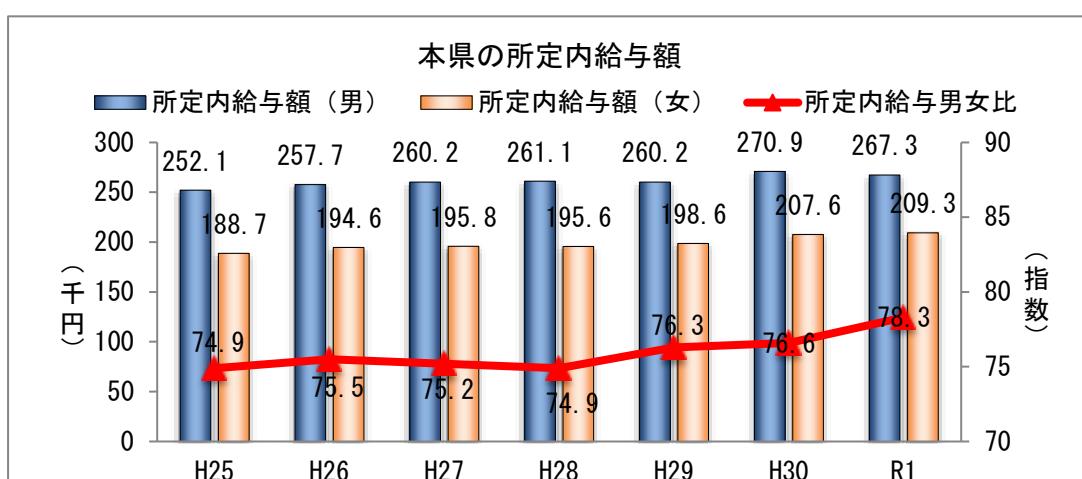


厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査（5人以上）」（平成30年）

(4) 男女別所定内給与額の推移

本県の男女別の所定内給与額は、男性の賃金を 100 とした場合、女性の賃金の比率は 78.3 となり、前年（76.6）より 1.7 ポイント上昇し、男女比は全国第 5 位となっています。

女性の所定内給与額は 209.3 千円で、全国で第 43 位となっています。

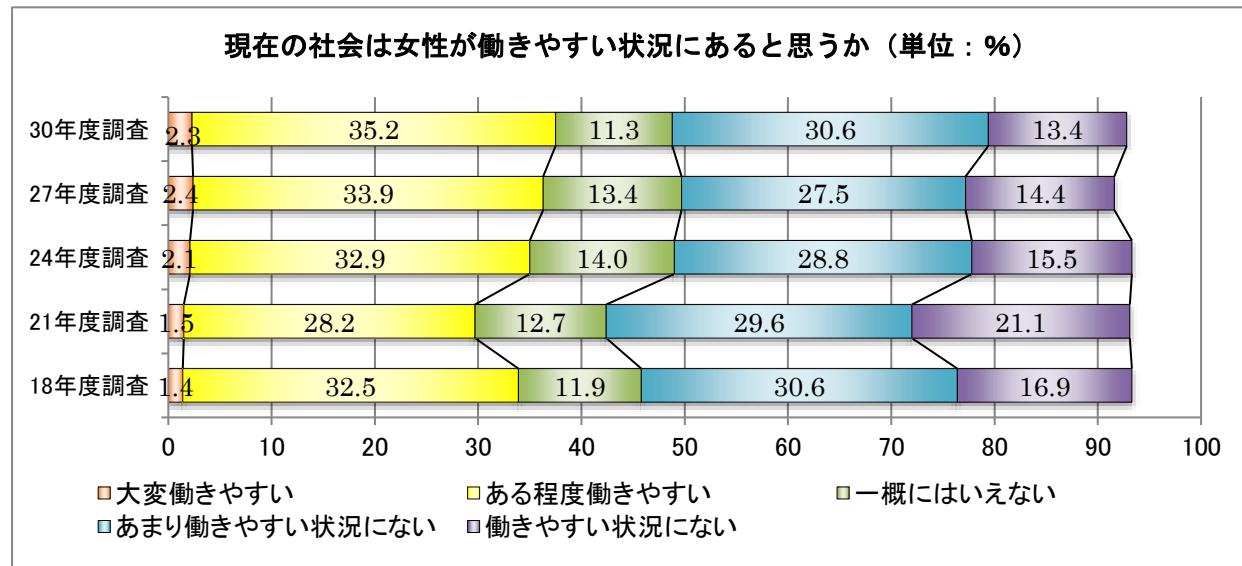


厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年）

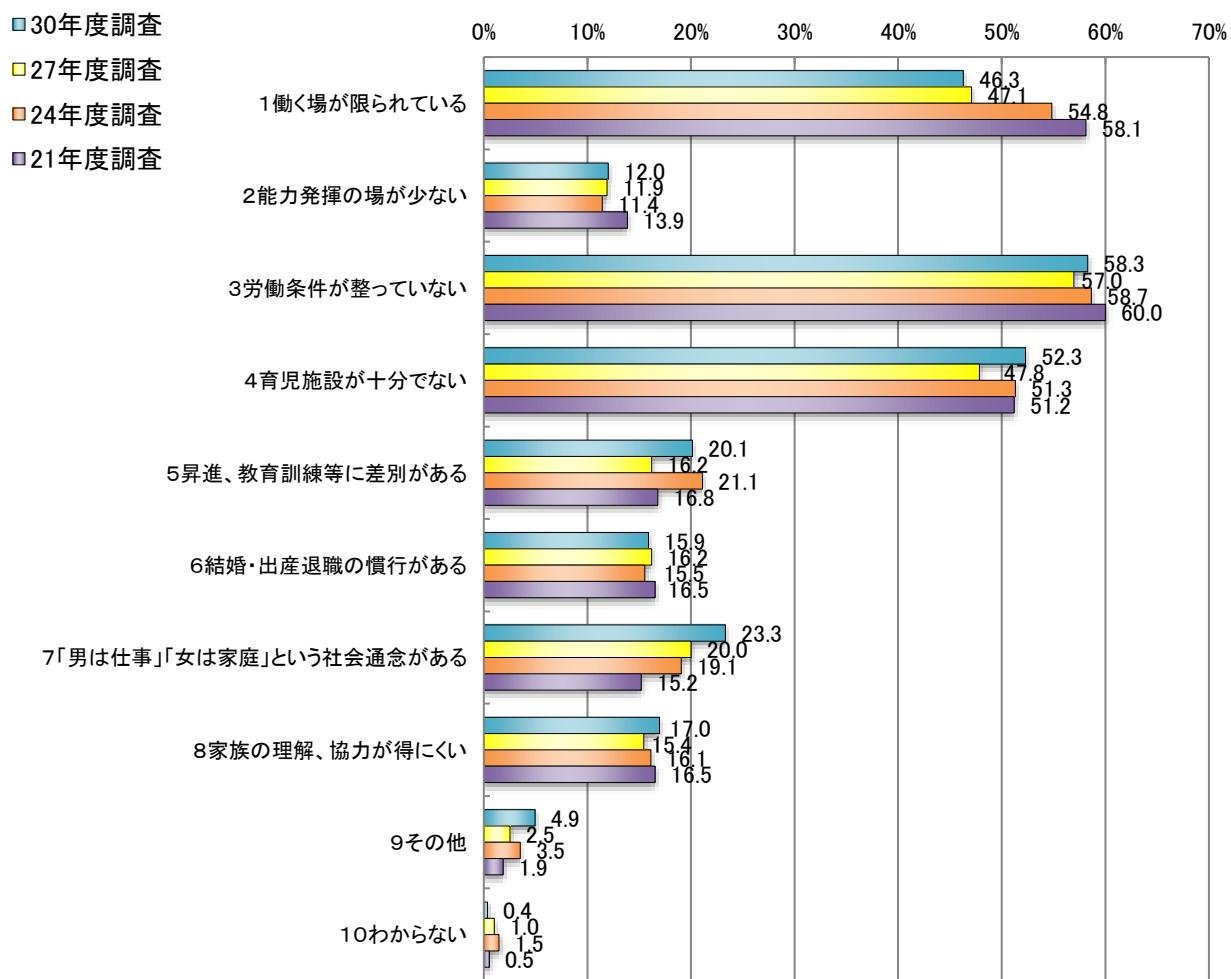
(5) 女性が職業をもつことについて

「女性が働きやすい状況にある」との回答はほぼ変わらず、4割に達していません。

女性が働きにくい理由は「労働条件が整っていない」「育児施設が十分でない」が多く、次いで、「働く場が限られている」となっていますが、その割合は徐々に減少しています。



女性が働きにくい理由（3つまで選択）

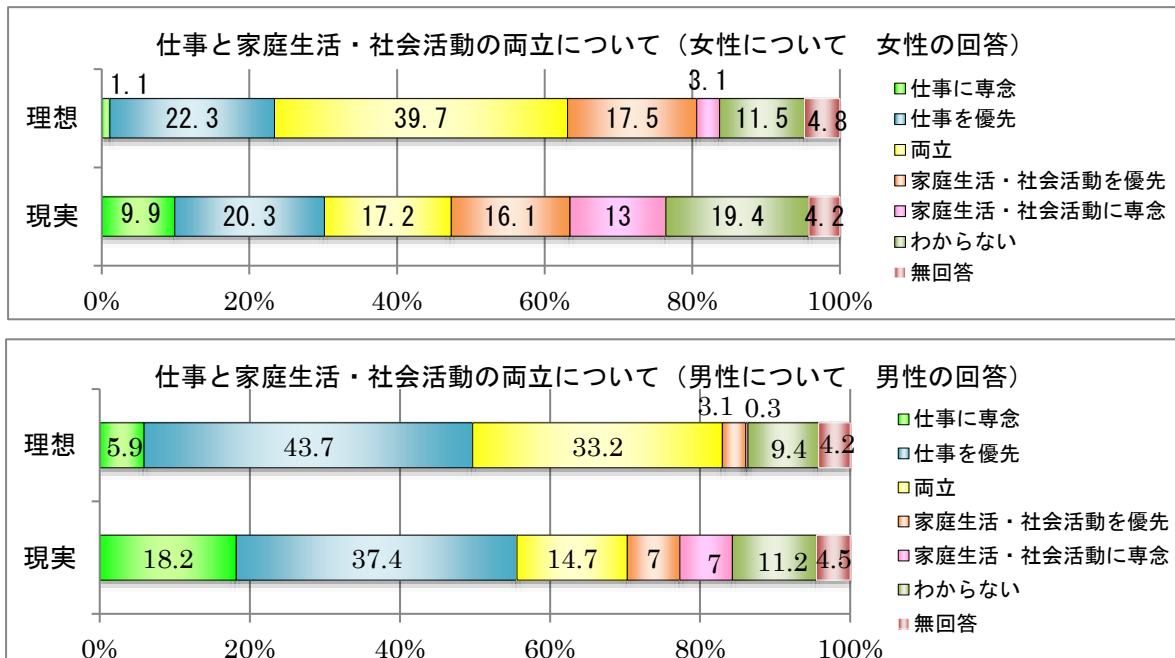


県若者女性協働推進室「平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

3 ワーク・ライフ・バランスをめぐる状況

(1) 仕事と家庭・社会活動の両立の理想と現実

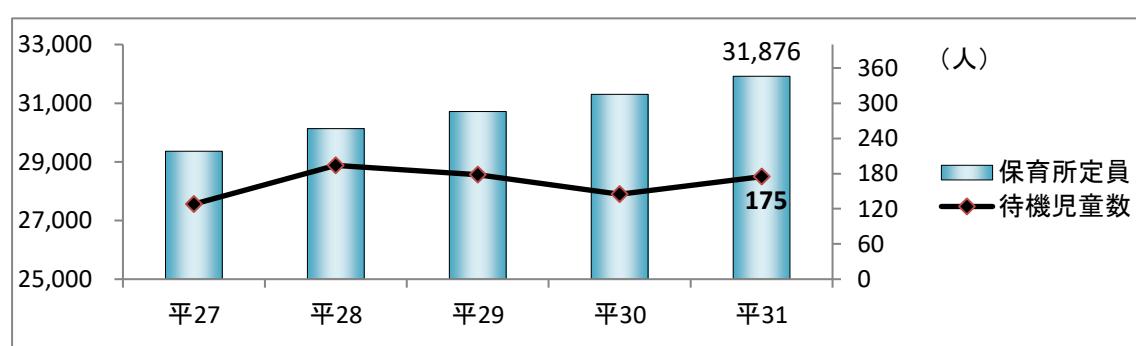
『「家庭生活又は社会活動」と「仕事」を両立している』とした回答は、男女とも 20%程度だったのに対し、理想は、男性は 18 ポイント、女性は 22 ポイントほど高くなっています。両立の理想と現実に差が生じています。



県若者女性協働推進室「平成 30 年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(2) 保育所等入所待機児童数の状況

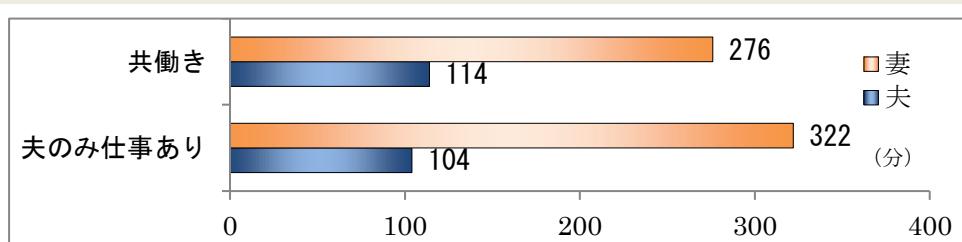
本県の保育所等の定員は増加しているものの、保育所等入所待機児童（4月1日現在）が発生しています。



県子ども子育て支援室調

(3) 夫婦の1日の家事労働時間

「共働き」世帯での夫の家事労働時間は妻の 41.3% であり、「夫のみ仕事をしている」世帯での夫の家事労働時間は妻の 32.3% となっています。

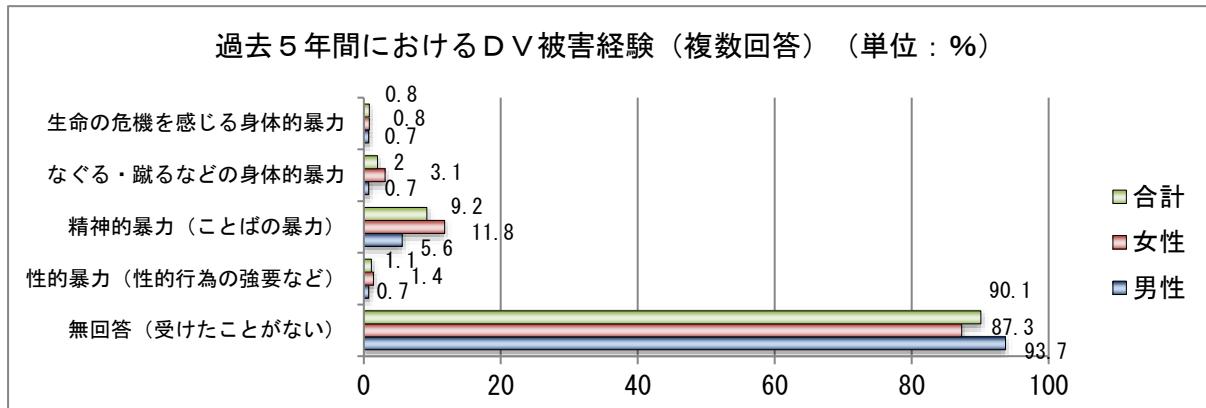


県ふるさと振興部「令和 2 年県民生活基本調査」

4 女性に対する暴力と困難を抱えた女性をめぐる状況

(1) 配偶者等からの暴力被害件数

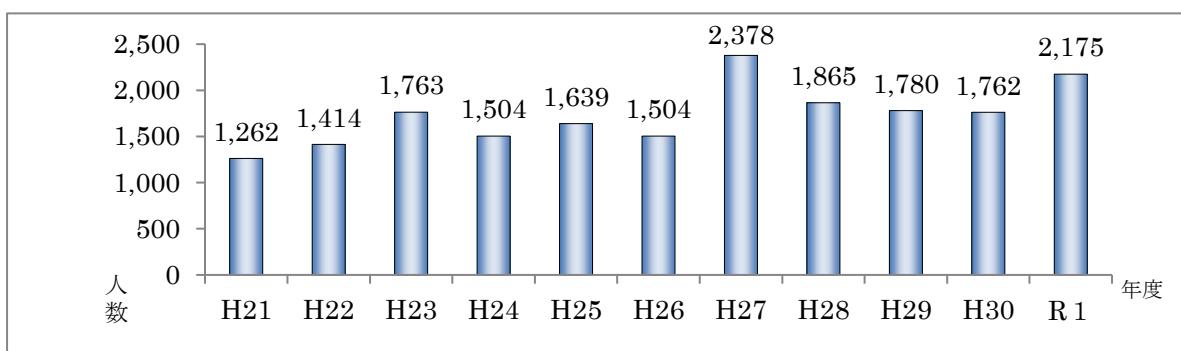
過去5年間に受けたDVの中で最も多かったのは「精神的暴力(ことばの暴力)」で、女性の11.8%、男性の5.6%が暴力を受けた経験を持つと回答しています。



県若者女性協働推進室「平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

相談件数は、平成27年度から、2千件前後で推移しています。

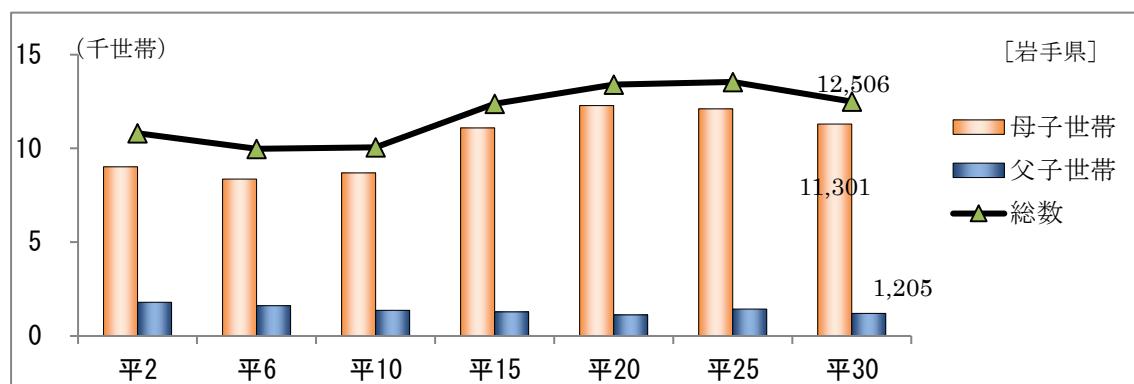


※県の配偶者暴力相談支援センターはH17まで1箇所、H18～20年度は12箇所、21年度13箇所、22年度12箇所となっている

県子ども子育て支援室調

(3) ひとり親世帯の状況

本県の、ひとり親世帯は増加傾向にありました。平成30年は母子世帯、父子世帯、総数ともに減少しています。

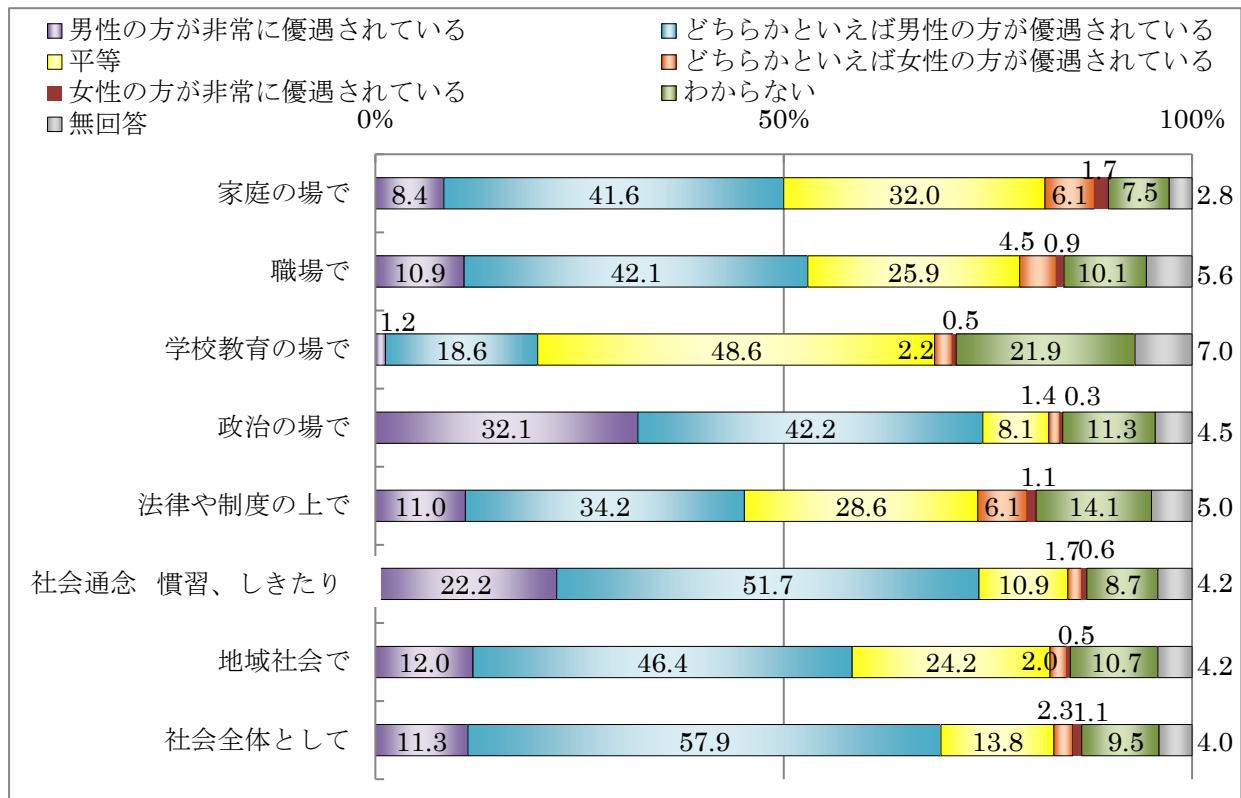


岩手県母子世帯等実態調査基礎調査

5 男女共同参画に関する県民意識

(1) 男女の地位の平等感

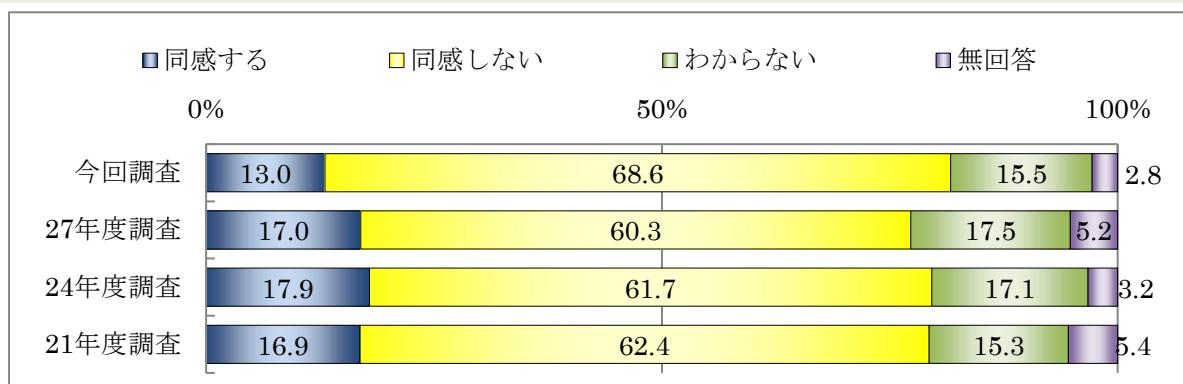
「学校教育の場」を除く7つの場面において、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。特に、「政治の場」及び「社会通念、慣習、しきたり」において、男性の方が優遇されていると感じる割合が高くなっています。



県若者女性協働推進室「平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(2) 固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）

平成30年度調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」は13.0%、「同感しない」は68.6%となっており、前回調査と比べると、「同感しない」が8.3ポイント上昇しています。



県若者女性協働推進室「平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

3 平成 28 年プランにおける成果と課題

平成 12 年プランの取組の成果と課題を踏まえ、平成 23 年 3 月に「男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会」を目標とする新しい「いわて男女共同参画プラン」（平成 23 年プラン）を策定しました。

しかし、東日本大震災津波の発災や、平成 25 年のDV 防止法・ストーカー規制法の一部改正、平成 27 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行などの社会情勢の変化を受けて、平成 28 年 3 月にプランの全面見直しを行い、「東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進」、「女性の活躍支援」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援」の 4 つを施策の基本的方向とし、施策を推進してきました。

これにより、いわて女性活躍企業等認定制度の延べ認定数や、いわて子育てにやさしい企業等認証制度の延べ認証数、男女共同参画サポーターのうち男性サポーターの増加など、男女共同参画社会実現のための取組が進展してきました。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、仕事と生活を両立できる環境づくり、女性に対する暴力の根絶など、引き続き様々な課題が残っています。

4 つの施策ごとの成果と課題は、次のとおりです。

(1) 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

- 岩手県東日本大震災津波復興委員会女性参画推進専門委員会において女性参画の推進のための提言が行われるなど、女性の意見を反映した復興の取組が進められています。
- 男女共同参画視点からの復興・防災に関する研修会受講者数が着実に増加しています。（参考 1）
- 女性委員が参画する市町村防災会議の割合は、平成 27 年度からは増加したものの、平成 28 年度以降はおおむね横ばいで推移しています。（図 1）

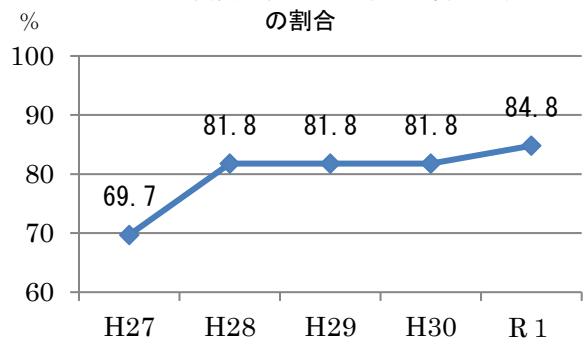
（参考 1）

男女共同参画視点からの復興・防災に関する研修会受講者数（累計）（人）



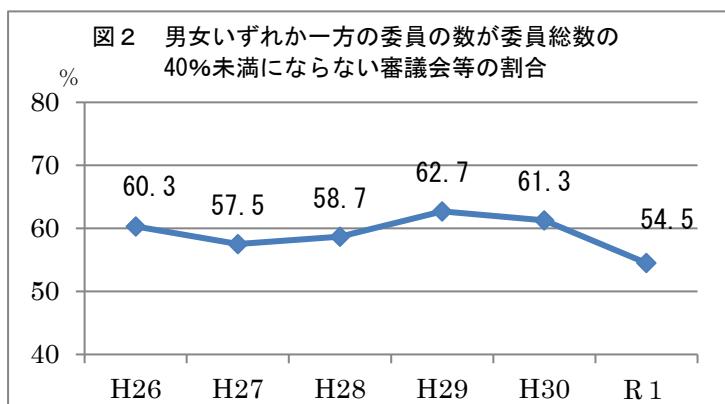
H27 : 264 人 ⇒ R1 : 478 人

図 1 女性委員が参画する市町村防災会議の割合



(2) 女性の活躍支援

- 男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合は、増加しています。(図2)
- 女性社員等を対象とした「ロールモデル提供事業」や、「女性活躍のための経営者研修」の参加者数等は着実に増加しています。
- 本県の女性の労働力率は、全国平均に比べほとんどの年代が上回っており、いわゆるM字カーブは全国より底が浅くなっています。
- いわて女性活躍推進の延べ認定企業数、いわて子育てにやさしい企業の延べ認証数は着実に増加しており、女性の活躍や仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業等の動きが広がっています。(参考2)
- 平成30年度に実施した意識調査(以下「意識調査」という。)において、職場において男女が平等と感じている人の割合は、前回調査(平成27年度)からあまり増加していません。
[H30: 25.9%、H27: 23.9%]
- 意識調査では、仕事と生活の両立についての理想と現実に依然として差がある状況です。



(参考2)

いわて女性活躍 企業等認定制度

女性の活躍推進に積極的に取り組む県内企業等の取組を広く公表することにより、企業等の自主的な取組の促進を図り、県内企業等における女性活躍の一層の促進を図ることを目的に認定している県の制度です。

«認定企業数(累計)» H29: 9社 ⇒ R1: 138社

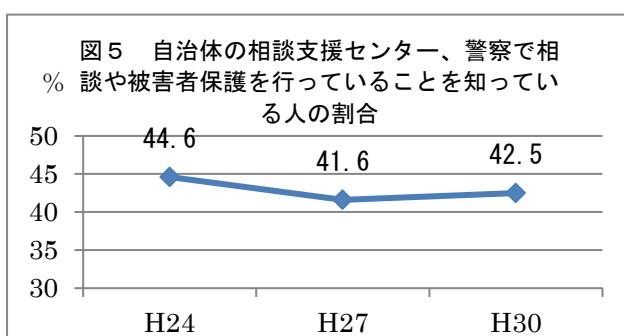
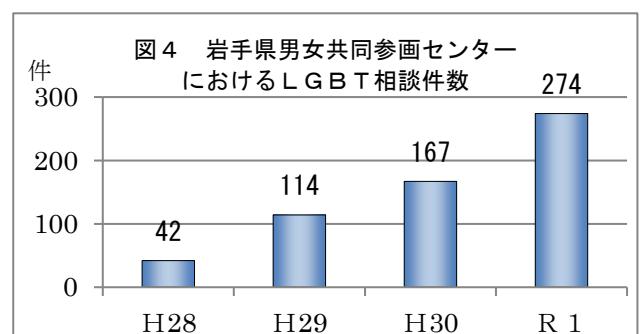
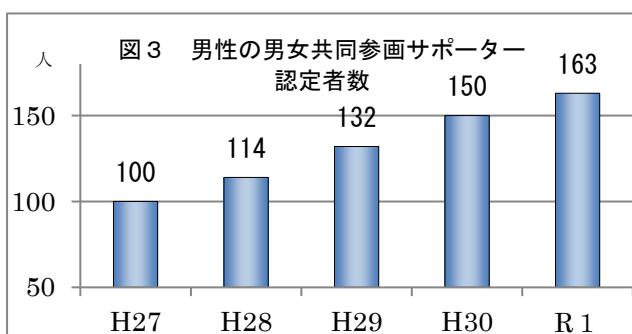


(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 地域や職場で男女共同参画を推進する男性の男女共同参画サポーター認定者数は着実に伸びています。(図3)
- 意識調査において、社会慣習の中での不平等感の割合は、前回調査（平成27年度）から減少しておらず、男女の不平等感は根強く残っています。[H30: 73.9%、H27: 73.1%]
- 共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合は上昇しているものの、女性の約4割となっています。
- 自治会長に占める女性の割合は1割に満たず、全国平均を下回っている状況です。
- 岩手県男女共同参画センターにおいて実施しているLGBT²相談の相談件数が増加しています。(図4)

(4) 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援

- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施やリーフレットの配布等により、相談機関の周知等に取り組んだものの、意識調査では、自治体の相談支援センター及び警察で、相談対応や被害者保護を行っていることを過半数が知らない状況にあります。(図5)
- DV相談員研修参加者数が着実に増加しています。
- 各地域において青少年の指導的立場にある方々を対象に実施している「メディア対応能力養成講座」の参加者数は着実に増加しています。
- 女性の各ライフステージにおける健康増進の取組が継続して行われています。



² LGBT: 性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L: 女性の同性愛者 (Lesbian : レズビアン)、G: 男性の同性愛者 (Gay : ゲイ)、B: 両性愛者 (Bisexual : バイセクシュアル)、T: こころの性とからだの性との不一致 (Transgender : トランジジェンダー)。

第2章 基本的な考え方

1 プランの基本目標

【プランの基本目標】

性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現

本計画の策定に当たっては、岩手県男女共同参画推進条例に掲げる基本理念に基づき、本県や男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進」、「女性の活躍支援」、「多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」と、これらを下支えする共通的土台としての「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の5つを施策の基本的方向とし、市町村等と連携を図りながら、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現を目指し、施策を推進します。

2 施策の基本的方向

I あらゆる分野における女性の参画拡大

人口減少が進む中、地域社会が持続的に発展するためには、あらゆる分野で女性が意思決定過程に参画し、多様なニーズや意見を反映させていくことや、あらゆる分野の取組に女性が参画し、能力を発揮していくことが不可欠です。

このため、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に取り組むほか、地域社会における活動が男女共同参画の視点で行われることにより、性別にかかわらず、暮らしやすい魅力ある地域社会が形成されるよう取り組みます。

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

東日本大震災津波からの復興を進めていく上では、住民一人ひとりが復興の主役となって、女性をはじめとする多様な住民の意見を反映した取組を進めていくことが重要です。また、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災と災害からの復旧・復興を円滑に進める基盤となります。

このため、復興・防災に関する政策・方針決定過程に男女がバランスよく参画するとともに、復興や防災・災害の現場における女性の参画拡大を図ります。また、災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ります。

III 女性の活躍支援

性別にかかわらず、経済的な自立や自己実現を図るために働くことを希望する人が働き続けられ、その能力を十分発揮できる環境の整備が重要です。

また、少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働への期待が高まっており、女性の活躍が求められています。

このため、女性活躍推進法に基づき、関係団体と連携しながら、女性の就業を支援するとともに、企業における女性の活躍推進に関する取組を促進します。また、性別にかかわらず、仕事と生活を両立できる環境づくりの推進や雇用環境の整備を図ります。

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

女性に対する暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害が潜在化しやすく、様々な困難にもつながる深刻な問題であるため、暴力の根絶と被害者の相談支援体制の充実が必要です。

また、女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況において困難が深刻化しないよう、平常時からの男女共同参画社会の実現と支援体制の充実が必要です。

さらに、女性は妊娠や出産により男性とは異なる健康上の問題に直面するため、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策を講じる必要があります。

このため、女性に対する暴力の根絶や、困難を抱えた女性への支援、生涯にわたる女性の健康支援に取り組みます。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

家庭・学校・地域において男女共同参画を推進するためには、あらゆる世代の県民が男女共同参画の意義・必要性を理解し、それぞれの立場で男女共同参画の視点に立った行動ができるようにすることや、孤立せず安心して子育てや介護ができる環境の整備が必要です。

このため、県民への教育・学習機会の充実や、幅広い層を対象としたわかりやすい意識啓発、多様な性への理解促進を図るほか、男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくりに取り組みます。

第3章 各 論

施策の体系

I あらゆる分野における女性の参画拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 民間における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

2 地域社会における男女共同参画の推進

- (1) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進

- (1) 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による復興の推進
- (3) 男女別統計情報の活用

2 防災における男女共同参画の推進

- (1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2) 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施
- (3) 防災・災害の現場における女性の参画拡大

III 女性の活躍支援

1 女性の職業生活における活躍の推進

- (1) 女性の就業への支援
- (2) 女性の職業能力開発の促進
- (3) 女性の起業支援
- (4) 関係団体との連携
- (5) 女性の活躍に取り組む企業に対する支援

2 仕事と生活を両立できる環境づくり

- (1) 働き方改革の取組の推進
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

- (1) 雇用の場における均等な機会及び待遇の確保の推進
- (2) 快適な職場環境と労働条件の整備
- (3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護
- (4) 非正規雇用労働者の労働条件の整備

4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

- (1) 農林水産業における男女共同参画の推進
- (2) 商工自営業における男女共同参画の推進

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
- (2) SNS等を通じた暴力被害の防止
- (3) 女性に対する暴力への厳正な対処
- (4) 被害女性等に対する救済策の充実

2 困難を抱えた女性への支援

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 生活困窮、高齢、障がい者等の多様な困難を抱えた女性への支援

3 生涯にわたる女性の健康支援

- (1) 性と生殖に関する健康と権利の推進
- (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
- (3) 生涯を通じた健康支援
- (4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 社会教育の充実と生涯学習の振興
- (4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成
- (5) 国際理解・国際協調の促進

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

- (1) 意識啓発と制度・慣行の見直し
- (2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ（LGBT等）への偏見や差別の解消
- (3) 男女共同参画に向けた気運の醸成
- (4) 県民意識の調査

3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり

- (1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進
- (2) 多様な子育て・介護支援サービスの充実

I あらゆる分野における女性の参画拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

《目指す姿》

政治・行政・経済など、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、男女共同参画の視点に立った、多様性に富んだ活力のある社会が形成されています。

《現状・課題》

- 様々な分野の政策・方針決定過程において女性が占める割合はまだ低い状況ですが、社会の様々な制度や仕組みに男性・女性それぞれの意見を反映させるためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が参画することが必要です。
- 平成30年度に実施した「いわて女性の活躍促進に関するアンケート」結果では、約9割の事業所が女性の活躍を推進することにメリットがあると回答しており、その理由としては、「男女ともに働きやすい職場になる」、「優秀な人材の確保・定着」、「企業のイメージアップにつながる」等が多くなっています。
- 一方で、女性管理職・役員が登用されていない理由として、「現時点では、必要な知識や経験、判断力を有する女性がいない」が約4割と最も多くなっています。
- 女性の登用を進めるためには、女性へのキャリア形成支援、仕事と生活の両立支援、男女均等な機会・待遇の確保、経営者等への意識啓発等に取り組むことが重要です。
- 企業や教育・研究機関のほか、農協、漁協、商工会などの各種団体等においても、方針決定への女性の参画拡大や、採用・登用等における男女の機会均等の一層の推進、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)³等に取り組んでいくことが求められます。
- 県議会や市町村議会における女性議員の割合はまだ低い状況にありますが、政策の立案及び決定において多様な意見を的確に反映させるためには、政治分野における男女共同参画の推進が重要です。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 県の審議会等における女性委員の割合の向上と女性委員が就任していない審議会等の解消に努めるとともに、市町村に対しても審議会等への女性委員登用の促進を働きかけます。
- 県や市町村、企業等の管理職等への女性の登用状況を定期的に調査し、公表します。
- 女性活躍推進法第19条に定める特定事業主行動計画を策定し、女性職員のキャリア形成や能力開発のための取組を着実に推進します。
- 政治分野における女性議員の参画状況を定期的に調査し、公表するとともに、議会における女性参画の意義についての理解促進を図ります。

³ ポジティブ・アクション：一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことという（内閣府ホームページより）。

(2) 民間における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 将来において目指したいと思うモデルとなる女性を学生や若い従業者等に示し、将来のキャリア形成に活かすとともに、女性自身がキャリアアップするために必要なスキルを学ぶ機会を提供することにより、女性の職業生活における方針決定過程への参画意欲の向上を図ります。
- 女性が様々な分野で意欲や能力に応じて活動できるよう、必要な情報提供やネットワーク形成に係る支援を行います。
- 女性の活躍推進に対する理解と協力を得るため、「いわて女性の活躍促進連携会議」の構成団体と協力しながら、事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性登用を推進するための経営者研修を開催するほか、男性の理解・協力を促進するための講座の開催などに取り組み、企業の経営者や男性従業員に対する意識啓発を進めます。
- 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等に対しても、政策・方針決定過程への女性の登用について働きかけます。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会等委員への応募など政策・方針決定過程への積極的な参画・ 女性に対する偏見の解消など意識改革
企業・団体	<ul style="list-style-type: none">・ 企業・団体における女性従業員の人材育成と幹部職員への積極的な登用
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村の審議会等委員への積極的な女性登用・ 市町村の女性職員の人材育成

I あらゆる分野における女性の参画拡大

2 地域社会における男女共同参画の推進

《目指す姿》

地域社会のあらゆる分野における活動等が男女共同参画の視点に立って行われ、男女が対等な立場で参画しています。また、これにより性別にかかわらず、暮らしやすい魅力ある地域社会が形成されています。

《現状・課題》

- 全ての人々にとって住みやすい地域社会とするためには、県や市町村をはじめ、地域コミュニティ団体やN P O等が行う、多様な地域課題の解決に向けたあらゆる分野の活動において男女が共に対等な立場で参画し、男女双方の視点から企画・立案・実践していく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの機能低下、担い手不足が懸念されており、持続可能な地域コミュニティづくりの推進のためには、コミュニティを支える、多様な人材の育成に取り組む必要があります。
- 災害時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においては、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの地域社会における男女共同参画社会の実現が重要です。
- 意識調査では、地域社会での男女の地位の平等感について、約6割が「男性の方が優遇されている」と回答しており、地域社会での男女の不平等感がある状況です。
- 自治会長に占める女性の割合は低い状況にありますが、地域活動において多様な意見を反映させるためには、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進が必要です。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 地域おこしや自治会活動等で活躍している女性リーダーの事例を取り上げ、女性の地域における方針決定過程への参画意欲の向上や意識啓発を図ります。
- 市町村に対し、自治会活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進について働きかけます。
- P T A等の社会教育関係団体に対し、男女共同参画の推進について働きかけます。

(2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進

- 市町村や地域コミュニティ団体を対象とした、地域づくりに関するフォーラムやセミナーの開催を通じて、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進し、地域コミュニティを支える女性や若者を含む多様な人材の育成に取り組みます。
- 地域コミュニティの強化、防災、環境保全、子育て支援など、地域の課題解決に向けた様々な活動が男女共同参画の視点で行われるよう、N P O、企業、大学その他多様な団体に対し、男女共同参画の意義について普及啓発を図ります。

- 県の施策全般に男女共同参画の視点を取り込むとともに、部局横断的で多様な民間団体や県民との協働による施策・事業を企画・実施します。
- 岩手県男女共同参画センター⁴において、男女共同参画の視点による地域活動に関する県内外の優良事例等について情報提供を行うとともに、地域の多様な団体等と連携・協働で事業を実施することにより、課題解決型で実践活動につながる学習機会の提供を行います。
- 岩手県男女共同参画センターの講座や情報紙、インターネット等を活用した情報発信等により、固定的性別役割分担意識の解消や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による制度・慣習・しきたりについての気づきや見直しを促すための意識啓発を行います。
- 市町村に対し、男女共同参画サポーターと協働したまちづくり事業等の実施について働きかけるとともに、必要に応じて、具体的な事業における助言や情報提供等の支援を行います。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の各種活動における意識改革 ・ 地域活動への積極的な参画
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な住民の意見を反映させるための男女共同参画の視点に立った各種まちづくり事業の企画運営 ・ 地域の各種団体に対する意識啓発 ・ 自治会活動における男女共同参画の推進 ・ 男女共同参画サポーターと協働したまちづくり事業等の実施

⁴ 岩手県男女共同参画センター：男女共同参画推進の拠点施設として、平成18年度にいわて県民情報交流センター（アイーナ）内に設置。県民を対象とした男女共同参画に関する情報提供、学習、相談、交流事業を実施している。

Ⅱ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進

《目指す姿》

東日本大震災津波からの復興に関する政策・方針決定過程に男女がバランスよく参画し、復興の各過程において女性をはじめとする多様な住民の意見を反映した取組が進められています。

《現状・課題》

- 東日本大震災津波発災以降、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指し、県民をはじめ地域社会のあらゆる構成主体と連携しながら、復興の取組を進めています。
- 被災者支援を行っている支援員・生活相談員の大半が女性であり、また、水産加工業では多くの女性が就労していることなど、暮らしやなりわいの復興において、女性が非常に大きな役割を果たしています。
- 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図り、男性・女性それぞれの意見を反映させる必要があります。
- 復興を進めていく上では、住民一人ひとりが復興の主役となって、復興まちづくりや地域コミュニティの再生、地域の産業の再建などに取り組んでいくことが重要であり、地域住民と行政、更には地域の関係者等が相互に意見交換を行う場を積極的に設けながら、特に次代を担う若者や女性をはじめとした地域住民が復興に参画し、活躍できる地域づくりを推進していく必要があります。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 岩手県東日本大震災津波復興委員会において、女性の多様な意見を反映することができるよう、女性の参画の推進を図ります。
- 市町村に対し、復興に関する方針決定過程への女性の参画を進めるよう働きかけます。

(2) 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による復興の推進

- 復興に関し、住民等との意見交換会等を行う際は、女性をはじめとする多様な住民の意見を反映させることができるよう、参加者がそれぞれの視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備します。
- 被災地における支援者や復興に従事する職員に対して、復興に係る意思決定の場への女性の参画を促進することや、女性に対する暴力等の被害者を発見した時の対応等を含め、被災者や支援者等の双方が適切な対応を行うことができるよう、男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修等を行います。

(3) 男女別統計情報の活用

- 復興に係る被災地の住民の意識調査等においては、男女別・世代別等のデータやニーズが把握できるよう、調査方法や集計方法を工夫するとともに、その結果を公表して復興施策へ反映します。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 復興まちづくりなど復興に関する取組への積極的な参画
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 復興まちづくりにおける女性の参画拡大・ 被災地における支援者や復興に従事する職員に対する男女共同参画の視点からの対応についての理解を促進するための研修の実施

Ⅱ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

2 防災における男女共同参画の推進

《目指す姿》

平常時から、防災に関する政策・方針決定過程に男女がバランスよく参画し、災害から受ける影響の男女の違い等に十分配慮した防災対策が行われています。また、防災・災害の現場において女性が活躍し、地域防災力が向上しています。

《現状・課題》

- 災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災と災害からの復旧・復興を円滑に進める基盤となります。
- 東日本大震災津波においては、避難誘導や救助・救援、医療、消火活動、ライフラインの復旧、避難所の運営、要配慮者の支援など、災害発生時から応急仮設住宅への入居までのあらゆる場面において多くの女性が活躍しました。
- 一方で、特定の活動（例えば避難所における食事作りやがれき処理等）が特定の性に偏ることや、避難生活において「女性用品や乳幼児用品が入手できない」、「男女別の更衣室や物干し場がなく尊厳が確保できない」、「街灯がなく暗い屋外のトイレで女性や子供の安全が確保できない」といった、男女共同参画の視点が欠けていたことによる様々な困難があったことが報告されました。
- 地域防災力の向上を図るためにには、女性が防災に関する政策・方針決定過程へ参画することやリーダーとして活躍すること等により、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立し、女性や性的マイノリティ（L G B T等）、妊産婦、高齢者、子どもなど、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施する必要があります。
- 災害時のみならず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においても、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、危機的状況において女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、東日本大震災津波での経験を活かしながら、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めることが重要です。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 岩手県防災会議について、女性委員の拡大を図ります。
- 県内の市町村防災会議について、他県の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うこと等により、女性が委員として参画するよう、市町村に対して働きかけます。

(2) 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施

- 国が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、防災部局と男女共同参画部局が連携して防災対策を推進します。
- 地域防災計画や他の防災に関する計画に、男女共同参画の視点を反映させます。
- 防災訓練を実施する際には、男女が共に参画できるようにし、特定の活動（例えば、炊き出し訓練等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することができないように市町村に対して働きかけます。
- 市町村に対し、自治会や自主防災組織等における男女共同参画の推進について働きかけます。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや多様な視点等に配慮した運営がなされるよう、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を活用し、市町村に対して働きかけます。
- 企業や団体等での男女共同参画の視点を取り入れたリスクマネジメントの事例等に関して、情報収集や提供を行います。

(3) 防災・災害の現場における女性の参画拡大

- 女性のいない消防団及び消防本部がゼロとなるよう、女性消防団員及び女性消防吏員の増員を促進します。また、女性消防団員が十分に能力を発揮できる機能別分団の導入等の環境整備を促進します。
- 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、自主防災組織リーダー研修会への女性の参加者が増加するよう、市町村に対して働きかけます。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 防災訓練など防災に関する取組への積極的な参画
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 防災会議への積極的な女性登用・ 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの策定・ 自主防災組織における女性の参画拡大の促進と男女共同参画の推進

III 女性の活躍支援

1 女性の職業生活における活躍の推進

《目指す姿》

女性が自らの意思によって、職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍しています。

《現状・課題》

- 平成 27 年の国勢調査によると、本県の女性の年齢別労働力人口の割合は、15～19 歳を除く全ての年代において全国平均を上回っています。
- 少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働力への期待が高まっています。女性の活躍が求められています。
- 進学期・就職期の県外への転出、特に 20 代前半の女性の転出超過により本県の社会減が続いていることから、若者等の県内就業の更なる促進とともに、効果的な U・I ターン対策が求められます。
- 本県の離職者等を対象とした職業訓練受講者数は女性の割合が高く、女性のスキルアップへの関心が高まっています。
- 国の「働き方改革実行計画」では、個人の学び直しへの支援の充実が掲げられており、IT や保育・介護など人材の需要の高い分野等での職業訓練の拡充が進められています。
- 子育てを終え再就職を希望する女性などを対象に、産業構造の変化や技術革新、高度情報化の進展に対応した、新しい技術・技能の習得を支援する必要があります。
- 自らの意思により働き続けるという女性の自己実現に向けた職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない能力開発や適性に応じた平等な教育訓練機会を確保していくことが必要です。
- 女性の職業生活における活躍を推進するため、行政・経済団体・産業団体その他の関係団体が緊密に連携し、情報共有や意見交換を行う必要があります。
- 女性活躍推進法の改正により、令和 4 年 4 月から一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されることから、岩手労働局と連携した制度の周知等が必要です。
- 女性の起業は、自己実現や望むスタイルでの働き方を実現する手段として有効ですが、自分のやりたいことを事業化する方法がわからず準備に踏み切れないことや、事業・経営に関するノウハウ不足が起業時の課題となっていることから、経営知識の習得や資金調達など、起業に向けた支援を行う必要があります。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 女性の就業への支援

- 「いわてで働く推進協議会」を核とした取組により、高校生や大学生等の若者、女性等の県内就業及びU・Iターンを促進します。
- 様々な機会を捉えて、高校生や大学生等とOB・OGの若手社員等との、仕事や生活などについての意見交換会を実施すること等により、学生・生徒の県内企業への理解促進に取り組みます。
- 県内高等教育機関と連携しつつ、就職活動前の大学生や、女子学生等への県内企業の魅力等の理解促進に取り組みます。
- 農林水産業や建設業、医療・福祉などの担い手対策事業と共に、市町村教育委員会などの関係機関等と連携しながら、小学校から大学まで切れ目のないキャリア教育に取り組みます。
- 中小企業の内定者等向けの地域ごとの研修により、内定者同士のつながりを作ること等で、大卒者等の早期離職防止に取り組みます。
- ジョブカフェいわてにおけるオンラインも活用したキャリアカウンセリングや研修等の実施、就業支援員による企業訪問等により、高卒者等の早期離職防止及び離職後の再就職支援に取り組みます。
- 県外在住の本県出身学生に対し、県内の企業情報や就職関連情報の定期的配信、U・Iターン就職支援組織による相談対応やキャリアカウンセリングなどの個別支援を行い、女性のU・Iターン就職を支援します。
- 県が運用する就職情報マッチングサイトの充実、首都圏U・Iターン就職等相談窓口における就職マッチングの支援により、女性のU・Iターンを促進します。
- 育児や介護のために仕事を中断した女性に対して、能力開発や職業相談対応、情報提供などを行い、女性の再就業を支援します。
- 就業を中断した女性労働者の職業経験や実績が生かされるよう、休業制度の利用促進や再雇用制度の導入について、関係機関と連携して、事業主に働きかけます。
- 女性活躍推進法第22条第2項の規定に基づき、就業中又は就業を希望する女性やその家族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、助言等を行います。

(2) 女性の職業能力開発の促進

- 学校教育の中で、職業に就くことの意義についての認識を育てるとともに、性別にとらわれない多様な職業について情報を提供します。
- 企業における有給教育訓練休暇制度等の導入を積極的に働きかけます。
- 就業経験が乏しい又は就業の機会に恵まれない女性に対し、職業意識の啓発から就業までを支援するための一連の職業訓練及び就職支援を実施します。
- 育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。

(3) 女性の起業支援

- 創業セミナーの開催や事業計画の策定支援、創業体験の場の提供などを行うことにより、創業を目指す女性を支援します。
- 県内で新たに事業を始めようとする場合の資金調達のための融資制度や助成事業について、情報提供・利用促進を行います。

(4) 関係団体との連携

- 女性活躍推進法第27条の規定に基づく協議会を設置し、それぞれの構成団体の取組についての情報共有や女性の活躍に関する意見交換を行い、連携の緊密化を図ります。

(5) 女性の活躍に取り組む企業に対する支援

- 女性の活躍推進に対する理解と協力を得るため、「いわて女性の活躍促進連携会議」の構成団体と協力しながら、事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性登用を推進するための経営者研修を開催するほか、男性の理解・協力を促進するための講座の開催などに取り組み、企業の経営者や男性従業員に対する意識啓発を進めます。
- いわて女性活躍推進員の配置により、いわて女性活躍企業等認定制度を更に普及するなど、女性が活躍できる職場環境づくりを促進します。
- 令和4年4月から一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されることを見据え、岩手労働局と連携した普及啓発を行います。
- 女性が活躍している事業所やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進に積極的に取り組んでいる事業所の情報を収集し、「いわて女性の活躍促進連携会議」の構成団体と協力しながら、広く県内の企業や団体等に紹介することにより、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する県内企業・団体の関心を高め、さらなる取組推進につなげます。

《皆さんに期待すること》

企業	<ul style="list-style-type: none">・ 教育訓練の積極的な実施・ 休業中の従業員に対する職場復帰に向けた支援・ 休業制度の利用促進・ 再雇用制度導入の検討・ 女性の職業生活における活躍の場の積極的な提供
----	---

III 女性の活躍支援

2 仕事と生活を両立できる環境づくり

《目指す姿》

県民が、性別を問わず仕事・家庭生活・地域活動などに、自分の希望するバランスで参画しています。

《現状・課題》

- 本県における令和元年（2019年）の年間総実労働時間は、全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況になっています。
- 出生数が長期的に減少傾向にあることや、晩婚化を背景に育児期にある世帯が、親の介護も同時に担う、いわゆるダブルケア問題の懸念などを踏まえ、企業の育児休業・介護休業制度をはじめとする仕事と生活の調和に向けた取組の普及が求められます。
- 意識調査では、「仕事と家庭・社会活動の両立についての理想と現実」について、男性の約3分の1、女性の約4割が「両立させる」を理想と回答している一方、現実に「両立している」との回答は男女とも2割弱となっており、両立に関する理想と現実に差がある状況です。
- 「両立を可能とするために必要なこと」について性別ごとに聞いたところ、男性・女性とともに、「育児休暇・介護休暇制度を利用しやすい職場環境整備」、「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」が高くなっています。両立支援のための労働環境の整備が必要とされています。
- 平成30年度に実施した「いわて女性の活躍促進に関するアンケート」において、「女性の能力発揮のためにあれば良い行政施策」について聞いたところ、「保育等の子育て支援サービスの充実」を挙げる事業所が約7割となりました。
- 女性が過重な家事負担を負うことなく仕事と家庭生活の両立が可能になるよう、固定的な役割分担意識の見直しを促進し、男性の主体的な家庭生活への参画を進めるとともに、長時間労働の削減等の働き方改革に取り組み、男女双方にとってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めていくことが必要です。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 働き方改革の取組の推進

- いわてで働き方改革協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。
- 各種セミナーの開催や働き方改革のモデル事例の創出・紹介、働き方改革の優良事例等の表彰・広報媒体を活用した周知等により普及啓発を行います。
- 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。
- いわて働き方改革サポートデスクを設置し、企業等からの相談にきめ細かく対応するとともに、助成制度等により、県内各企業等における計画的・自律的な働き方改革の取組を促進します。
- あらゆる人が持てる能力を最大限に發揮することを可能とするダイバーシティ経営⁵の導入を促します。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、働き方の見直しや多様な働き方について、各種啓発活動を通じて理解を促します。
- 国と連携しながら、育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、男性も含めた取得促進など、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境の整備について、企業や関係団体へ継続して働きかけます。
- 育児・介護休業取得者の生活の安定を図るため、休業期間に必要な生活資金の貸付けを行います。
- 育児・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰を促すため、事業主等に対し、国の助成金や給付金制度について、国と連携しながら周知を図ります。
- 職場・家庭・地域社会でのバランスのとれた生活を実現するため、リフレッシュ休暇制度の普及促進を図ります。
- 国と連携しながら、自由勤務時間（フレックスタイム）制度、時差出勤制度及び在宅勤務制度など、仕事と家庭生活を両立するための各種制度の周知を図るとともに、企業等における制度の導入を働きかけます。
- 仕事と子育ての両立支援など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業などを認証するとともに、顕著な功績があった企業を表彰します。
- 子育てしながら働きやすい職場づくりを促進するため、セミナーの開催等を通じ、労働関係法令に関する知識の普及を図るとともに、優良事例や国の助成制度等に関する情報提供を行います。
- 企業や労働者等からの労働相談に対し、関係機関と連携し適切に対応します。

⁵ ダイバーシティ経営：多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営。

- 子育てと介護を同時に行うダブルケアの当事者への支援について、当事者に身近なところで適切に相談や支援が受けられる体制の整備を促進することとし、ダブルケア当事者から聴取した意見を踏まえて、働き方改革・仕事と家庭の両立に向けた当事者支援に取り組むほか、市町村や福祉関係者等を対象とした地域福祉推進フォーラムや各種研修会の機会を活用してダブルケア当事者への支援の必要性に係る理解を醸成します。
- 保育の実施主体である市町村が待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービスの充実等に向けて策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて行う認定こども園等の計画的な施設整備を促進するとともに、子ども・子育て支援新制度に係る情報提供などにより、既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。また、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を働きかけます。
- 幼稚園等が地域の実態や保護者の要請に応じて実施する「子育て支援活動」及び「預かり保育」を促進します。
- 放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援策の充実を図ります。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方の見直しに関する意識改革 ・ 男性の育児休業等の取得をはじめとする育児等への参加
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための就労環境整備 ・ 男性従業員への育児休業取得促進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園・放課後児童クラブの運営の充実

III 女性の活躍支援

3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

《目指す姿》

雇用の場において、男女均等な機会・待遇が確保されるなど雇用環境が整備され、男女が対等なパートナーシップを発揮し、いきいきと働いています。

《現状・課題》

- 平成 29 年就業構造基本調査において、本県の雇用者数（役員を除く。）を男女別にみると、平成 29 年は男性が 28 万 5,100 人（男性有業者全体の 78.3%）、女性が 24 万 6,500 人（女性有業者全体の 84.9%）となっており、平成 24 年と比べ男性は 200 人増加（男性有業者に占める割合は 0.1 ポイント上昇）、女性は 4,100 人増加（女性有業者全体に占める割合は 1.5 ポイント上昇）しています。
- 令和元年賃金構造基本統計調査において、本県の労働者の賃金の実態を男女別にみると、令和元年の所定内給与額⁶は、男性が 267,300 円、女性が 209,300 円で、男性を 100 とした場合、女性は 78.3（平成 26 年は 75.5）となっており、男女間で格差があります。要因の一つとして、女性が上位の職に登用されていないことが考えられます。
- 意識調査では、職場での男女の地位の平等感について、約半数が「男性の方が優遇されている」と回答しており、職場での男女の不平等感がある状況です。
- 女性が職業をもつことについての県民の意識は、「一生もち続ける方がよい」と考える割合が調査回数を重ねるごとに高くなっています。一方で現在の社会は女性が働きにくいと考えている県民の割合は高くなっています、女性の働きやすさは改善されていない傾向にあります。
- 平成 29 年就業構造基本調査によると、本県の雇用者数（役員を除く。）に占める非正規の職員・従業員の割合は、35.7% となっており、男女別にみると、男性は 21.4%、女性は 52.2% となっています。これまで、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者は、賃金などの労働条件等の整備や社会保険への加入が遅れているとともに、その置かれている身分は不安定な状況にあり、適正な労働条件等の確保が課題とされてきました。こうした課題を受けて、令和 2 年 4 月 1 日から、パートタイム・有期雇用労働法が改正され、基本給や賞与など、同一企業内における正社員と非正規社員の間の不合理な待遇の差が禁止されることとなりました。中小企業に対しては、これらの改正が令和 3 年 4 月 1 日から適用されることとなっており、岩手労働局と連携した制度の周知等が必要です。
- 妊娠・出産後も働き続ける女性労働者が増加している中で、母性を保護し、女性が働き続けながら安心して出産・育児ができるよう、労働環境を整備することが求められています。

⁶ 所定内給与額：労働契約等であらかじめ定められている支給要件、算定方法により支給された現金給与額のうち超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交代手当として支給される給与）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 雇用の場における均等な機会及び待遇の確保の推進

- 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ働き続けることができるよう、男女雇用機会均等法などの関係法令や国の助成金制度について、国と連携しながら周知を図ります。
- 企業や労働者等からの労働相談に対し、関係機関と連携し適切に対応します。
- 男女間格差の解消のために企業が取り組む「ポジティブ・アクション」⁷について、国と連携しながら取組を促進します。

(2) 快適な職場環境と労働条件の整備

- 事業主等を対象としたセミナーの開催等を通じ、職場における男女の対等なパートナーシップに向けた意識啓発を図ります。
- 職場でのハラスメント対策について、国や関係機関・団体と連携して、事業主が講ずべき措置及び紛争解決援助制度の周知・啓発を図ります。

(3) 働く女性の妊娠・出産に関する保護

- 国と連携して、隨時、労働基準法の母性保護規定等の周知を図ります。

(4) 非正規雇用労働者の労働条件の整備

- 令和3年4月1日から、中小企業に対して改正後のパートタイム・有期雇用労働法が適用されることを見据え、岩手労働局と連携した普及啓発を行います。
- 岩手労働局と連携し、非正規労働者の正社員転換・待遇改善について経済団体に要請とともに、労働契約法の改正に伴う「無期転換ルール⁸」の適正な運用を促します。
- 就職氷河期世代等を対象に、オンラインも活用しつつ、セミナー・職場見学会、e-ラーニング講座等を実施することにより、企業とのマッチングによる非正規雇用労働者等の正社員就職等を促進します。
- 広域振興局等において、就業支援員等が各種相談対応や情報提供を行い、パートタイム労働者の就業を支援します。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 職場における意識改革
企業	<ul style="list-style-type: none">・ 労働関係法令の遵守・ 職場における意識啓発や慣行の見直し・ 女性の採用・配置・登用に関する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）・ 企業における男女共同参画に関する教育の推進

⁷ ポジティブ・アクション：男女雇用機会均等法は「事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置」は「性別を理由とする差別の禁止、性別以外の事由を要件とする措置」に当たらない、としている（第8条）。

⁸ 無期転換ルール：「改正労働契約法」（平成25年（2013年4月1日施行）により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

III 女性の活躍支援

4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

《目指す姿》

農林水産業や商工自営業において、男女が対等なパートナーシップを発揮し、いきいきと働いています。

《現状・課題》

- 農林漁業は家族経営が多数を占めることから、生産や経営と生活が密接であり、女性等の就労環境の改善が図られてきていますが、依然として十分とは言えない状況にあります。
- 農山漁村における男女共同参画を進めるためには、家庭や地域等における意識改革を進めるとともに、女性の農林漁業技術や経営能力を高めるなどの資質の向上を図りながら、生産組織や組合、地域の様々な方針決定の場に、男性と女性が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。個々の経営においては、家庭内の役割分担や労働時間、報酬などの就業条件を明確にし、女性が主体性を持って経営に取り組めるよう支援していく必要があります。
- また、商工自営業に従事する女性は、経営と生活の境界線が不明確なことから、仕事と家事の区別がしにくく、就業形態が不規則で長時間労働になりやすい状況にあります。
- 商工自営業に従事する女性への母性保護や健康管理に配慮しながら、安全で快適な労働環境の整備を進める必要があります。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 農林水産業における男女共同参画の推進

- 農山漁村女性の交流や情報交換などを行うフォーラムの開催等を通じて、方針決定の場への女性の参画促進について普及・啓発を行います。
- 女性農業者が主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、経営計画や就業条件等を家族間で共有する「家族経営協定」の締結を促進します。
- 経営管理能力・技術力の向上を図るための研修会等を実施するとともに、農山漁村ビジネスの新たな展開や、情報共有・研さんそのためのネットワーク構築などの活動を支援し、女性農林漁業者を育成します。
- 地域の農林漁業や農山漁村の振興の中核となって意欲的に取り組んでいる女性を「農業農村指導士」等として認定するとともに、その活動を支援します。

(2) 商工自営業における男女共同参画の推進

- 商工団体等の方針決定の場への女性の参画促進について、普及・啓発を行います。
- 商工会等に設置されている女性部や青年部の組織の育成と活動を促進します。
- 女性が安全で快適に就業できるよう、労働時間の適正化や休日の取得など、労働条件の整備について普及・啓発を行います。
- 家内労働手帳の普及や最低工賃の周知、家内労働者の労災保険特別加入促進など、家内労働者の労働条件の改善のための普及・啓発を行います。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革起業活動者のネットワーク形成等による取組の波及
関係団体	<ul style="list-style-type: none">会員への意識啓発女性の積極的登用

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

《目指す姿》

性別にかかわらず、全ての人権が尊重され、女性に対する暴力のない社会が形成されています。

《現状・課題》

- 女性に対する暴力とは、直接的に女性に対して肉体的・精神的・性的な傷害や苦しみをもたらす行為のみならず、そのような行為を行うという脅迫などを含む概念で、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメントなど様々な形態があります。これらの暴力は女性の生活に不安感や恐怖心を植え付け、基本的人権の重大な侵害であるにもかかわらず、密接関係者間で行われる特殊性や被害申告への抵抗感などから潜在化しやすい傾向にあり、さらに、多重債務、住居・就労問題、児童虐待への対応など多岐にわたる問題を含むことが多い状況にあります。
- DVや性犯罪・性暴力など、女性に対する暴力を根絶するため、若年層等を対象とした暴力の当事者とならないための教育や暴力防止に向けた啓発に取り組む必要があります。
- 近年、SNS⁹など、インターネット・スマートフォン等が急速に普及し、これを利用した交際相手からの暴力・性犯罪・売買春・人身取引等の暴力は一層多様化しており、利用者の低年齢化が進む中、SNS上でのネットを通じた性犯罪に巻き込まれる危険性が深刻化していることから、児童生徒が有害情報に触れることがないようフィルタリング¹⁰に関する普及啓発等の取組を一層充実することや、発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を育成することが必要になっています。
- 意識調査によると、女性回答者の17.1%、男性回答者の7.7%が「過去5年間に配偶者等からの暴力を受けたことがある」と回答しています。このうち「精神的暴力」の割合が最も高く、女性11.8%、男性5.6%であり、次いで「身体的暴力」が女性3.1%、男性0.7%となっています。また、身体的暴力のうち「生命の危険を感じる暴力を受けた」と答えたのは、女性0.8%、男性0.7%となっています。
- 関係機関が連携して、暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発や、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する相談窓口の整備、社会復帰や自立のための支援体制の整備に取り組む必要があります。
- 特に、配偶者等からの暴力に関しては、事態が深刻化しないうちに被害者が相談できるよう、相談窓口の周知や相談者のニーズに応じた対応を進める必要があります。

⁹ SNS : Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

¹⁰ フィルタリング：主に子どもを対象として、インターネット上にあるサイトの閲覧を制限するサービス。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり

- 国や市町村、N P O等と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施などにより、女性に対するあらゆる暴力の問題に関する社会の意識を喚起するとともに、暴力防止に向けた啓発や関係法令の内容に関する県民への周知を図ります。
- DVや性犯罪等の被害者にも加害者にもしないため、若年層を対象として暴力防止に関する教育や啓発を行います。
- 相談窓口の周知や相談を促す広報・啓発、相談体制の整備など、性別にかかわらず被害者が相談しやすい環境の充実に向けた取組を推進します。
- いつでも誰でも駆け込める「子供・女性 110 番の家」の設置を促進します。
- 配偶者暴力防止対策については、身近な相談窓口である市町村に対し、配偶者暴力防止対策推進計画の策定などに関する働きかけや支援を行います。

(2) S NS等を通じた暴力被害の防止

- 各種啓発活動を通じ、性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害する可能性があることについて意識啓発を図ります。
- 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。
- 適切な情報メディアへの対応について、各地域での主体的な取組を推進するため、青少年の指導的立場にある方々を対象にメディア対応能力養成講座を各地で開催するとともに、学校や自治会等の関係団体が自ら開催する研修会等に講師を派遣します。

(3) 女性に対する暴力への厳正な対処

- 売春防止法、児童福祉法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律など、関係法令の厳正な運用を図ります。
- 職場でのセクシュアル・ハラスメント対策について、国や関係機関・団体と連携して、事業主が構すべき措置及び紛争解決援助制度の周知・啓発を図ります。

(4) 被害女性等に対する救済策の充実

- 配偶者からの暴力に対して、配偶者暴力相談支援センターや警察署、市町村、その他関係機関が連携して、相談対応や安全確保を最優先した保護、住宅の確保・就労・援護等に関する制度の利用などの自立支援など、性別を問わず被害者のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。
- 保護や援助を必要としている女性が緊急避難できるよう、シェルターでの一時保護を実施するとともに、婦人相談員等によるカウンセリングを通じて被害女性の社会復帰を支援します。

- 性犯罪等被害者の心身の負担を軽減し、健康の回復を図るため、性犯罪・性暴力被害者に対する産婦人科・精神科医療、相談等の総合的支援を関係機関が連携して行う「はまなすサポート」による切れ目のない被害者支援の充実を図ります。
- 岩手県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人いわて被害者支援センターと連携して、被害者支援の充実を図ります。
- 男女共同参画の視点から被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な相談対応・助言・自立支援等ができるよう、相談対応能力の向上を図るために研修の実施等により、相談員の資質向上を図ります。
- 配偶者等からの暴力がその子どもにも悪影響を及ぼすことに鑑み、子どもに対する精神的ケアなどの支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進します。
- 通訳の確保や施設のバリアフリー化など、外国人や障がい者、高齢者に配慮した相談・保護を行います。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力根絶に向けた意識づくり ・ 暴力の防止に向けた家庭教育 ・ 暴力の未然防止に向けた地域活動 ・ 家庭における情報端末のフィルタリングや利用に係るルールづくり
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力防止に向けた意識啓発 ・ 配偶者からの暴力被害者への相談対応
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ S N Sなどの適切な活用などの情報モラル教育の実施と保護者への啓発

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

2 困難を抱えた女性への支援

《目指す姿》

生活上困難な状況におかれているひとり親家庭や生活困窮者、高齢者、障がい者等が、社会から孤立することなく、安心して暮らさせています。

《現状・課題》

- 女性は、非正規雇用の割合が高いことなど、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等による生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が社会的なつながりを回復し、自立に向かえるよう支援が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においては、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現と危機的状況においても機能する支援体制の構築が必要です。
- 岩手県子どもの生活実態調査では、特に母子世帯において、厳しい生活実態が浮き彫りとなつたほか、公的支援施策の周知が行き届いていないことや、公的相談窓口が十分に活用されていないことなどが明らかとなりました。ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者が増加する中、環境上の理由や経済的な理由により居宅において養護を受けることができない高齢者や、多様かつ複合的な生活・福祉課題を抱える高齢者が多くなっています。
- 社会貢献活動に関する情報に接する機会が少ないため、意欲や能力がありながらこれまで活動に参加していない高齢者の参加を促すための仕組みづくりが必要です。
- 障がいの有無にかかわらず、お互いが社会の構成員として包み支え合う、いわゆるソーシャル・インクルージョンの理念のもと、障がい者が適切な支援を受けながら、幸福を実感できる社会の実現に取り組んでいく必要があります。
- 女性のみならず性別を理由に、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に困難を抱える場合があるため、多様性を尊重する環境づくりを進めることができます。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) ひとり親家庭等への支援

- 母子・父子自立支援員等による自立支援プログラムの策定や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による企業訪問、就業支援講習会等の実施、岩手労働局等の関係機関との連携により、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。
- ひとり親家庭等の子どもの保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおける優先入所・利用が促進されるよう市町村に働きかけを行います。

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに配置した養育費相談員等による相談支援を行うとともに、弁護士による無料法律相談を行います。
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当や、母子父子寡婦福祉資金貸付金などの支援制度の周知と円滑な事務の履行に努め、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。
- ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭による各種サービスの有効活用が促進されるよう、サポートセンターを設置し、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。

(2) 生活困窮、高齢、障がい者等の多様な困難を抱えた女性への支援

- 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ働き続けることができるよう、男女雇用機会均等法などの関係法令や国の助成金制度について、国と連携しながら周知を図ります。
- 多様な困難を抱えた女性が必要な支援につながるよう、相談窓口の周知や相談体制の整備、支援に携わる関係者への男女共同参画の視点に関する理解の促進など、相談しやすい環境の充実に向けた取組を推進します。
- **コロナ禍において顕在化した**生活困窮者への自立支援のため、相談体制等の「入口」支援と支援メニュー等の「出口」支援を拡充するとともに、地域の実情に応じた生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームにおける関係団体等と連携し、各地域における生活再建支援の強化を推進します。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、関係機関・団体による「子ども若者自立支援ネットワーク会議」を開催し、連携しながら支援を行います。
- 「いわて就職氷河期世代支援プラットフォーム」と連携し、不安定就労若年者や就職氷河期世代を対象とした職業訓練を実施し、職業的自立に向けた支援を行います。
- 高齢者や障がい者等の判断能力や生活状況を踏まえた権利擁護を行うため、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業¹¹など各地域における支援の枠組みを総合的に整備します。
- 広域振興局等において、就業支援員等が中高年齢者の就業のための各種相談や情報提供を行うとともに、定年退職後等における再就職等の機会を提供するため、岩手県シルバーパートナーリング連合会と連携し、支援に努めます。
- 高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を生かした多様な地域活動等への参画を促進するため、老人クラブや高齢者主体の地域づくり団体への活動支援、活動実例の紹介等の取組を充実します。
- 地域包括支援センターが、関係機関と連携しながら、生活に不安を抱える高齢者の早期発見、早期対応に取り組むことができるよう支援します。
- 高齢者のニーズと地域資源とのマッチング等を行う生活支援コーディネーターのスキルアップやネットワーク構築の支援などにより、多様な主体による生活支援サービスの充実を図り

¹¹ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

ます。

- 障がい者が安心して生活できるよう、障がいについての理解促進や障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消を図ります。
- 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて、就労先の確保や一般就労への移行、就労後の職場定着を支援します。
- 障がい者が地域で活躍できるよう、障がいの状況に応じた日常生活・社会生活の支援やコミュニケーション支援、農林水産分野と連携した就労支援などにより、障がい者の社会参加を促進します。
- 性的マイノリティ（L G B T等）や、その関係者に対する相談体制の充実を図ります。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 地域力を生かした子育て支援活動・ 地域の生活支援等への参加・協力・ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 子育て支援サービスの整備・ 相談支援機能の強化など包括的支援体制の整備・ 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進・ 地域自立支援協議会を中心とした障がい者の支援体制の充実

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

3 生涯にわたる女性の健康支援

《目指す姿》

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、女性が妊娠・出産・更年期など人生の各ステージにおいて健康の保持増進が図られています。

《現状・課題》

- 女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹²」の視点が殊に重要です。
- 女性が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康増進対策を推進するとともに、子宮がんや乳がんなど、女性に特有の病気等に対応した相談指導の充実を図るほか、エイズや性感染症、女性の健康や胎児に大きな影響をもたらすアルコール依存症や薬物乱用についても、予防・防止対策や正しい知識の普及啓発などの施策の推進が必要です。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 性と生殖に関する健康と権利の推進

- 保健所において思春期を対象とした健康教育や女性健康支援センター等の相談事業を実施します。
- 望まない妊娠・中絶や性感染症を防止するため、家庭・地域・学校・行政が連携し、性に関する指導の推進を図ります。

(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

- 子どもを安心して生み育てができるよう、母と子の健康支援に関する情報提供や、妊娠・出産・育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠期間から出産まで母子ともに健康を維持できるよう、市町村が行う定期的な妊婦健康診査の受診に関する普及啓発や保健指導への助言を行います。
- 総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや協力病院、市町村等との機能分担と連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療の提供を行います。
- 不妊治療と仕事の両立支援のため、企業等に対し不妊治療休暇制度等の導入に向けた働きかけを行うとともに、不妊専門相談センターを設置し、不妊に悩む夫婦を総合的に支援します。

¹² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖の健康を得る権利。平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

(3) 生涯を通じた健康支援

- 食生活や運動習慣、喫煙等の生活習慣を改善し、健康的な生活ができるよう、「健康いわて21プラン」に基づき、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援するほか、受動喫煙防止対策等の取組を進めます。
- 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症検診実施率の向上を図り、女性特有の病気の予防対策を推進します。

(4) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

- エイズや性感染症、薬物乱用は、女性の健康や胎児への影響が大きいことから、正しい知識の普及啓発と相談対応を実施します。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	・ 互いの性の理解・尊重
市町村	・ 母子保健・生活習慣病対策の推進

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

《目指す姿》

家庭・学校・社会において、全ての県民が男女平等や多様な性を理解し尊重するための教育・学習を受ける機会が充実しています。

《現状・課題》

- 意識調査では、男女共同参画社会基本法など男女共同参画についての県民の認知度は、依然として低い状況にあります。
- 意識調査では、男女の地位の平等感について「学校教育の場で」では約半数が平等と回答し、平等感はその他7つの場面より高い状況にあります。
- 男女共同参画を推進するためには、幼少時から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男性・女性双方にとって有意義であることについて意識啓発を図る必要があります。
- 我が国の男女共同参画施策が国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきていることに鑑み、国際的な女性の人権に関する問題への理解を深める必要があります。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 家庭教育の充実

- 男女共同参画推進月間を中心とした各種啓発事業の実施や情報紙の発行などにより、家庭における人権教育の大切さについて普及啓発を図ります。
- 家庭教育に関する学習活動を促進するため、広く学習情報や学習資料を提供するとともに、子育てサポーター等の研修等を実施し、家庭教育を支える環境づくりを推進します。

(2) 学校教育の充実

- 学校における男女共同参画社会の推進の一つとして、男女混合名簿の使用拡大を促進します。
- 授業や学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進します。
- 学校教育における多様な職業を理解する活動等を通して、児童生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立できるための能力を育成します。
- 児童生徒が互いの性を尊重して、性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた教育の充実を図ります。
- 男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教員の研修体系に基づく研修等を充実します。
- 性に関する指導を進めるための学校体制の在り方や指導内容などに関する研修を行います。

(3) 社会教育の充実と生涯学習の振興

- 全ての県民が男女共同参画に関する生涯学習の情報を得ることができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報の収集や提供を行います。
- 市町村に対し、男女共同参画に関する今日的課題についての講座を開設するなど、各種の学習機会の提供を促します。
- 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、指導者研修会を開催するとともに、指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。
- 男女共同参画センターが実施するセミナーや出前講座等により、学校・地域・企業等における男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

(4) 地域において男女共同参画を推進する人材の養成

- 各地域において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画の視点を持ち、各地域や各分野で活躍するリーダーの存在が重要であることから、男女共同参画サポーターなど、地域において男女共同参画を推進する人材の養成を行うとともに、その活動を支援します。特に、男性の人材養成を推進します。

(5) 国際理解・国際協調の促進

- 「女子差別撤廃条約¹³」、「北京宣言及び行動綱領¹⁴」などの国際的規範や国際的動向、持続可能な開発目標（SDGs）について県民への周知を図るとともに、国際理解のための研修会やイベントの開催を支援します。
- 女性に関連する国際会議や、国際的な女性問題に関して、情報の収集や提供を行います。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭における男女平等の推進・ 家庭や地域における教育の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 男女平等や人権尊重の視点に立った学校教育の推進・ 男女共同参画に関する生涯学習の推進・ 広報・普及啓発活動の推進
学校	<ul style="list-style-type: none">・ 男女平等や人権尊重に関する教育の推進・ 男女の性にとらわれない個性を尊重した進路指導

¹³ 女子差別撤廃条約：「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略称。1979年12月の国際連合第34回総会で採択され、1981年に発効。政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等を達成するため必要な措置を定めている。

¹⁴ 北京宣言及び行動綱領：1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメント（力をつけること、意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること）の視点から緊急的かつ優先的に行動を起こすべき問題を分析し、12の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のための最も重要な国際公約となっている。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための制約（コミットメント）・決意等を記載したもので、行動綱領と併せて採択された。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

《目指す姿》

社会における制度や慣行が、男女共同参画の視点から必要な見直しが行われ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くものになっています。また、多様な性が尊重されています。

《現状・課題》

- 意識調査では、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたり」において 73.9% が「男性の方が優遇されている」と回答しており、男女の不平等感は根強く残っています。また、「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思われることは何か」への回答は、「男性や女性を取り巻くさまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が 53.0% と最も高くなっています。
- 社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。
- 性的マイノリティ（L G B T 等）に対する知識や理解不足により、当事者や家族が生きづらさを抱えており、岩手県男女共同参画センターに設置した相談窓口への相談件数が増加しています。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 意識啓発と制度・慣行の見直し

- 国や市町村、県民、N P O 等と連携・協働し、男女問わず幅広い年代に向けて、男女共同参画の必要性について広報・啓発活動を実施します。
- 岩手県男女共同参画センターの講座や情報紙、インターネット等を活用した情報発信等により、固定的性別役割分担意識の解消や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による制度・慣習・しきたりについての気づきや見直しを促すための意識啓発を行います。
- メディアが発信する情報について、男女共同参画の視点での気づきを促すための意識啓発を行います。
- 県や市町村、関係機関・団体等で作成する刊行物について、男女の人権に配慮した表現とするよう働きかけを行います。
- 自分らしく生きていく上で様々な不安や悩みを抱えている男女や、性的指向・性別違和を理由として困難な状況に置かれている人々を支援するため、男女共同参画センターにおいて相談事業を行います。
- 女性が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、男女共同参画センター等において情報提供や講座の開催、相談対応を行います。
- 男性からの多様な相談ニーズに対応するため、男性相談員による男性相談を実施します。
- 市町村等と連携して、地域における男女共同参画の推進状況を調査し、調査結果を踏まえ、

必要に応じて男女共同参画の視点による制度・慣行の見直しを促します。

- 岩手県男女共同参画推進条例に基づく苦情・相談処理制度により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の見直しや、男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害された事案の改善を図ります。

(2) 多様な性の尊重と性的マイノリティ（L G B T等）への偏見や差別の解消

- L G B Tなど性的指向や性自認を理由として困難を抱えている方に対して、相談窓口の設置等による支援を行うなど、**県民一人ひとりが暮らしやすい社会づくり**に向けた取組を進めます。
- 学校や企業、一般県民を対象として、多様な性的指向・性自認¹⁵への理解促進を図るための普及啓発を行います。
- 指定校における性的マイノリティ（L G B T等）を含む人権教育に係る取組を全県に普及し、児童生徒及び教職員の理解を深めます。
- 性的マイノリティ（L G B T等）の状況やニーズに対する理解を深めるため、行政及び関係機関の職員等を対象とした研修を行います。

(3) 男女共同参画に向けた気運の醸成

- 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けて、市町村や県民、N P Oなどと連携し、各界における取組が進むよう、気運の醸成を図ります。
- 男女共同参画の推進に貢献している個人又は団体を表彰することなどにより、男女共同参画に関する県民の关心を高め、気運の醸成を図ります。

(4) 県民意識の調査

- 男女の地位の平等感や男女共同参画に関する県民の意識について定期的にアンケート調査を実施し、結果を分析して県民への周知と施策への反映を図ります。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none">・ 固定的役割分担意識の改革・ 地域における制度・慣行の見直し・ 多様な性の尊重と性的マイノリティ（L G B T等）への理解
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 住民への意識啓発・広報
N P O等	<ul style="list-style-type: none">・ 県や市町村と連携・協働した意識啓発・広報

¹⁵ 性的指向・性自認：性的指向（どのような性別の人を好きになるか）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

3 男性の家庭生活への参画と 社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり

《目指す姿》

男女が家事・育児・介護などに平等に参画し、パートナーシップを発揮しています。また、安心して子育てや介護ができる環境づくりが進んでいます。

《現状・課題》

- 日常生活における心の豊かさや仕事と家庭生活の両立、子どもへの影響、退職後の生活の在り方等を考慮すると、世代を問わず、家庭生活における家事・育児・介護などを男女が協力して担う必要があります。
- 男性にとっても、家事・育児・介護に主体的に関わり、仕事以外の役割を持つことが、自立した生活の維持や豊かな暮らしにつながります。
- 高齢化が進む中、親や配偶者の介護の担い手として、男性の負担が増大する可能性が高まっています。
- 意識調査では、「男女がともに家庭生活や地域社会の活動への参画をすすめるために必要なこと」への回答について、「夫婦・家族間のコミュニケーション」(67.1%)、「男性の家事、育児、地域活動に対する評価」(54.2%)、「職場における上司や周囲の理解を進めること」(53.6%)が高くなっています。
- 家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。
- 世帯当たりの人員数の減少が続いていることにより、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。
- 本県は、高齢化率が平成27年（2015年）の30.2%から令和7年（2025年）には35%に上昇するなど全国を上回るペースで高齢化が進行することが推計されており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、介護を要する高齢者の増加が見込まれます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機的状況においては、女性への家事・育児・介護等の負担が一層増すなど、平常時における男女共同参画に関わる課題が顕著に現れることから、危機的状況において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、平常時から男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 家事・育児・介護への男性の参画の促進

- 市町村・企業・NPO等と連携し、若者のライフデザインの構築を支援するとともに、男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。

- 国と連携しながら、育児・介護休業制度や短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、男性も含めた取得促進など、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境の整備について、企業や関係団体へ継続して働きかけます。
- 仕事と子育ての両立支援など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業などを認証するとともに、顕著な功績があった企業を表彰します。
- 男性からの多様な相談ニーズに対応するため、男性相談員による男性相談を実施します。

(2) 多様な子育て・介護支援サービスの充実

- 子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生み育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについての意識や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- 保育の実施主体である市町村が待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービスの充実等に向けて策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて行う認定こども園等の計画的な施設整備を促進するとともに、子ども・子育て支援新制度に係る情報提供などにより、既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。また、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を働きかけます。
- 幼稚園等が地域の実態や保護者の要請に応じて実施する「子育て支援活動」及び「預かり保育」を促進します。
- 放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援策の充実を図ります。
- 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
- 家族の介護等を行っているヤングケアラーについて、各市町村要保護児童対策地域協議会における実態把握や関係機関との連携による対応が促進されるよう支援します。
- 子育て支援に関わるグループ・団体・N P O等や企業との連携・協力・協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。
- 高齢化の進行に伴い増加が見込まれる一人暮らしの高齢者の孤立を防ぐとともに、介護や生活支援等が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保険者機能の強化を図り、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた市町村の取組を促進します。
- 地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、市町村における、属性や世代を問わない個別支援と社会的孤立を生まない地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を促進します。

《皆さんに期待すること》

県民の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における家事・育児・介護に関する男女の協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援サービスの整備 ・ 居宅介護サービスの整備 ・ 福祉サービス基盤の計画的な整備

第4章 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、県や市町村の取組はもとより、各種団体、NPO、企業、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けて取り組むことが大切です。

1 それぞれの役割と連携

(1) 県民

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず、県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題として捉え、それぞれの地域で身近なところから実現に向けた取組を実践していくことが基本となります。このため県では、男女双方に対し、男女共同参画の意義・必要性、それぞれの立場における実践の仕方などについて意識啓発を図ります。

(2) NPO等

男女共同参画社会を実現するためには、様々な分野で活動しているNPO等の役割は重要です。このため県では、それぞれのNPO等の自主的な取組を尊重しながら、行政と対等な関係を保ち、連携した取組を進めます。

(3) 男女共同参画サポーター

地域において男女共同参画を推進するリーダーとして、市町村と連携・協働した活動が期待されます。このため県では、男女共同参画サポーターを着実に養成し、その活動の機会の確保などに取り組みます。

(4) 産業・経済・農林水産関係団体、企業等

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定など、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を積極的に行うことが期待されています。このため県では、産業団体や経済団体、農林水産関係団体、労働組合等と連携しながら、女性の活躍に取り組もうとする企業や団体への働きかけ・支援を行うとともに、特に政策・方針決定過程への女性の参画を促進するなどの取組を行います。

(5) 学校・教育機関等

男女共同参画を推進するためには、男女平等や人権尊重に関する教育の推進が期待されます。このため県では、学校や教育機関等における男女共同参画に関する教育・学習機会の提供などに取り組みます。

(6) 市町村

地方分権の推進に伴い、住民に身近な市町村の果たす役割は極めて重要です。このため県では、県内各地域において地域の実状を踏まえた様々な施策が展開されるよう、市町村との連携強化を図ります。

(7) 県

岩手県男女共同参画センターは、男女共同参画の視点から地域の様々な課題を解決するための実践的活動の場として、また、地域における男女共同参画を推進する人材の養成や男女共同参画に関する情報の収集・提供、県民への学習機会の提供、相談事業などの拠点として、男女共同参画を推進するための重要な役割を担っていることから、その機能を十分に発揮できるよう取り組みます。

また、労働・福祉・教育など男女共同参画を推進するための関連事業を実施します。

2 プランの進捗状況管理

プランでの「目指す姿」を数値で現すものとして、「主要指標」（県が目標値を定め施策として取り組むもの）と「参考指標」（進捗状況を表すものとして把握し公表するもの）を定めています。

これらの実績と関連事業等について毎年度調査し、年次報告として公表します。

また、岩手県男女共同参画審議会を定期的に開催し、プランの評価・検証を行い、男女共同参画に関する施策等への意見を伺いながらプランの推進に取り組みます。

プランの推進に当たっては、可能な限り男女別データを把握し、分析できるように努めます。

なお、主要指標は、「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン」の指標等と整合性を図っており、令和5年度（2023年度）以降は、第2期アクションプラン等の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

指 標	単位	現状値	年度目標値				計画目標値	目標値設定の考え方
		R元 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)		
配偶者暴力相談支援センター及び警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合 [保健福祉部]	%	③42.5	—	③61.3	—	—	⑥80.0	前プランで達成できなかった 2020 年の目標値を目指します。
DV相談員研修会の参加者数 [保健福祉部]	人	—	—	—	60	60	60	毎年 60 人の受講を目指します。
「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行った者の割合 [復興防災部]	%	③30.8	—	—	36.8	39.8	42.8	毎年 3 %ずつ上昇させることを目指します。
青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数 〔累計〕 〔環境生活部〕	人	③307	—	—	310	620	930	毎年 310 人の受講者（収集、オンライン、資料配布）を目指します。

2 困難を抱えた女性への支援

指 標	単位	現状値	年度目標値				計画目標値	目標値設定の考え方
		R元 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)		
離職者等を対象とした職業訓練における女性の就職率【再掲】 [商工労働観光部]	人	㉙76.6	84.0	84.0	84.0	84.0	84.0	過去 5 年間の女性の就職率のうち、最も高かった 2015 年度の 83.2 % を上回る 84.0 %を毎年度目指します。
人口 10 万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数 [保健福祉部]	件	㉑5.5	5.8	6.2	6.6	7.0	7.4	R8 に 8.0 件/月を達成できるよう毎年度増とすることを目指します。
生活支援コーディネーター養成研修等参加者数 [保健福祉部]	人	157	140	140	140	140	140	生活支援コーディネーター養成研修、生活支援コーディネーター現地研修及び生活支援コーディネーター連絡会議への参加者数について、毎年 140 人となることをを目指します。
障がい者の不利益取扱に対応する相談窓口職員研修受講者数 〔累計〕 〔保健福祉部〕	人	③152	—	—	312	392	472	現状値 (R3) を基準に毎年 80 人の受講を目指します。

3 生涯にわたる女性の健康支援

指 標	単位	現状値	年度目標値				計画目標値	目標値設定の考え方
		R元 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)		
子宮（頸）がん検診及び乳がん検診受診率 [保健福祉部]	%	乳がん ㉙ 50.4 子宮頸がん ㉙ 46.4	—	—	乳がん ④ 55.0 子宮頸がん ④ 50.0	—	—	国の「がん対策推進基本計画」における目標値（受診率50%）を目指します。 なお、乳がんは既に目標（受診率50%）を達成していることから、目標値を上回る55.0%を目指します。
不妊治療休暇制度等導入事業者数【累計】 [保健福祉部]	社	③2	—	—	26	37	48	R 8年までに「いわて子育てにやさしい企業等認証」認証数R 3年度実績295社の20%を目指します。

※ 子宮（頸）がん検診及び乳がん検診受診率は、「第3次岩手県がん対策推進計画」の指標と整合を図っており、R7年度計画目標値は、R6年度を初年度として策定予定の「第4次岩手県がん対策推進計画」と整合性を図り今後設定。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

指 標	単位	現状値	年度目標値				計画目標値	目標値設定の考え方
		R元 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)		
学校における男女混合名簿の使用率 [教育委員会]	%	小 70 中 50 高 99	85 75 100	100 100 100	100 100 100	100 100 100	100	小・中は2022年度までに100%を目指します。高は100%を維持することを目指します。
生涯学習情報提供システム(データベース)利用件数 [教育委員会]	件	③ 4,166	—	—	4,550	4,750	4,950	毎年200件増加させ、年間総利用件数4,950件を目指します。
男女共同参画サポーターの男性認定者数【累計】【再掲】 [環境生活部]	人	163	192	206	220	234	248	毎年度14人の認定を目指し、2025年までに累計で248人の認定を目指します。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

指 標	単位	現状値	年度目標値				計画目標値	目標値設定の考え方
		R元 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)		
社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合 [環境生活部]	%	③10.9	-	③15.5	-	-	⑥20.0	2025 年までに 20% になることを目指します。

3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり

指 標	単位	現状値	年度目標値				計画目標値	目標値設定の考え方
		R元 (2019)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)		
共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕※女性の家事時間に対する割合 [環境生活部]	%	③39.2	-	-	42.5	45.0	47.5	R8 までに 50% とすることを目標とし、毎年 2.5 ポイントずつ増加させていくことを目指します。
待機児童数〔4月1日時点〕【再掲】 [保健福祉部]	人	175	0	0	0	0	0	R3 年までに待機児童ゼロを目指すとともに、それ以降は待機児童ゼロを維持していくことを目指します。
いわて子育て応援の店（※）協賛店舗数〔累計〕 [保健福祉部]	店舗	③ 2,225	-	-	2,500	2,600	2,700	R3 の延べ登録店舗数が本県の H28 年の小売業事業所数 11,909 事業所の 15.1% であったことから、R8 までに 20% 超となるよう毎年 100 店舗の登録を目指します。
放課後児童クラブの待機児童数〔5月時点〕【再掲】 [保健福祉部]	人	③142	-	-	90	60	30	R8 年に放課後児童クラブに入ることができない児童が 0 人になることを目指します。
すこやかメールマガジンの登録人数 [教育委員会]	人	③ 3,635	-	-	4,500	5,000	5,500	S N S による配信も行い、毎年 500 人ずつ登録者を増加させることを目指します。
地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数 [保健福祉部]	市 町 村	②14	-	-	④21	⑤25	⑥29	R7 年までに全ての市町村において地域課題の解決につながる仕組みが構築されることを目標に、毎年概ね 4 市町村が達成することを目指します。

参考指標一覧

指 標	単位	現状値（R元）
I あらゆる分野における女性の参画拡大		
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合	%	54.5
市町村の審議会等に占める女性の割合	%	25.0
地方議会（県・市町村）における女性議員の割合	%	⑩11.0
管理職に占める女性の割合〔就業構造基本調査（総務省）〕	%	⑨12.3
2 地域社会における男女共同参画の推進		
自治会長に占める女性の割合	%	4.1
市町村社会教育委員に占める女性の割合	%	34.5
II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進		
1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進		
沿岸部市町村の審議会等における女性委員割合	%	24.2
2 防災における男女共同参画の推進		
女性消防団員がいる消防団の割合	%	97.0
III 女性の活躍支援		
1 女性の職業生活における活躍の推進		
女性の就職率	%	47.2
2 仕事と生活を両立できる環境づくり		
育児休業取得率（男性）	%	⑩2.7
県職員男性の育児休業取得率 ※医療局、教育委員会、県警察を除く	%	16.7
教職員男性の育児休業取得率	%	2.7
3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備		
所定内給与額の男女間格差	ポイント	78.3
4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進		
農協女性理事の登用	人	22
農業委員に占める女性の割合	%	18.6
農業農村指導士等における女性の割合	%	11.8

指 標	単位	現状値 (R元)
IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援		
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
D V防止基礎セミナー受講者数	人	58
スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合	%	④ 小98 中99 高99
2 困難を抱えた女性への支援		
困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合	%	㉞母子 28.7 父子 36.4
養育費の取り決めをしている割合	%	㉞母子 50.1 父子 20.8
障がい者グループホーム等利用者数	人	1,914
3 生涯にわたる女性の健康支援		
健康教育講座等実施回数	回	51
周産期死亡率（対象者 1000 人当たり）	人	4.4
乳児死亡率（出生 1000 人当たり）	人	2.2
V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		
1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数	人	835
子育てサポートー等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数	人	623
社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数	人	143
出前講座受講者数（オンラインを含む）	人	㉧5,165
2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し		
社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合（年代別）	%	㉞ 20歳代：19.1 30歳代：12.8 40歳代：8.6 50歳代：10.5 60歳代：6.1 70歳以上：12.1
3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり		
※ 参考指標なし		

参考資料

プラン策定の経過

年月日	項目	内 容
令和2年2月5日	令和元年度第2回 岩手県男女共同参画審議会	・ 諮問 ・ 基本的方向性について審議
令和2年6月18日	令和2年度第1回 岩手県男女共同参画審議会	・ 施策体系たたき台について審議
令和2年9月3日	令和2年度第2回 岩手県男女共同参画審議会	・ 骨子案について審議
令和2年10月23日	令和2年度第3回 岩手県男女共同参画審議会	・ 答申案について審議 ・ 答申
令和2年11月25日 ～12月24日	パブリック・コメント	意見数80件
令和2年12月	地域説明会 12月9日奥州市 12月10日久慈市 12月14日盛岡市 12月15日釜石市	参加者33名
令和3年2月	県議会2月定例会に提案	
令和3年3月	県議会2月定例会で承認議決	

岩手県男女共同参画審議会委員

(令和2年10月1日現在)

(五十音順・敬称略)

氏名	役職
遠藤 晴美	岩手県人権擁護委員連合会男女共同参画委員会委員長
及川 一也	盛岡市立羽場小学校校長
梶田 佐知子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長
菊池 愛子	公募委員
後藤 康文	株プラザ企画管理グループ総務担当
嵯峨 裕紀	岩手県青年農業農村指導士協会副会長
佐々木 裕子	公募委員
佐々木 友美子	日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長
佐藤 尚	岩手県高等学校P.T.A連合会事務局長
高嶋 純	社会福祉法人福振会川目保育園保育士
高橋 寿美子	公募委員
天間 正継	弁護士
中田 勇司	社会福祉法人いつつ星会理事長
藤井 充彦	釜石市総務企画部総合政策課男女共同参画室長
細川 恵子	特定非営利活動法人紫波さぶり理事長
福島 裕子	岩手県立大学看護学部教授
堀 久美	大阪府立大学客員研究員/LGO-G 代表
山村 千華	岩手労働局雇用環境・均等室長

岩手県男女共同参画推進条例

(平成 14 年 10 月 9 日条例第 61 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雜則（第 32 条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようによること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるもの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が

侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるとときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

（調査研究）

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

（市町村に対する支援）

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間の団体との連携及び協働等）

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

（拠点となる機能の整備）

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

（推進体制の整備等）

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

（設置）

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要な事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

（所掌）

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を

及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を總理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雜則

(補則)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かつて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差

別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雜則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又是一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第

十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を

営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理

解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした

第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

男女共同参画に関する国内外の動き (年表)

年	世 界 の 動 き	日 本 の 動 き	岩 手 県 の 動 き
1999 (H11)		●「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000 (H12)	●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ●ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) ●「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	●「男女共同参画基本計画」閣議決定	●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月)
2001 (H13)		●男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ●第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
2002 (H14)			●「岩手県男女共同参画推進条例」(10月)
2003 (H15)		●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 ●「少子化社会対策基本法」公布、施行 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称 ●「男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度」(4月)
2004 (H16)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005 (H17)	●国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(7月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(9月)
2006 (H18)		●「男女雇用機会均等法」改正 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	●「男女共同参画センター」開設(4月)
2007 (H19)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ●「パートタイム労働法」改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008 (H20)			●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正(5月)
2009 (H21)		●「育児・介護休業法」改正 ●女性差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010 (H22)	●国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ●国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUNIFEM(現UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成	●APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011 (H23)	●UN Women正式発足		●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)
2012 (H24)	●第56回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		
2013 (H25)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年1月施行)	
2014 (H26)	●第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●「パートタイム労働法」改正 ●「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)	●若者女性協働推進室を設置(4月)
2015 (H27)	●国連「北京+20」記念会合(第59回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) ●第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ●UN Women日本事務所開設 ●「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び児女の能力強化を行う)	●「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ●「安保理決議1325号等の履行に関する『女性・平和・安全保障に関する行動計画』」策定	●「第3回国連防災世界会議」において若者や女性の活躍支援の重要性を盛り込んだ「東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信(3月)
2016 (H28)		●女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ●「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ●G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(3月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(3月)
2017 (H29)		●刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018 (H30)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「セクシャル・ハラスメント対策の強化について~メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策~」の策定	
2019 (R元)	●G20大阪首脳宣言	●女性活躍推進法改正	
2020 (R2)	●国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))		

岩手県環境生活部若者女性協働推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

TEL 019-629-5348

FAX 019-629-5354

岩手県公式ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>

様式第1号（第9関係）

意見検討結果一覧表
(案名：いわて男女共同参画プラン（改訂素案）についての意見募集)

番号	意見	類似意見件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>全国的な長年にわたる議論の中でことに無視されたり「施設で強制治癒されるべき」との暴論が女性側から出ているが、「学校や社会において女性からイジメを受け、心身に障害を負っている男性の問題」である。</p> <p>この人たちに対しては、上野千鶴子氏をはじめとする識者が一様に《自己責任論》を展開しており、こういった「女性によるイジメ暴力の被害者」の救済は事実上存在しない。</p> <p>この問題が岩手県で深刻と成っている《孤立》の原因と成っている、との指摘も存在するので、この点に関する対策を明記すべきである。</p>	0	<p>岩手県男女共同参画条例では、性別による人権侵害を禁止しており、プランにおいても、性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現に取り組んでいるところです。</p> <p>男性が抱えている困難に対しても、男性相談員による男性相談での対応や人権意識の啓発等により取り組んでいくこととしております。</p>	C（趣旨同一）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。

令和5年度 第1回岩手県男女共同参画審議会

「男女共同参画施策の今後の方向性について」

いわて女性活躍企業等認定制度・シンボルマーク



令和5年5月23日
若者女性協働推進室

目 次

- 1 これまでの男女共同参画への取組について
- 2 ジェンダー・ギャップ指数について
- 3 今後の取組の方針性について

1 これまでの男女共同参画の取組について

いわて男女共同参画プラン（2021～2025）

基本目標

性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、
共に参加できる社会の実現

基本的方向

- 1 あらゆる分野における女性の参画拡大
- 2 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進
- 3 女性の活躍支援
- 4 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援
- 5 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 これまでの男女共同参画の取組について

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

◆ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 県・市町村の審議会への女性委員登用の促進
- ・ 特定事業主行動計画による女性職員のキャリア形成等
- ・ 議会における女性参画の理解促進

◆ 地域社会における男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画センターによる相談対応・出前講座等
- ・ 男女共同参画サポーターの養成等

【主な指標】審議会委員に占める女性の割合

	R元	R2	R3	R4
計画値	38.7%	40.0%	40.0%	40.0%
実績値	35.6%	36.9%	39.9%	集計中

1 これまでの男女共同参画の取組について

2 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

◆ 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進

- ・東日本大震災津波復興委員会への女性の参画推進
- ・復興への女性等が参画するためのワークショップ等の開催

◆ 防災における男女共同参画の推進

- ・県・市町村防災会議の女性委員の拡大
- ・女性消防団員の増員、自主防災組織への女性の参画促進等

【主な指標】女性委員が参画する市町村防災会議の割合

	R元	R2	R3	R4
計画値	93.9%	100%	100%	—
実績値	84.8%	84.8%	96.9%	—

1 これまでの男女共同参画の取組について

3 女性の活躍支援

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進
 - ・ えるぼし認定企業、いわて女性活躍企業認定制度の推進等
- ◆ 仕事と生活を両立できる環境づくり
 - ・ ワーク・ライフ・バランス研修会等の開催等
- ◆ 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備
 - ・ 事業主を対象とした意識啓発セミナー等の開催等
- ◆ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画推進
 - ・ 女性農林漁業者ネットワーク構築、セミナー開催等

【主な指標】えるぼし認定・いわて女性活躍認定企業数

	R元	R2	R3	R4
計画値	120社	160社	314社	374社
実績値	150社	254社	362社	467社

1 これまでの男女共同参画の取組について

4 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

◆ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 配偶者暴力相談支援センターによる相談対応等

◆ 困難を抱えた女性への支援

- ・ いわてスペース・ミモザによる相談対応、出張サロン開設等
- ・ 女性用品の無料配布

◆ 生涯にわたる女性の健康支援

- ・ 女性健康支援センターによる相談対応等

【主な指標】離職者等を対象とした職業訓練における女性の就職率

	R元	R2	R3	R4
計画値	—	—	84.0%	84.0%
実績値	—	—	82.3%	集計中

1 これまでの男女共同参画の取組について

5 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ◆ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - ・ 男女共同参画月間でのセミナー等による普及啓発等
 - ・ 学校における男女混合名簿の使用拡大等
- ◆ 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し
 - ・ LGBT等の相談窓口の設置・啓発リーフレット配付等
- ◆ 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり
 - ・ 男女が共に家事や育児に取り組むための環境づくり等

【主な指標】共働き世帯の男性の家事時間割合(週平均)

	R元	R2	R3	R4
計画値	44.0%	45.0%	46.0%	47.0%
実績値	41.3%	36.5%	39.2%	集計中

2 ジェンダー・ギャップ指数について

日本のジェンダーギャップ指数
(世界経済フォーラム発表2022)

116位
(146か国中)

順位	国名	値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	アメリカ	0.769
63	イタリア	0.720
79	タイ	0.709
83	ベトナム	0.705
92	インドネシア	0.697
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
115	ブルキナファソ	0.659
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648

岩手県のジェンダー・ギャップ指数
(地域からジェンダー平等研究会発表2023)

21位
(47都道府県中)

順位	都道府県名	指数平均
1	東京都	0.400
2	鳥取県	0.397
3	徳島県	0.378
4	高知県	0.368
5	神奈川県	0.367
6	京都府	0.362
7	岡山県	0.354
8	福岡県	0.353
9	滋賀県	0.353
10	三重県	0.353
	~	
21	岩手県	0.338

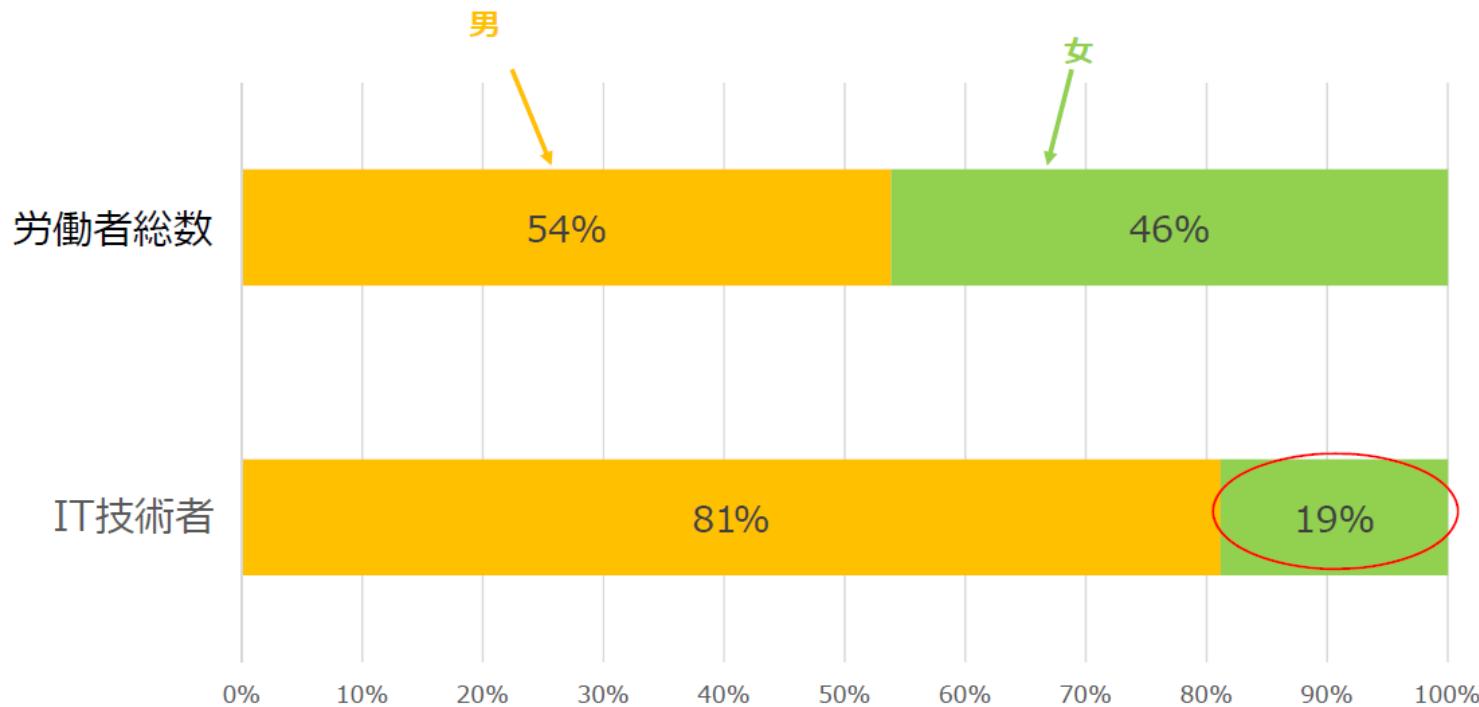
【取扱注意】本県独自に、各都道府県の分野別指数の合計平均を算出し、順位付けしたものであり、研究会から正式に公表されているものではないもの。

3 今後の取組の方向性について

「女性活躍と経済成長に関する各種データ」抜粋（内閣府男女共同参画局 令和4年12月23日）

IT技術者の男女比率

- IT技術者における女性の割合は、わずか19%に留まっている。



(備考) 1.厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より、一般労働者数と短時間労働者数の合計。

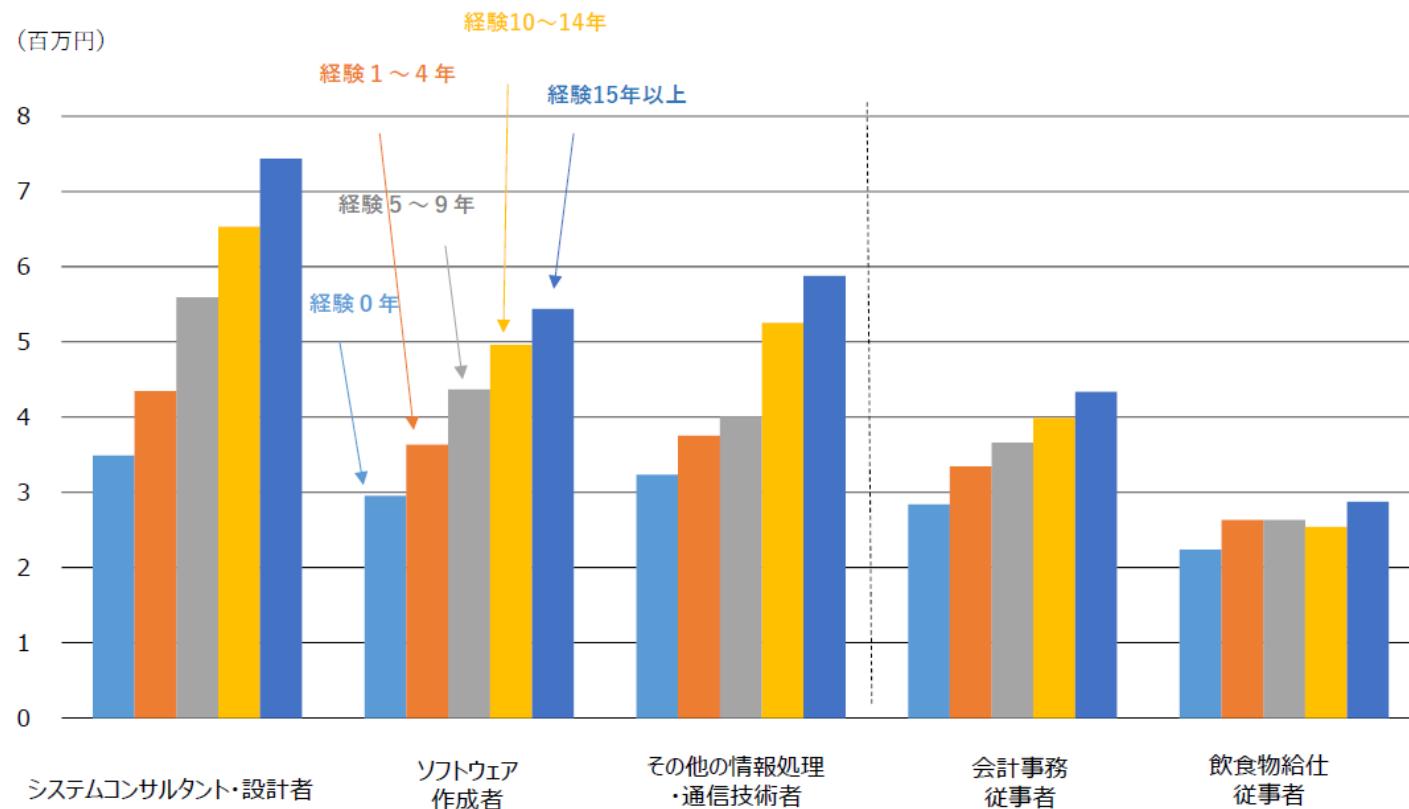
2.IT技術者は、「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の3職種を足し合わせたもの。

3 今後の取組の方向性について

「女性活躍と経済成長に関する各種データ」抜粋（内閣府男女共同参画局 令和4年12月23日）

デジタル分野の人材（女性）の年収（令和3年）

- デジタル分野で働く女性は、経験年数に比例して順調に年収が伸びており、女性の所得向上の実現を期待できる成長分野となっている。



（備考）厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より作成。

3 今後の取組の方向性について

女性のエンパワーメントに関する取組

1. 外部専門人材の活用（訴求力の向上）

- **外部専門人材**を委嘱して、**女性活躍促進による企業経営上のメリット**を経営者層に浸透普及
→ 各種経済団体のセミナーでの講演等をキャンペーン的に実施していく方向で調整中

2. 社会保険労務士の派遣（ハンズオン支援）

- モデル企業（10社程度）に**社会保険労務士を派遣**して、女性活躍促進に向けた**計画策定等を支援**するとともに、その過程をマスコミを通じて「見える化」して横展開
→ 5月中にモデル企業の公募を開始し、**8月頃から社労士の派遣を実施**する予定

3. デジタル分野での女性活躍促進

- 多くの女性に成長産業での所得向上（※3）につなげてもらうため、**デジタル分野で活躍するためのスキル**の獲得に向けた**導入セミナーを開催**
→ 保健福祉部や商工労働観光部と連携しつつ、**8月頃にセミナーを開催**する予定



女性活躍認定企業の増加

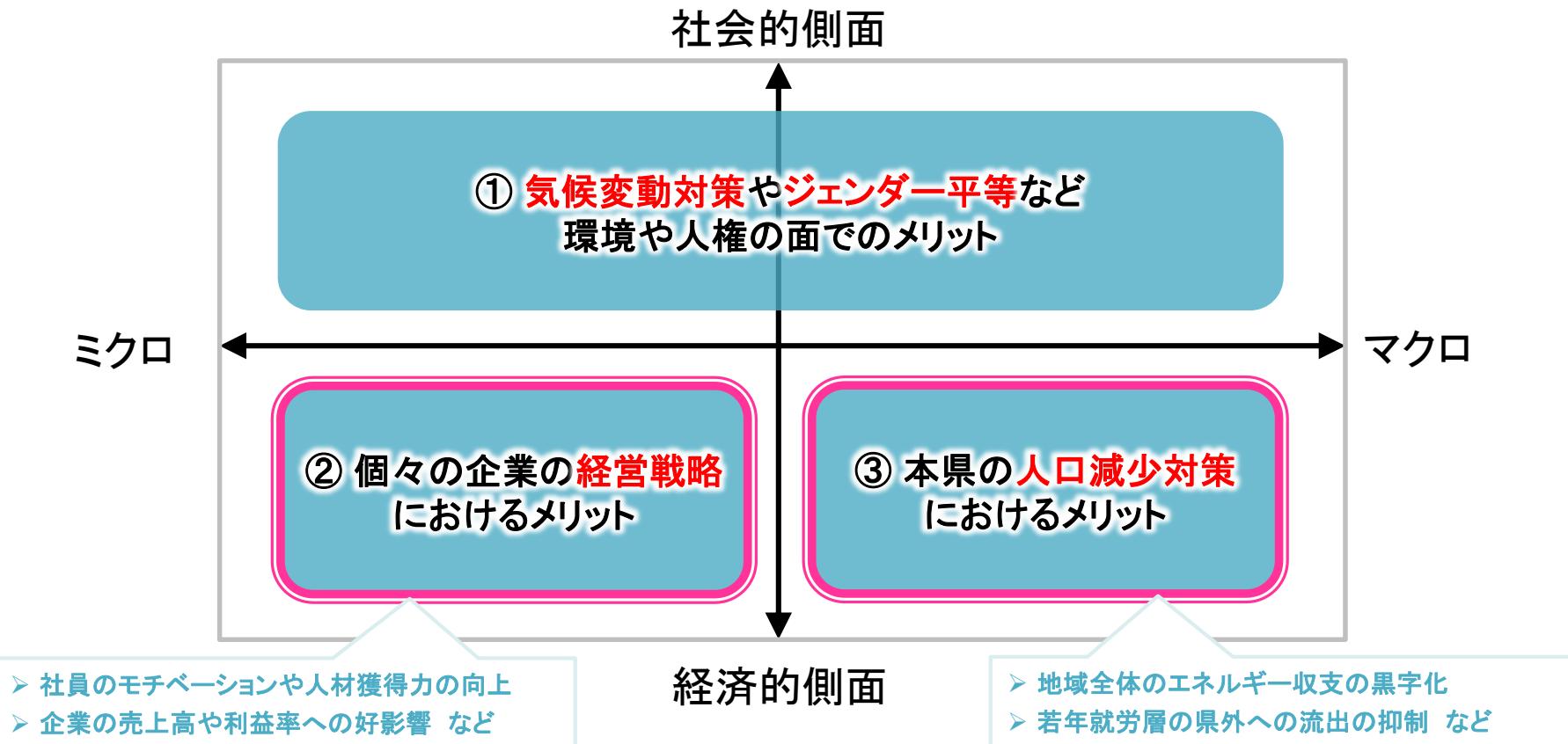
所得の向上

働き方の多様化



脱炭素×女性活躍による企業経営の向上

脱炭素や女性活躍は、単に環境や人権（①）にとどまらず、個々の企業の経営戦略（②）や県全体としての人口減少対策（③）の上でも欠かせない課題となっています。



→ これらのメリットの発現に役立つ県の制度として、**いわて女性活躍企業等認定制度**に加え、**いわて脱炭素化経営企業等認定制度**（次頁参照）が用意されています。

脱炭素経営に関する県の制度

以下の認定制度等を活用することで、光熱費・燃料費の削減だけでなく、①取引先の拡大、②知名度・認知度の向上、③人材獲得力の強化といった脱炭素経営のメリットを享受することができます。

脱炭素経営へのシフトが求められる今！
岩手でどんどん増えています！

いわて脱炭素化経営企業等認定制度

(いわて地球環境にやさしい事業所認定制度)

POINT1 期待される効果

 取引先の拡大
知名度の向上
人材獲得力の強化

POINT2 県独自のメリット

- ① 産廃処理業者格付
- ② 県営建設工事競争入札
- ③ 環境関物品購入等優先取扱い
- ④ 省エネ設備等導入低利融資
- ⑤ 電気料金割引対象
- ⑥ 設備導入等補助上限額優遇

岩手県環境生活部環境生活企画室

脱炭素経営へのシフトが求められる今！
いわて脱炭素経営カルテを活用しましょう。
(岩手県地球温暖化対策計画書制度)

脱炭素に向けた取組をPRできます。

任意公表制度を始めます。
・公表に同意いただける事業者の計画書・届出書を県HPで公表し、皆さんの脱炭素に向けた取組を紹介します。
・報告義務のない事業者でも、希望する事業者は、計画書・届出書を提出すれば、同様に取組を紹介します。

いわて脱炭素化経営認定企業等の申請に利用できます。
・認定されれば、脱炭素に向けた県の融資や補助を有利に活用できます。

期待される効果

取引先の拡大 知名度の向上 人材獲得力の強化

県内事業所等の合計で
年間のエネルギー使用量
原油換算
1,500kL以上

または

県内事業所等の合計で
40台以上の
自動車を使用

これらに該当する事業者は、以下の義務があります。

01 CO2排出量を減らす取組を「地球温暖化対策計画書」として提出

02 毎年の取組状況を「地球温暖化対策実施状況届出書」として提出

詳細については ホームページをご覧いただかくか、県庁又は広域振興局（保健福祉環境部）お問合せください。

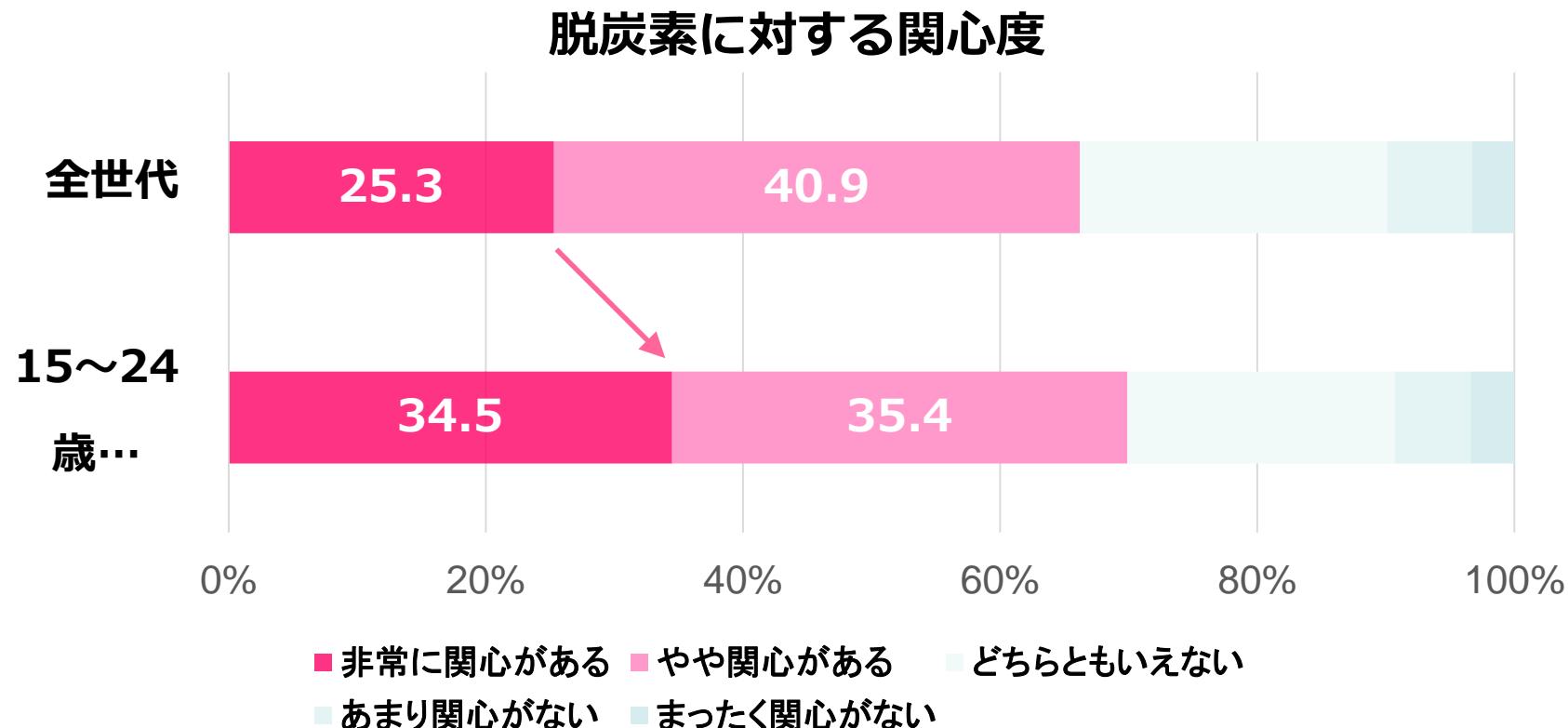
岩手県環境生活部環境生活企画室 TEL: 019-629-5271
FAX: 019-629-5336 E-mail: AC0001@pref.iwate.jp



脱炭素に対する意識の変化

現在の若者世代は、これまでの世代とは異なる価値観を有していると言われており、
脱炭素に対する関心度も大幅に向上しつつある。

→ 若者の社会減を食い止めるため、県内の企業や自治体はどのように行動すべきか？



R3.10 博報堂「生活者の脱炭素意識&アクション調査」より

※ Z世代については「令和4年度岩手県青少年問題協議会 参考資料3（わが国におけるZ世代に関する言及）」参照

「いわて女性活躍企業等」認定制度のメリット

いわて女性活躍企業等認定企業を対象としたアンケート調査(R4年2月)

(対象)いわて女性活躍企業等認定取得企業 301社 (回答)138社(回答率45.8%)

【認定を取得したことによる効果やメリット】

- ・回答した企業の8割がメリットがあったと回答。
- ・求人への好影響や社員のモチベーション向上につながる等、若者女性の採用・定着に効果が出ている。

自由記載欄での主な意見	
求人に好影響 (28件)	<ul style="list-style-type: none">・結婚を機に当地域に引っ越ししてきた方や、子育て世帯からの問い合わせや応募に繋がっている。・説明会の来場者数や求人の問い合わせ、応募が増えた・採用面接の際、女性活躍企業等認定について質問があり、好感度アップにつながった。・求職者から女性を大切にしてくれそうとの反応があった。・高校生の就職における学校訪問においてもアピールでき、会社のイメージアップにつながった。・女性社員の入社につながった。・今まで男性しか応募のなかつた営業職に初めて女性から応募があつた。・設計部門ではじめて女性の採用者があつた。・女性の会社見学や応募が来るようになった。・新規高卒者からの応募につながった。・新卒求人で毎年女性を採用できるようになった。

「いわて女性活躍企業等」認定制度のメリット

自由記載欄での主な意見	
イメージアップ (28件)	<ul style="list-style-type: none">・企業のイメージアップになり、取引先から好印象を受けた。・商談時に共通の話題となり、スムーズな交渉ができた。
社員のモチベーションアップ (17件)	<ul style="list-style-type: none">・女性社員の仕事に対する取組み意欲が上がった。・女性の意見も重要視されるようになり、会議への参加の機会、発言が増えた。・よりよい職場づくりをしようと、社員の意欲が高まった。・女性はもとより全社員の意識改革につながり、育休が取得できた男性社員に感謝された。・会社が真剣に取り組む姿勢が社員にも伝わり、モチベーション向上につながっている。
社員の意識改革 (20件)	<ul style="list-style-type: none">・固定的だった社員の意識に変化が見られた。・男女ともに意識改革があり、社内の風土が変化。
女性の登用 (4件)	<ul style="list-style-type: none">・女性の管理職登用に向け、女性のリーダー、主任への昇格が増えた。・女性社員の仕事の幅が広がった。
労働環境整備 (5件)	<ul style="list-style-type: none">・育休・産休復帰する社員が増えた。・有給休暇取得が増えた。
入札加点 (14件)	<ul style="list-style-type: none">・公共工事の入札時に加点に評価される。

「いわて女性活躍企業等」認定制度のメリット

女性活躍推進で企業経営に好影響がある企業事例 信幸プロテック株式会社（矢巾町・空調設備業）

推進の道のり

2017年

岩手県働き方改革推進モデル企業に選定
働き方改革を1部門で開始

2018年

いわて働き方改革個別プロジェクト賞受賞
工事部門中心に全社で取り組み開始、kintone等によるIT化着手

2020年

kintoneAward2020 北海道東北代表として全国発表
テレワーク制度開始

2021年

新社屋移転。会計クラウド化、オンライン公開イベント配信開始



2017年（初年度）6つの取組内容

1. スキルマップ 手順書作成



重複業務の見える化・削除
「当たり前水準」向上

2. 現場同行



スキルアップ、サービスマン
の抱える問題の拾い出し

3. スキルアップ勉強会



知識／スキル向上が必要な内
容就業時間内に勉強会実施

4. プロ宣言



部門長・社長との面談を通じて
各スタッフの専門領域の明確化

5. ライフビジョンシート



「そもそも何のためにライフ時
間確保を目指すのか」の明確化

6. がんばるタイム



2時間単位で宣言
集中できる時間確保

※ 本資料は、2021年11月18日事例発表
資料より抜粋したものです。

「いわて女性活躍企業等」認定制度のメリット

取組の効果

時間外労働の推移（同時期比較）



売上・営業利益の推移（同時期比較）



時間外労働は50%減少し、依頼件数・売上・利益ともに目立った伸びがあった。特に利益が7倍に



効果（採用）

2017年 新卒採用1名

2018年 新卒採用なし（高年齢再雇用1名）

⋮

2019年 3名

神奈川県よりUターン（技術 20代）

社員の紹介で中途入社1名（技術 30代）

アンコール採用1名（60歳以上 再雇用）

2020年 2名

高校新卒 技術スタッフ 1名

専門新卒 技術スタッフ 1名

2021年 3名

大学・専門 新卒事務スタッフ 2名

高校新卒 技術スタッフ 1名

小規模ながら、欲しいタイミングで欲しい人材の確保ができている

3 今後の取組の方向性について

脱炭素×女性活躍によるクロスセーリング (双方の認定企業にアプローチ)

選ばれる企業づくりや 経営基盤強化の取組を支援しています

『岩手県環境生活部の2つの認定制度、両方取得が効果的です』

- ◎ 人口減少や気候変動による地球環境の変化など、社会的課題に対する問題意識の高まりとともに、社会を構成する企業等においても、社会的課題への対応やその責任のあり方が重要視されています。
- ◎ さまざまな企業等では、現在、中長期的視点での企業体質の改善や将来にわたって持続可能な経営基盤の強化に取り組んでいます。
- ◎ 県では企業力向上に資する認定制度により企業の取組をサポートします。

女性活躍を推進

いわて女性活躍企業等認定制度
どんどん 現在 446社
(R 5.4 未現在)

女性活躍の推進に向けて、積極的に取り組む企業や団体等を一定の認定基準（裏面記載）のもとで認定する制度です。

【認定により期待される効果】 ※2つの認定で更なる向上が期待！

- ◎ 知名度や企業イメージ、社会的評価の向上
- ◎ ステークホルダーや地域からの支持、取引先拡大への寄与
- ◎ コスト削減、企業体質改善、人材獲得力の強化
- ◎ 新たなビジネス連携やイノベーションにつながる可能性も



岩手県

問い合わせ（岩手県環境生活部）



若者女性協働推進室

電話 019-629-5346
メール AC0006@pref.iwate.jp

環境生活企画室

電話 019-629-5271
メール AC0001@pref.iwate.jp

（県のホームページは上記QRコードからご確認いただけます）

女性活躍を推進

いわて女性活躍企業等認定制度

脱炭素経営へ移行

いわて脱炭素化経営企業等認定制度
(いわて地球環境にやさしい事業所)

主な認定の要件

◇ステップ1

- ・経営トップが女性の活躍推進に向けた取組方針を宣言していること。
- ・女性社員を対象としたキャリア形成につながる研修等を実施。

◇ステップ2

- ・女性が少なかった職務への女性の配置増員、女性管理職の人員増、または女性のキャリア形成研修のいずれかに取り組むこと。
- ・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届出していること。

☆(一つ星)

- ・二酸化炭素排出量の抑制に向けた具体的な取組等を行っている。
- ・エコスタッフが常駐している。

☆☆(二つ星)

- ・環境マネジメントシステムを保有していること。

☆☆☆(三つ星)

- ・外部機関の認証を取得している。
- ・実際に、二酸化炭素排出量の削減、排出原単位の改善が行われていること。

※詳しくは県のホームページからご確認ください。

認定による主なメリット

■共通事項

- ◎県のホームページ等で広く紹介・周知します。
- ◎県営建設工事競争入札参加資格審査において加点！
- ◎県が発注する物品購入等において、優先取扱！
- ◎「いわて復興パワー」による電気料金割引の対象！

■個別事項

- ◎職業安定所の求人登録票への表示が可能！
- ◎一定の県補助金の「職場環境改善事業」の補助要件に対応！
- ◎一定の県融資制度にかかる保証料率の引き下げ対象！

■個別事項

- ◎設備導入の補助金で補助上限額を優遇！
- ◎省エネ設備を導入する際の低利融資制度活用！
- ◎産業廃棄物処理業者格付制度において加点！

関連する制度のご案内



いわて子育てにやさしい企業等認証制度

仕事と子育ての両立支援など、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証します。
〔問い合わせ先〕 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 電話 019-629-5456



3 今後の取組の方向性について

パートナーシップ制度について

県内市町村の状況

- ・ 一関市(R5.12月)と盛岡市(R5.5月)がパートナーシップ制度を導入済み



宮古市など、県内7自治体が今後の導入を検討中

県による支援

(1) 導入指針の策定

- ・ 今年3月に「岩手県パートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定し、県内自治体の導入を支援

(2) 対象サービスの拡充

- ・ 県営住宅入居手続きや県立病院面会手続きは対応済(R5.5月)
- ・ その他対応可能な制度について検討中

一関市



盛岡市



パートナーシップ制度について

1 現状・経緯等

(1) 国内の動向

現行の法律では婚姻が認められていない同性のカップルを地方自治体が独自に認める「パートナーシップ制度」について、渋谷区と世田谷区が平成27年に国内で初めて導入してから、令和5年1月10日時点で255自治体（10都府県245市区町村）が制度を導入している（※）。

※ 全国パートナーシップ制度共同調査（実施主体：渋谷区および認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ）

(2) 市町村の導入意向（R5.1月時点）

① 導入済み	2 自治体	一関市(R4.12)、盛岡市(R5.5)
② 導入を予定している	1 自治体	宮古市(R5)
③ 導入を視野に検討中	6 自治体	
④ 導入については未定	17 自治体	
⑤ 現時点での導入予定なし	7 自治体	

(3) 県の考え方

- ・ 県では、多様な性的指向や性自認への理解の促進を含め、ジェンダー平等に関する各種施策を展開しているが、誰もが生きやすい地域社会の実現に向けて一歩踏み出すため、今年3月に「岩手県パートナーシップ制度の導入に関する指針（以下「指針」）」を策定したもの。
- ・ 県としても、誰もが生きやすい地域社会の実現に向けて、対象サービスの拡充や情報発信など市町村と連携して取り組んでいく。

2 指針について

(1)概要

① 趣旨・目的

基礎自治体優先の原則を尊重しながらも、県が広域自治体として指針となるべき事項を定めることにより、県内市町村におけるパートナーシップ制度の導入、さらには相互利用の円滑化を促し、誰もが生きやすい地域社会の実現を図る。

② 指針となるべき事項

制度の対象者の要件や手続き等について定めるもの。

③ 制度要綱等の写しの送付

市町村の制度導入状況について、県が集約し市町村間で共有する。

④ 県による支援

「県営住宅への入居」、「県立病院での面会手続き、病状説明等」において市町村のパートナーシップ制度を活用できることとした。

今後、対象サービスの拡充についても検討していく。

(2)策定日

令和5年3月24日(金)

(3)留意事項

- 当該指針は、参考となるべき事項を示すものであり、基準に従うことを市町村に強制するものではないこと。
- 自治体の裁量で、パートナー同士の親や子（いわゆるファミリーシップ）、事実婚カップルなどを対象とすることを妨げない。

3 課題

(1)偏見や差別の解消に向けた県民の理解促進

- 性の多様な方が認められる社会の実現に向けては、制度面での対応と併せて住民の理解向上が必要。
- 地域での意識醸成を通じてパートナーシップ制度の導入等に向けた機運向上も期待される。

(2)制度利用者が利用可能なサービスの充実

- 性的マイノリティの方も、パートナー同士で生活を営むに当たって家族同様に扱われる事が望ましいという考え方もあるというところで、パートナーシップ認証者が利用できる行政や民間のサービスの充実が課題。
- また、現行において既に性別を問わず利用可能な制度があるにもかかわらず、当事者等に知られていない場合もあることから、住民への周知も必要。

(3)市町村間の相互連携の円滑化

- パートナーシップ制度に登録した方が他市町村に転居しても引き続き制度を利用できる、又は手続きの負担が軽減される仕組みなど、市町村間の相互連携が課題。

4 今後の取組

(1) 県民への情報提供

- ・ 県内市町村の導入状況や利用可能なサービス等について、集約のうえ県のホームページで公開する。
- ・ 性的マイノリティに係る理解向上に向け、各種取組を行う。(下記5)

(2) 対象サービスの拡充

- ・ パートナーシップ制度に対応可能な県の制度については、今後洗い出しを行い、年度内を目途に追加したい。
- ・ 民間企業等との提携について働きかけを検討中。(想定：家族割の適用、保険や不動産賃貸における配偶者扱い等)

(3) 市町村との連携（導入支援・連携促進）

- ・ 制度の導入や運用に係るノウハウについて、先行自治体の事例を情報収集し共有する。
(随時の情報提供、研修の実施等を想定)

5 【参考】性的マイノリティに対する支援の取組

(1) いわて男女共同参画オンラインセミナー2023 ~彩りあふれるいわてを創る!~

男女共同参画推進月間（6月）の取組のひとつとして、いわて男女共同参画フェスティバルに代えて、今年度からオンラインセミナーとして実施。

日時：6月17日（土）10：00～15：30

視聴方法：Zoomウェビナーによるオンライン配信、協力市町村による上映会

内容：① 基調講演「加速するジェンダー平等推進：国際潮流と国内政策の最前線」

講師：(特活) Gender Action Platform 理事 大崎 麻子 氏

② パネルディスカッション「私たちの #なんかモヤモヤ 正体って何だろう？」
パネリスト；岩手大学男女共同参画推進学生委員会の皆さん

コメンテーター：(特活) Gender Action Platform 理事 大崎 麻子 氏

コーディネーター：岩手大学 ダイバーシティ担当 副学長 海妻 径子 氏

③ レッスンワーク「偏見・差別の場に居合わせたら」

講師：弘前大学男女共同参画推進室 助教

岩手レインボー・ネットワーク 主宰 山下 梓 氏

The graphic is a promotional poster for the seminar. At the top, it says '彩りあふれるいわてを創る！ いわて男女共同参画 オンラインセミナー' with the dates '申込受付 5月1日～ 6月9日'. Below this, it details the schedule: '2023年6月17日（土）10：00～15：30 ZOOMウェビナーによるオンライン配信 基調講演 10：30～12：00 「加速するジェンダー平等推進：国際潮流と国内政策の最前線」' featuring speaker '大崎 麻子 氏'. It also lists other sessions: 'パネルディスカッション 13：00～14：00 「私たちの #なんかモヤモヤ 正体って何だろう？」' with speakers '岩手大学男女共同参画学生委員会の皆さん' and '大崎 麻子 氏'; 'レッスンワーク 14：15～15：15 「偏見・差別の場面に居合わせたら」' with speaker '山下 梓 氏'. The poster includes icons for a heart, a speech bubble, and a triangle, and ends with contact information: '【問い合わせ・申込先】岩手県男女共同参画センター TEL: 020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アーナ6階 FAX: 019-606-1761 E-mail: danjo@ain.aomori.jp ホームページ: https://www.ain.aomori.jp/site/danjo/'.

(2) L G B T 理解促進リーフレット・ポスター

リーフレット（生徒・学生や保護者向け、一般向け）、ポスターを作成・配布し、県民への啓発に活用している。（リーフレットは県民・団体等からの希望に応じて提供可）



(3) L G B T 相談窓口

性的指向や性別の違和感などで相談したい方のための相談窓口を岩手県男女共同参画センターに設置（御家族・パートナー・支援者も相談可能）。

- ① 受付時間 毎週火・金曜日 16:00～20:00
- ② 相談方法 電話相談、面接(要予約)、インターネット相談
- ③ 相談件数

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	42	114	167	274	147	150	163

(4) 多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン

性の多様性や性的マイノリティについて、県職員等の理解促進と業務や職場環境における偏見や差別をなくし、県民サービス向上させることを目的として作成。県ホームページにも公開。

【県ホームページ】

トップページ>暮らし・環境>青少年育成・男女共同参画>男女共同参画について>性的マイノリティ（LGBT等）について

若 第 575 号
令和5年3月24日

各市町村長 様

岩手県環境生活部長

「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」の策定について（通知）

本県の男女共同参画の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、近頃は若者世代を中心に多様な性的指向・性自認への理解が徐々に広まりつつあり、県内市町村でも LGBT 等を対象とするパートナーシップ制度の導入に向けた動きが見られるところです。

そのような中、県としては、ジェンダー平等に向けた各種施策を展開しているところですが、誰もが生きやすい地域社会の実現に向けて更に一歩踏み出す必要があり、地方自治法上の基礎自治体優先の原則、県・市町村間の競合回避規定なども踏まえた上で、この度、「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定しましたので、下記の資料一式を送付いたします。

当該指針については、今年4月に開催予定の「令和5年度市町村男女共同参画担当課長会議」において、改めて説明を行う予定としており、パートナーシップ制度の導入に向けた検討の参考としていただくようお願ひいたします。

なお、事前の意見照会でも一部の市町村から御意見をいただきましたが、当該指針は市町村にとって拘束性のある基準を示すものではありませんので、念のためその旨を申し添えます。

記

- 岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針
- パートナーシップ制度導入指針に関するQ&A（暫定版）

担当 若者女性協働推進室青少年・男女共同参画担当
及川、柿崎

Tel 019-629-5336

E-mail AC0006@pref.iwate.jp,
AC0006@pref.iwate.lg.jp

岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針

令和5年3月24日制定

1 趣旨・目的

わが国における性的指向・性自認については、明治期に西洋文化の影響を受けたことにより、かつて一部の性的指向に基づく行為が刑罰の対象となるなど、その価値観の変化が見られたが、近年では若者世代を中心に多様な性的指向・性自認への理解が徐々に広まりつつあり、県内市町村においてもパートナーシップ制度の導入に向けた動きが活発化しつつある。

そのような中、基礎自治体優先の原則を尊重しながらも、県が広域自治体として指針となるべき事項を定めることにより、県内市町村におけるパートナーシップ制度の導入、さらには相互利用の円滑化を促し、誰もが生きやすい地域社会の実現を図るものである。

2 指針となるべき事項

- (1) 制度対象者の要件は、以下を基準として各市町村において定めること。
なお、これとは別の定めをすることもできるが、その場合は他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意する必要がある。
 - ① 双方がともに成年に達していること。
 - ② 双方又はいずれか一方が当該市町村の区域内に居住していること又は転入予定であること。
 - ③ 双方がともに婚姻をしていないこと。
 - ④ 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係ないこと。
 - ⑤ 相手方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）
- (2) 制度対象者からの届出を受けた場合、住民票、戸籍等を確認した上で受理証明書等を交付すること。
- (3) その他、受理証明書等と併せて交付するカードの様式等については、他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意しつつ、各市町村において定めること。

3 制度要綱等の写しの送付

市町村がパートナーシップ制度を創設した場合、制度要綱等の写しを県に送付することとし、県はその写しを既にパートナーシップ制度を設けている県内市町村に送付することとする。

4 県による支援

県民が以下の場面で市町村のパートナーシップ制度を活用することが可能となるよう、県は所要の措置を講ずるものとする。

(1) 県営住宅への入居

(2) 県立病院での面会手続き、病状説明等(※)

※ 面会や病状説明等の対象となるキーパーソン（患者に関係する人たちの中で意思決定や問題解決の要となる人）は、患者の家族が役割を果たすことが多いが、患者の希望によっては家族以外もなり得る場合があり、その際に患者との関係性を確認する手段として、パートナーシップ制度に係る証明書を認めるもの。

附 則

1 施行期日

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

2 経過措置

この指針の施行の際、既にパートナーシップ制度を設けている市町村にあっては、県に制度要綱等の写しを送付したものとみなす。

3 検討

県は、この指針の施行後、市町村のパートナーシップ制度の運用状況等を勘案した上で、指針となるべき事項及び県による支援について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

パートナーシップ制度導入指針に関するQ & A（暫定版）

（1）ファミリーシップ制度も対象になるのか。

- 各市町村において、パートナーシップ制度を拡張して子などの近親者も対象に含め、ファミリーシップ制度とすることも可能です。なお、その場合、子ども基本法が施行されることを踏まえ、子どもの意見表明権にも配慮する必要があります。

（2）異性間の事実婚も対象に含めることができるのか。

- パートナーシップ制度の対象としては、まずは婚姻制度の対象となり得ない方々が想定されますが、各市町村において、婚姻制度の対象となり得る方々をパートナーシップ制度の対象に含めることを妨げるものではありません。

（3）市町村間の相互利用はどのように図るべきか。

- パートナーシップ制度を利用する方々の利便性を確保するため、市町村間の相互利用を制度要綱等に規定することが有効と考えられます。なお、相互利用の中長期的な安定性を確保するため、地方自治法上の連携協約を締結することも考えられます。

（4）県営住宅や県立病院ではどのように活用できるのか。

- ①県営住宅への入居や②県立病院での面会手続き、病状説明等^(※)において、市町村のパートナーシップ制度が活用可能となるよう所要の措置を講ずることとしており、改めて通知等を発出することになりますので、そちらを御参照ください。

※ 面会や病状説明等の対象となるキーパーソン（患者に関係する人たちの中で意思決定や問題解決の要となる人）は、患者の家族が役割を果たすことが多いが、患者の希望によっては家族以外もなり得る場合があり、その際に患者との関係性を確認する手段として、パートナーシップ制度に係る証明書を活用するもの

若 第 65 号

令和5年5月15日

各市町村長 様
岩手県男女共同参画センター長

岩手県環境生活部長

パートナーシップ制度に係る県の対応について（通知）
のことについて、下記により運用することとされましたのでお知らせします。

記

1 県営住宅への入居

(1) 県営住宅への入居が可能となる同性カップル

市町村等が発行する同性パートナーとしての証明書・カード等の交付を受け、有効な証明書・カード等を保有する同性カップル

(2) 入居が可能となる県営住宅等

県内全県営住宅及び特定公共賃貸住宅

但し、現時点において、県内における同性パートナーシップ制度導入市町村は、一関市及び盛岡市となることから、入居が可能となる県営住宅は、当該2市に所在する住宅に限られます。

(3) 入居手続き

県営住宅入居手続きに係る申請書類等及び市町村が発行する同性パートナーとしての証明書・カード等を提出すること。

※ その他、入居申請に係る手続き等は従前の県営住宅等入居手続きと同一です。

(4) 運用開始時期

令和5年5月1日から

(5) 県営住宅に関する問い合わせ先

国土整備部建築住宅課（019-629-5931）

2 県立病院での面会手続き、病状説明等

(1) 患者が当事者であった場合の対応

面会や症状説明等の対象となるキーパーソン（患者に關係する人の中で、意思決定や問題解決の要となる人）については、患者本人の希望や患者との關係性を考慮して決定されているところであり、患者との關係性において、パートナーシップ制度も考慮し対応していく。（例：患者との關係性を確認する書類としてパートナーシップ宣誓書受領証等を提示する、など）

(2) 県立病院に関する問い合わせ先

医療局医事企画課（019-629-6342）

担当：若者女性協働推進室青少年・男女共同参画担当 及川、柿崎

Tel 019-629-5336

E-mail AC0006@pref.iwate.jp、AC0006@pref.iwate.lg.jp

○岩手県男女共同参画推進条例（平成14年10月9日条例61号）

岩手県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

第4章 雜則（第32条）

附則

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要な事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

岩手県男女共同参画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号。以下「条例」という。）第31条の規定により、岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聞く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確めた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

この規程は、平成14年11月22日から施行する。

いわて県民計画（2019～2028） 第2期アクションプランの概要

令和5年3月
岩手県

1

目次～資料の構成～

1 いわて県民計画（2019～2028）の概要について

- 構成、理念、基本目標、復興推進の基本方向、政策推進の基本方向、地域振興の展開方向、行政経営の基本姿勢、第2期アクションプランの策定趣旨 等

2 第2期政策推進プランについて

✓ 政策推進プランの概要を説明します。

3 第2期復興推進プランについて

✓ 復興推進プランの概要を説明します。

4 第2期地域振興プランについて

✓ 地域振興プランの概要を説明します。

5 第2期行政経営プランについて

✓ 行政経営プランの概要を説明します。

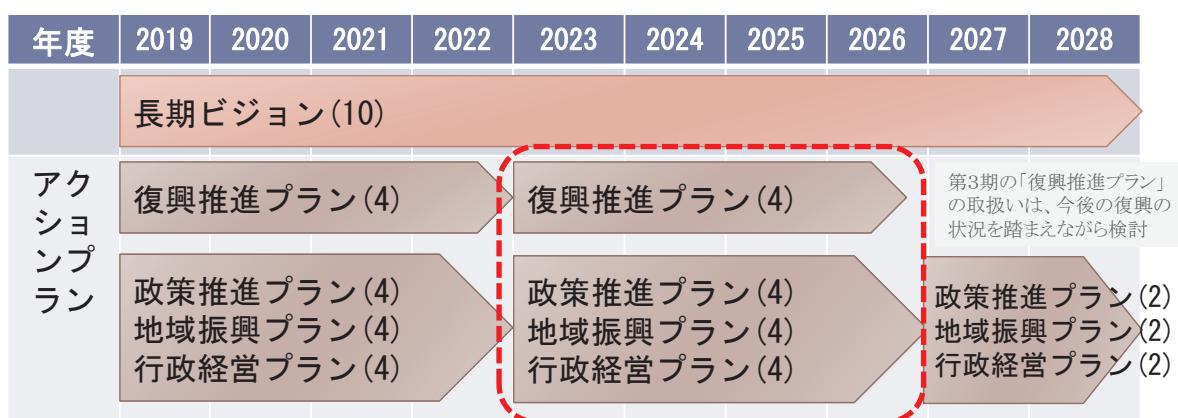
2

いわて県民計画（2019～2028） の概要について

3

いわて県民計画（2019～2028）の構成

長期 ビジョン	長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするもの [計画期間：2019年度から2028年度までの10年間]
アクション プラン	長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込むもの 復興推進プラン 政策推進プラン 地域振興プラン 行政経営プラン



4

いわて県民計画（2019～2028）の理念

- 県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めること
- 地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持ち、共に支え合いながら岩手県の将来像を描き、その実現に向けて、みんなで行動していくこと
- 社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないように、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組を進めること

いわて県民計画（2019～2028）の基本目標

東日本大震災津波の経験に基づき、
引き続き復興に取り組みながら、
お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

5

復興推進の基本方向

◎復興の取組の原則

「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方向」に位置づけた2つの原則を引き継ぐ
⇒ 「一人ひとりの幸福追求権を保障すること」、「犠牲者の故郷への思いを継承すること」

◎復興の目指す姿

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

【復興の推進に当たって重視する視点】
(1)参画 (2)交流 (3)連携

【より良い復興～4本の柱～】
(1)安全の確保 (2)暮らしの再建
(3)なりわいの再生 (4)未来のための伝承・発信

政策推進の基本方向

- 主觀的幸福感に関する12の領域をもとに、「健康・余暇」から「自然環境」までの8つと、これらを下支えする「社会基盤」「参画」を加えた10の政策分野を設定。
- 各政策分野に、幸福に関連する客觀的指標（いわて幸福関連指標）を定め、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開。



地域振興の展開方向

④広域振興圏の振興

県央	県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担っている地域
県南	人とのつながり、県南圏域の産業集積や農林業、多様な地域資源を生かしながら、暮らしと産業が調和し、世界に向け岩手の未来を切り拓く地域
沿岸	東日本大震災津波からの復興を着実に進め、その教訓を発信し、新たな交通ネットワークや様々なつながりを生かした新しい三陸の創造により、国内外に開かれた交流拠点として岩手の魅力を高め、広げていく地域
県北	多様かつ豊富な資源・技術、培われた知恵・文化を生かし、北東北、北海道に広がる交流・連携を深めながら、新たな地域振興を展開する地域

行政経営の基本姿勢

①行政経営の目指す姿

県内外の様々な主体と協働し、岩手県民が相互に幸福を守り育てるとともに、広く県外に向けて幸福を守り育てる機会を提供することができる岩手の実現

②行政経営の4本の柱

- (1) 地域意識に根ざした県民本位の行政経営の推進
- (2) 高度な行政経営を支える職員の能力向上
- (3) 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現
- (4) 戦略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

7

第2期アクションプランの策定趣旨等

①策定の趣旨

長期ビジョンの実効性を確保するため、第2期アクションプランの計画期間において、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を明らかにするため策定するもの。

②計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とする。

③構成

長期ビジョンの内容及びこれまでの構成等を踏まえ、「復興推進プラン」「政策推進プラン」「地域振興プラン」「行政経営プラン」で構成する。

④策定に当たっての基本的な考え方

- ① 第1期アクションプランの評価結果や東日本大震災津波からの復興の進捗、新型コロナウィルス感染症の影響など社会経済情勢の変化を踏まえ、策定する。
- ② 市町村、企業、団体、個人など、様々な主体から広く意見を伺う。

8

第2期アクションプランの策定趣旨等

①策定プロセス

令和4年5月～8月	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体、審議会等からの意見聴取を実施(8月末までに106団体) 県外在住者との意見交換を実施(オンライン)
令和4年8月	<ul style="list-style-type: none"> 知事と市町村長との意見交換を実施(4広域振興圏ごと)
令和4年11月	<ul style="list-style-type: none"> 第101回岩手県総合計画審議会において素案を審議 県議会へ素案を説明
令和4年11月 ～12月14日	<ul style="list-style-type: none"> 地域説明会を開催(県内5箇所、参加者数 218人) 11/16:久慈市、11/17:釜石市、11/18:盛岡市、11/20盛岡市(休日開催) 11/21:奥州市
令和4年11月15日 ～12月14日	<ul style="list-style-type: none"> 素案に対するパブリック・コメントを実施 素案に対する県内全市町村への意見照会を実施 素案に対する各種団体、審議会等からの意見聴取を実施(114団体)
令和5年2月	<ul style="list-style-type: none"> 第102回岩手県総合計画審議会において最終案を審議 県議会へ最終案を説明
令和5年3月	策定・公表

9

パブリック・コメント等の実施

②パブリック・コメントの実施状況

実施期間:令和4年11月15日(火)～12月14日(水)

※ パブリック・コメントの実施と合わせ、市町村への意見照会、各種団体・審議会等からの意見聴取を実施

	件数	A 全部反映	B 一部反映	C 趣旨同一	D 参考	E 対応困難	F その他
政策推進プラン	377	47	19	208	71	0	32
復興推進プラン	77	28	8	35	4	0	2
地域振興プラン (県央)	145 (22)	5 (3)	10 (2)	73 (6)	48 (6)	0 (0)	9 (5)
(県南)	(59)	(1)	(4)	(35)	(19)	(0)	(0)
(沿岸)	(28)	(0)	(3)	(15)	(8)	(0)	(2)
(県北)	(36)	(1)	(1)	(17)	(15)	(0)	(2)
行政経営プラン	9	3	0	6	0	0	0
【合計】	608	83	37	322	123	0	43

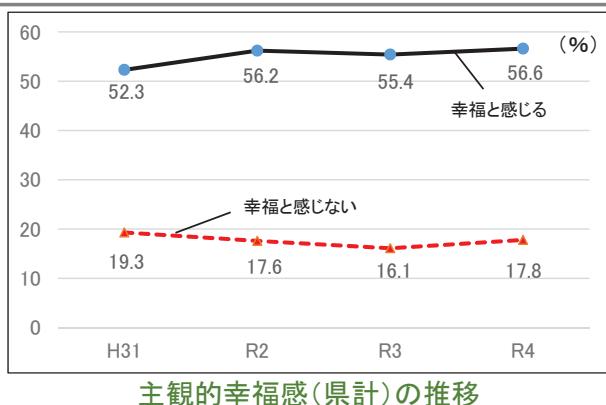
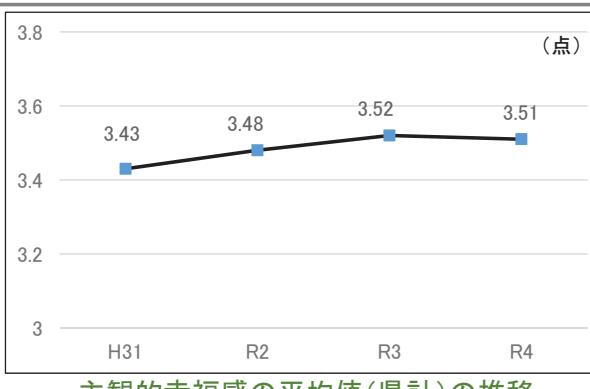
10

第2期政策推進プランについて

11

第1期政策推進プランの成果と課題

- 「県の施策に関する県民意識調査(注)」における、令和4年の県全体における主観的幸福感の平均値は、5点満点中3.51点となり、政策推進プランが始まる直前(平成31年)の3.43点と比べて上昇。
- 県全体の主観的幸福感については、
幸福と感じると回答した人が、平成31年調査の52.3%と比べて56.6%に上昇。
幸福と感じないと回答した人が、平成31年調査の19.3%と比べて17.8%に減少。



(注)県の施策に関する県民意識調査：

- ・「いわて県民計画(2019～2028)」の政策に関連する項目について、県民がどの程度の重要性を感じ、現在の状況にどの程度満足しているか等を定期的に把握することを目的に実施している。
- ・「幸福だと感じている」から「幸福だと感じていない」までの5段階の選択肢で県民の主観的幸福感を調査している。
- ・図中、「幸福と感じる」は、「幸福だと感じている」+「やや幸福だと感じている」を指す。「幸福と感じない」は、「あまり幸福だと感じていない」+「幸福だと感じていない」を指す。

12

第1期政策推進プランの成果と課題（主なもの）

○ 新型コロナウイルス感染症の流行の波が繰り返される中、本県では、検査体制の拡充や病床の確保、ワクチン接種体制の整備等を行ってきました。

　加えて、社会活動・経済活動を支える対策、経済的な打撃を受けた県民の生活を支える対策などにも、臨機応変に対応してきました。

○ こうした新型コロナ対策を進めながら、10の政策分野に盛り込んだ施策を推進してきたところであり、それぞれの政策分野において成果が現れてきています。

① 健康・余暇

成果	<ul style="list-style-type: none">医師・看護職員の確保対策による医療従事者の増加多様な福祉ニーズに対応した総合相談の場の整備 等
課題	<ul style="list-style-type: none">医師の地域偏在の解消や特定診療科の従事者の確保生活困窮者の生活再建への支援高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備、介護職員等の確保 等

② 家族・子育て

成果	<ul style="list-style-type: none">産後ケア事業を行う市町村の増加、保育所等の待機児童数の減少地域学校協働活動の展開 等
課題	<ul style="list-style-type: none">結婚・妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のない支援の強化医療的ケア児への支援体制の構築 等

13

第1期政策推進プランの成果と課題（主なもの）

③ 教育

成果	<ul style="list-style-type: none">1人1台端末等ICT環境の整備の完了合唱等での児童生徒の全国的な活躍や、本県出身選手の世界的な活躍による文化芸術やスポーツに対する県民の関心の高まり高校生や県内大学等卒業者の県内就職率の上昇 等
課題	<ul style="list-style-type: none">児童生徒数の減少など社会情勢の変化に対応した、魅力ある学校づくり県内大学等卒業者の県内定着 等

④ 居住環境・コミュニティ

成果	<ul style="list-style-type: none">住宅の耐震化や汚水処理施設の整備県外からの移住・定住者数の増加 等
課題	<ul style="list-style-type: none">利用者数が減少している地域公共交通の維持・確保地域コミュニティの活性化に向けた取組の強化コロナ禍における地方移住への関心の高まりを踏まえた、移住・定住施策の強化 等

⑤ 安全

成果	<ul style="list-style-type: none">正しい防災知識の普及啓発や、機能別消防団員制度の普及刑法犯認知件数、交通事故発生件数及び死傷者数の減少 等
課題	<ul style="list-style-type: none">本県最大クラスの津波浸水想定などを踏まえた防災対策高齢者の特殊詐欺被害対策や交通事故防止対策等新型コロナ対策の成果などを踏まえた、新たな感染症への対応 等

14

第1期政策推進プランの成果と課題（主なもの）

◎VI 仕事・収入

成果	<ul style="list-style-type: none">・総実労働時間の着実な減少・自動車・半導体関連産業の集積、県産農林水産物の評価・信頼の向上 等
課題	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍による需要の落ち込み、原油や資材価格等の高騰・若者や女性等の就労の場の確保、雇用・労働環境の整備・主要魚種の不漁への対応 等

◎VII 歴史・文化

成果	<ul style="list-style-type: none">・「北海道・北東北の縄文遺跡群(御所野遺跡)」の世界遺産登録・県民の民俗芸能に対する理解増進 等
課題	<ul style="list-style-type: none">・3つの世界遺産を中心とした文化遺産のネットワークの構築・連携・民俗芸能団体の後継者育成への支援 等

◎VIII 自然環境

成果	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーによる電力自給率の上昇・大気や水質の環境基準達成状況が全国と比較して高い水準で推移 等
課題	<ul style="list-style-type: none">・温暖化の「緩和」策と気候変動への「適応」策の総合的な取組の推進・化石燃料中心の経済・社会、産業構造のクリーンエネルギー中心への移行・野生鳥獣による農林業被害や自然環境への影響の拡大 等

15

第1期政策推進プランの成果と課題（主なもの）

◎IX 社会基盤

成果	<ul style="list-style-type: none">・光ファイバの整備、携帯電話不感地域の解消・台風により被災した河川等の整備・復興道路の全線開通など幹線道路ネットワークの整備 等
課題	<ul style="list-style-type: none">・ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策・新型コロナの収束を見据えた、県内港湾やいわて花巻空港の受入環境の整備・社会资本の予防保全型維持管理の推進 等

◎X 参画

成果	<ul style="list-style-type: none">・「女性が働きやすい環境にある」と感じる人の増加・若者同士のネットワークづくりの推進 等
課題	<ul style="list-style-type: none">・「男性が優遇されている」と感じる人の高い状態での推移・若者・女性が活躍できる環境づくり・多様な主体が連携・協働して課題を解決していく仕組みづくり 等

16

第2期政策推進プランの重点事項

- 第2期政策推進プランにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響、人口減少の進行、デジタル化の進展、温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロなど、直面する課題に的確に対応し、施策を強化します。
- このような考え方に基づき、長期ビジョンの政策体系を維持しつつ、第2期アクションプラン期間中に取組を強化すべき項目を「重点事項」として位置づけます。

第1期政策推進プランの成果と課題、知事と市町村長との意見交換(8/8、10開催)、各種団体等からの意見聴取(令和4年8月末までに総合計画審議会等、106の団体・審議会等から聴取)などを踏まえ、

人口減少問題に立ち向かうため、**政策推進プランにおいて、**

「人口減少対策」に最優先で取り組むこととし、

今後4年間に取組を強化すべき項目を「重点事項」として明示

- 重点事項の推進に当たっては、関連する政策分野に具体的な施策を盛り込み、毎年度、政策形成支援評価を行い次年度の施策に反映させることで、実効性を高めていきます。
- 重点事項をオールいわてで推進していくため、県・市町村人口問題連絡会議、県市町村GX推進会議、いわてDX推進連携会議等を通じ、県と市町村・関係団体等との連携を一層強化します。

17

第2期政策推進プランの重点事項

人口減少対策に取り組む上での「重点事項」

【重点事項1】 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します

【重点事項2】 GX(グリーン・トランスフォーメーション)を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します

【重点事項3】 DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります

【重点事項4】 災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します

中長期的な観点から維持・向上を図っていく基盤

医療・介護・福祉

教育・学ぶ機会

地域公共交通

人や地域との
「つながり」

産業・雇用環境

これらについては、人口減少社会において、引き続き、中長期的に維持・向上を図っていく基盤であり、重点事項と合わせ、10の政策分野においてこれらの取組を推進します。

燃料油価格や物価、エネルギー価格の高騰など現下の危機については、臨機応変に対応します。

18

第2期政策推進プランの重点事項

【重点事項1】 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てなどライフステージに応じた支援や移住・定住施策を強化します

- 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを進めるとともに、産業政策を総合的に展開し一人ひとりの能力を発揮できる多様な雇用の確保を進めながら、結婚、妊娠・出産、子育てへの支援などの自然減対策や、若年層の県内就職、移住・定住の促進などの社会減対策を強化します。
- 市町村や関係団体等と連携し、県民運動等による社会全体の機運醸成を行い、安心して子どもを生み育てられる環境の充実にオール岩手で取り組んでいきます。

【重点事項2】 GX(グリーン・トランスフォーメーション)を推進し、カーボンニュートラルと持続可能な新しい成長を目指します

- 再生可能エネルギーの導入促進、森林整備や県産木材の利用促進など森林資源の循環利用、省エネ住宅の普及を進めるなど、地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な新しい成長を目指しながら、誰もが住みたいと思えるふるさとを次世代に引き継いでいきます。
- 県民、事業者、行政が一体となり、温室効果ガス排出削減目標の達成に向け県民運動を展開します。

【重点事項3】 DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進し、デジタル社会における県民の暮らしの向上と産業振興を図ります

- 全ての県民がDXの恩恵を享受できるよう、「行政のDX」、「産業のDX」、「社会・暮らしのDX」、「DXを支える基盤整備」の4つの取組方針のもと、あらゆる産業のDXの促進、県民生活の利便性の向上、情報通信インフラの整備、市町村への支援を進めます。

【重点事項4】 災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します

- 東日本大震災津波や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくりを推進します。

19

20

第2期政策推進プランの政策分野



I 健康・余暇

自然減・社会減対策

DX

安全・安心

幸	いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	健康寿命 [平均自立期間]	年	(男性) 80.03 ^(R2) (女性) 84.59	(男性) 80.42 ^(R4) (女性) 84.92	(男性) 80.61 ^(R5) (女性) 85.08	(男性) 80.80 ^(R6) (女性) 85.24	(男性) 81.00 ^(R7) (女性) 85.41
	自殺者数 [10万人当たり]	人	16.2	15.0	14.9	14.7	14.6
新	75歳以上85歳未満高齢者の 要介護認定率	%	12.3	11.9	11.7	11.5	11.3
	余暇時間 [一日当たり]	分	372	382	382	382	382

具体的な推進方策(主なもの)

- 即戦力医師の招へいや奨学金による医師養成
- 県内看護学生の地元就職や県外就職者のU・Iターンに係る働きかけ 充実・強化
- 医療従事者の勤務環境改善 新規
- 周産期医療機関の機能分担、連携の充実強化 充実・強化
- 生活困窮者の生活再建に向けた支援体制の構築 充実・強化
- 認知症施策の推進 充実・強化
- 文化芸術の鑑賞や発表の場の充実、スポーツに取り組むことができる環境整備 等

21

第2期政策推進プランの政策分野



I 健康・余暇

自然減・社会減対策

DX

安全・安心

具	具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	奨学金養成医師及び医師招へい による県内従事者数	人	187	266	305	342	382
	県内看護職員養成施設卒業生の 県内就業率	%	66.6	70.0	70.0	70.0	70.0
新	勤務環境改善計画 策定医療機関数	%	67	80	86	93	100
	医療機関の役割分担認知度	%	51.1	59.3	61.5	63.7	66.0
	周産期救急患者搬送の コーディネート件数	件	404	416	428	441	454
	人口10万人当たりの生活困窮者 自立支援制度のプラン作成件数	件／月	5.8	6.6	7.0	7.4	8.0
新	認知症サポーターが 活動する場を有する市町村数	市町村	2	10	15	25	33
	岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	14,632	20,000	40,000	61,000	83,000
	総合型地域スポーツクラブ会員数 (地区全戸加入を除く)	人	7,519	7,720	7,820	7,920	8,020

22

第2期政策推進プランの政策分野

◎ II 家族・子育て

自然減・社会減対策

DX

幸	いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	合計特殊出生率		1.30	1.35	1.42	1.50	1.58
	待機児童数 〔4月1日時点〕	人	12	0	0	0	0
	総実労働時間〔年間〕	時間	1,761.6	1,710.1	1,684.4	1,658.7	1,633.0
	共働き世帯の男性の 家事時間割合〔週平均〕	%	39.2	42.5	45.0	47.5	50.0

具体的な推進方策(主なもの)

- ・若い世代に対するライフデザインの構築支援 充実・強化
- ・結婚サポートセンター「i-サポ」の新規会員の確保やマッチング支援の強化 充実・強化
- ・市町村や企業等と連携した出会いの場の創出 充実・強化
- ・不妊に悩む夫婦への総合的な支援
- ・仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の拡大
- ・市町村における産後ケア事業等の実施や保育所等の計画的な施設整備の促進
- ・周産期救急搬送体制の強化や妊産婦の通院等への支援 充実・強化
- ・子どもの居場所の開設・運営に関する支援
- ・地域が主体となった医療的ケア児やその家族への支援体制の構築 充実・強化 等

23

第2期政策推進プランの政策分野

◎ II 家族・子育て

自然減・社会減対策

DX

具	具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
新	ライフプランセミナーの受講者数〔累計〕	人	268	400	800	1,200	1,600
	結婚サポートセンター会員における成婚者数〔累計〕	人	36	55	115	180	250
	子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数〔累計〕	人	136	140	280	420	560
新	不妊治療休暇制度等導入事業者数〔累計〕	事業者	2	26	37	48	60
	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕	事業者	75	245	335	425	515
	産後ケア事業実施市町村数(他市町村との連携を含む)〔累計〕	市町村	26	31	33	33	33
	放課後児童クラブの待機児童数(5月時点)	人	142	90	60	30	0
	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	市町村	24	26	28	30	33
新	岩手県医療的ケア児支援センターによる支援件数〔累計〕	件	—	120	240	360	480

24

第2期政策推進プランの政策分野



Ⅲ 教育

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

幸	いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合	%	(小学生)82.5 (中学生)85.4	(小学生)82.5 (中学生)85.4	(小学生)82.5 (中学生)85.4	(小学生)82.5 (中学生)85.4	(小学生)82.5 (中学生)85.4
	授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合	%	(小学生)83.0 (中学生)83.5	(小学生)83.0 (中学生)83.5	(小学生)83.0 (中学生)83.5	(小学生)83.0 (中学生)83.5	(小学生)83.0 (中学生)83.5
	自己肯定感を持つ児童生徒の割合	%	(小学生)76.4 (中学生)76.2	(小学生)78.0 (中学生)78.5	(小学生)78.0 (中学生)78.5	(小学生)79.0 (中学生)79.0	(小学生)80.0 (中学生)79.0
	高卒者の県内就職率	%	74.1	84.5	84.5	84.5	84.5
	県内大学等卒業者の県内就職率	%	47.0	48.5	49.0	49.5	50.0

具体的な推進方策(主なもの)

- ICT機器の効果的な利活用方法の普及 充実・強化
- 家庭や地域等と連携した健康の保持・増進と適切な部活動の推進 充実・強化
- 地域等との連携・協働による教育活動の充実 充実・強化
- キャリア教育の推進、リカレント教育の充実 充実・強化
- 各産業のデジタル化やDXを推進する人材の育成 充実・強化
- 特色ある私学教育の充実、文化芸術・スポーツを担う人材の育成
- 県内大学等への進学意識の醸成、県内企業への就職の促進 等

25

第2期政策推進プランの政策分野



Ⅲ 教育

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

具	具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
新	授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合	%	78	80	82	86	90
新	部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合	%	(中学生)86.6 (高校生)93.1	(中学生)89.0 (高校生)95.0	(中学生)92.0 (高校生)97.0	(中学生)96.0 (高校生)99.0	(中学生)100 (高校生)100
	コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	%	19.0	75.0	80.0	85.0	90.0
	将来希望する職業(仕事)について考えている高校2年生の割合	%	48	50	52	54	55
新	デジタル人材育成関連セミナー受講者数	人	—	500	500	500	500
	私立高等学校における特色ある教育活動の実施率	%	56.4	65.0	67.5	70.1	73.5
	岩手芸術祭への出展数[累計]	件	1,185	1,210	2,430	3,660	4,900
	本県関係選手の日本代表選出数[累計]	人	67	123	151	179	207
	県内企業等へのインターンシップ参加者数	人	238	200	300	400	500

26

第2期政策推進プランの政策分野

④ 居住環境・コミュニティ

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

幸 いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
県外からの移住・定住者数	人	1,584	1,830	2,030	2,250	2,500
汚水処理人口普及率	%	84.4	87.9	89.4	91.0	91.1
三セク鉄道・バスの一人当たり 年間利用回数	回	10.2	14.3	16.3	16.4	16.5
地縁的な活動への参加割合	%	33.3	36.0	38.5	41.5	44.5

具体的な推進方策(主なもの)

- ・ 県産木材を活用するなど岩手らしい高い断熱性能を備えた岩手型住宅の普及
- ・ 住民ニーズに対応した効率的で持続可能な地域公共交通ネットワークの構築の促進
- ・ MaaSやIC決済などのデジタル技術の活用等による、公共交通利用者の利便性向上
- ・ 持続可能な地域コミュニティづくりに向けた特定地域づくり事業協同組合の設立 充実・強化
- ・ 地域おこし協力隊のネットワークづくりの支援や県内起業・就業等の促進 新規
- ・ 移住体験等の取組、情報発信、移住と就職の一元的な相談機能の強化
- ・ 地域で移住者を受け入れるためのサポート体制の整備 充実・強化
- ・ 県営住宅・空き家等のストックを活用した取組 新規 等

27

第2期政策推進プランの政策分野

④ 居住環境・コミュニティ

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

具 具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
岩手型住宅賛同事業者による 県産木材を使用した岩手型住宅 建設戸数の割合	%	23.6	26.8	28.4	30.0	32.0
新 地域公共交通計画等策定 市町村数[累計]	市町村	20	25	28	31	33
IGRいわて銀河鉄道の1日当たりの 運行本数	本	65	65	65	65	65
三陸鉄道の1日当たりの 運行本数	本	53	53	53	53	53
乗合バス事業者のノンステップバス の導入率	%	38.9	41.0	42.0	43.0	44.0
新 特定地域づくり事業協同組合数 [累計]	組合	1	2	3	4	5
地域おこし協力隊員数	人	210	242	248	254	260
移住相談件数	件	8,128	9,200	9,800	10,400	11,100
移住コーディネーター、定住支援員 等を配置している市町村数	市町村	31	33	33	33	33

28

第2期政策推進プランの政策分野

◎ V 安全

自然減・社会減対策

安全・安心

幸	いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	自主防災組織の組織率	%	88.5	89.8	90.4	91.0	91.8
	刑法犯認知件数	件	2,507	2,560	2,470	2,380	2,300
	交通事故発生件数 〔千人当たり〕	件	1.29	1.23	1.18	1.14	1.10
新	新興感染症に対応可能な 公立・公的医療機関等の数	機関	—	27	37	50	60

具体的な推進方策(主なもの)

- ・ 県民の防災意識の向上、地域コミュニティにおける住民同士が助け合える体制の強化、
個別避難計画の作成支援、避難場所・避難経路等の整備の促進 充実・強化
- ・ 地域ぐるみの防犯意識の高揚、高齢者や子ども等の交通事故抑止対策
- ・ 「はまなすサポートセンター」と関係機関との連携強化による支援体制の充実 充実・強化
- ・ 市町村や災害派遣医療チーム(DMAT)、いわて感染制御支援チーム(ICAT)等と連携した訓練の実施 新規
- ・ 新たな感染症発生に備えた医療機関のネットワーク化による診療・検査体制の整備 新規
- ・ 迅速かつ円滑なワクチン接種体制の構築、感染症に関する情報発信 新規 等

29

第2期政策推進プランの政策分野

◎ V 安全

自然減・社会減対策

安全・安心

具	具体的推進方策指標 (主るもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
新	普段から災害に備えている人の割合	%	47.6	52.2	54.5	56.8	59.1
	避難行動要支援者の個別避難計画を作成している市町村数	市町村	18	25	28	31	33
	新たな津波浸水想定に対応した津波ハザードマップに基づいた住民参加型の津波避難訓練が実施されている沿岸市町村 新規	市町村	—	10	12	12	12
	住宅対象侵入窃盗及び乗物盗のうち無施錠による被害件数	件	286	340	300	260	230
	交通事故死傷者数	人	1,865	1,770	1,710	1,645	1,585
	「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行った者の割合	%	30.8	36.8	39.8	42.8	45.8
新	県内全医療機関に占める感染者情報管理システムへの登録医療機関割合	%	—	100	100	100	100
新	ワクチン接種従事者等の育成研修講師数〔累計〕	人	—	60	120	180	240

30

第2期政策推進プランの政策分野



VI 仕事・収入

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

幸	いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	一人当たり県民所得の水準	%	87.4 ^(R1)	90.0 ^(R3)	90.0 ^(R4)	90.0 ^(R5)	90.0 ^(R6)
	正社員の有効求人倍率	倍	0.88	1.00	1.00	1.00	1.00
新	女性の全国との賃金格差	%	84.4	85.8	87.0	88.2	89.4
	農林水産物の輸出額	億円	43.0	52.0	57.0	63.0	69.0

具体的な推進方策(主なもの)

- 安定した雇用の確保、若者や女性が働きやすい環境の整備 充実・強化
- 原油や資材価格の高騰等の影響を受けている中小企業者や農林漁業者等への支援 新規
- 中小企業者のGXやDXへの支援、スタートアップ支援の強化、事業承継の促進 新規
- 自動車・半導体関連産業等の集積、GXやDXなどの変革への対応の推進 新規
- 観光DXによる観光推進体制の強化、観光で稼ぐ地域づくりの推進 新規
- 建設業における労働環境の改善、農林水産業の担い手の確保・育成
- 農林水産物の輸出拡大、市場の需要に応じた水稻・麦・野菜等の生産、主要魚種の極端な不漁への対応 充実・強化 等

31

第2期政策推進プランの政策分野



VI 仕事・収入

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

具	具体的推進方策指標 (主るもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	いわて働き方改革推進運動 参加事業者数[累計]	事業者	680	945	1,080	1,215	1,350
	経営革新計画承認件数[累計]	件	805	895	945	995	1,045
	事業承継の支援を受けた企業数 [累計]	企業	3,172	4,772	5,572	6,372	7,172
	新規立地・増設件数[累計]	件	29	30	60	90	120
	本県への再来訪意向を持つ人の割合	%	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	リーディング経営体の育成数 [累計]	経営体	121	150	165	180	195
	県産農林水産物取扱 海外事業者数	社	63	68	71	74	77
新	麦・大豆の生産量	トン	14,510	15,120	15,420	15,720	16,020
新	サケ・マス類の海面養殖の 生産量	トン	569	1,700	1,900	2,100	2,300

32

第2期政策推進プランの政策分野



VII 歴史・文化

自然減・社会減対策

幸 いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
世界遺産等の来訪者数	千人	417	712	805	898	991
民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	393	393	393	393	393

具体的な推進方策(主なもの)

- 「平泉の文化遺産」の拡張登録
- 3つの世界遺産及び関連資産を有する地域間の連携・交流の推進 新規
- 伝統文化への理解を深め、次世代へ引き継ぐ取組の推進
- 歴史資源や伝統文化を生かした地域活性化 等

具 具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
新 3つの世界遺産に係る連携・交流活動参加人数[累計]	人	—	60	120	180	240
「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数[累計]	人	3,225	3,510	7,150	10,920	14,820
観光客数 (歴史・文化に関係する観光地点での入込客数)	千人	1,698	2,440	2,760	3,080	3,375
文化財のユニークペニー活用件数[累計]	件	25	30	67	110	160 33

第2期政策推進プランの政策分野

◎ VIII 自然環境

GX DX

幸 いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
自然公園の利用者数	千人	339	401	431	462	493
公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	95.7	95.7	95.7	95.7	95.7
再生可能エネルギーによる電力自給率	%	38.6	50.9	51.0	53.8	56.2
一般廃棄物の最終処分量	千t	37.8 ^(R2)	37.0 ^(R4)	36.6 ^(R5)	36.2 ^(R6)	35.8 ^(R7)

具体的な推進方策(主なもの)

- 本県の優れた自然環境を次世代へ引き継いでいくための取組の推進
- 市町村や関係団体等と連携した、野生鳥獣の科学的・計画的な管理 充実・強化
- 3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動の促進
- 「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備
- 家庭、産業・業務、運輸等の各部門におけるGXの推進 充実・強化
- 温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた県民運動の展開 充実・強化
- 脱炭素化に取り組む市町村への支援 新規
- 再生可能エネルギーにより生成した水素の利活用
- 送配電網の強化の働きかけ 等

35

第2期政策推進プランの政策分野

◎ VIII 自然環境

GX DX

具 具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
条例指定希少野生動植物の確認数 新	種	16	16	16	16	16
ニホンジカの最少捕獲数	頭	26,839	25,000	25,000	25,000	25,000
産業廃棄物の自県内処理率	%	95.9 ^(R2)	97.5 ^(R4)	97.5 ^(R5)	97.5 ^(R6)	97.5 ^(R7)
地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合	%	79.9	90.0	90.0	90.0	90.0
新 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村の割合	%	16	34	46	58	70
いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	228	272	296	320	344
再生可能エネルギー導入量	MW	1,681	1,966	1,981	2,081	2,198
チップの利用量	BDt	243,110	230,650	230,790	230,930	231,070
間伐材利用率	%	42.5	43.3	43.8	44.3	44.8

36

第2期政策推進プランの政策分野

◎ IX 社会基盤

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

幸	いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
新	インターネットの利用率	%	83.9	86.4	87.6	88.8	90.0
	河川整備率	%	51.9	52.3	52.4	52.5	52.7
	緊急輸送道路の整備延長	km	32.5	38.1	39.4	40.5	42.3
	港湾取扱貨物量	万t	506	517	523	571	587

具体的な推進方策(主なもの)

- 県民の豊かな暮らしの実現に向けた各分野のDXの推進 新規
- 県民のインターネット利用率やデジタルリテラシーの向上 充実・強化
- 市町村におけるデジタル技術の活用支援 充実・強化
- 河川改修や防災施設の整備などのハード対策と、災害関連情報の充実や発信の強化などソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策の推進 充実・強化
- 災害に強い道路ネットワークの構築、救急搬送ルートの整備
- ポートセールスの展開、外国船社クルーズ船の寄港に向けた受入環境の整備
- いわて花巻空港における国際線の運航に対応した受入態勢の強化 充実・強化
- 社会資本の予防保全型維持管理の推進 等

37

第2期政策推進プランの政策分野

◎ IX 社会基盤

自然減・社会減対策

GX

DX

安全・安心

具	具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
	市町村デジタル技術利活用サービス開始数	件	49	28	32	36	40
新	5G人口カバー率	%	74.5	82.2	86.1	90.0	91.8
	近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数〔累計〕	河川	—	1	2	3	4
	土砂災害基礎調査結果公表箇所数〔累計〕	箇所	13,305	14,805	16,305	17,805	18,973
	緊急輸送道路の整備完了箇所数〔累計〕	箇所	17	20	21	22	25
	救急医療機関へのアクセス道路の整備延長〔累計〕	km	10.8	12.5	13.8	13.8	14.6
	クルーズ船寄港回数	回	4	6	6	8	10
新	滑走路端安全区域(RESA)の整備延長〔累計〕	m	40	40	40	90	90
	早期に修繕が必要な橋梁の対策完了数〔累計〕	橋	49	136	168	234	260

38

第2期政策推進プランの政策分野

◎ X 参画

自然減・社会減対策

DX

幸 いわて幸福関連指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
労働者総数に占める女性の割合	%	37.2	37.8	38.1	38.4	38.6
障がい者の雇用率	%	2.37	2.40	2.50	2.50	2.70
高齢者のボランティア活動比率	%	25.3	26.7	27.4	28.1	28.9
ボランティア・NPO・市民活動への参加割合	%	15.6	17.8	18.9	19.5	20.0

具体的な推進方策(主なもの)

- 地域等において男女共同参画を推進する人材の養成や活動への支援
- LGBTなど性的指向や性自認を理由として困難を抱えている人に対する支援 充実・強化
- 女性が活躍できる職場環境づくりの推進、女性の発想を生かした起業への支援 充実・強化
- 県内全域で若者が相談支援を受けられる環境づくりの推進
- 若者団体の新しいアイデアによる地域づくりに向けた取組への支援
- いわて県民情報交流センターを拠点とした、市民活動への参加の促進
- 人口減少対策等の全県的な課題に対する県民運動の展開 充実・強化 等

39

第2期政策推進プランの政策分野

◎ X 参画

自然減・社会減対策

DX

具 具体的推進方策指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
男女共同参画サポーターの男性認定者数[累計]	人	12	20	40	60	80
えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数[累計]	社	362	542	632	722	812
女性のエンパワーメント研修受講者数[累計]	人	574	814	944	1,074	1,204
若者活躍支援イベント参加者の満足度割合 新	%	82.6	83.0	83.0	83.0	83.0
岩手県脳卒中予防県民会議の会員数[累計]	団体	662	722	752	782	812
いわて働き方改革推進運動参加事業者数[累計]	事業者	680	945	1,080	1,215	1,350
食育普及啓発行事の参加者数[累計]	人	273	340	680	1,020	1,360
地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合	%	79.9	90.0	90.0	90.0	90.0
NPO法人数(10万人当たり)	法人	39.6	39.8	39.8	39.8	39.8

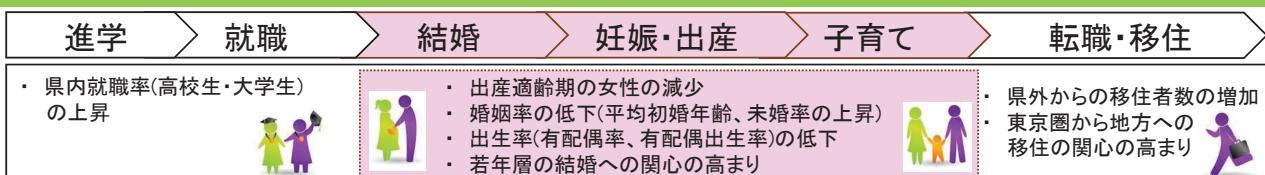
40

具体的推進方策指標

10の政策分野	第1期 指標	廃止	新規	その他 (※)	変更 なし	第2期 指標	見直した主な指標
I 健康・余暇	73	▲23	17	22	28	67	<新規>勤務環境改善計画策定医療機関数（政策項目2） <新規>インクルーシブスポーツの教室・大会参加者人数（政策項目4）
II 家族・子育て	50	▲6	4	12	32	48	<新規>不妊治療休暇制度等導入事業者数（政策項目6） <新規>ライフプランセミナーの受講者数（政策項目6）
III 教育	118	▲45	23	32	41	96	<新規>授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合（政策項目11） <新規>教育支援センターを設置している市町村数（政策項目16）
IV 居住環境 ・コミュニティ	43	▲13	6	4	26	36	<新規>岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合（政策項目21） <新規>特定地域づくり事業協同組合数（政策項目23）
V 安全	31	▲10	9	6	15	30	<新規>普段から災害に備えている人の割合（政策項目27） <新規>県内全医療機関に占める感染者情報管理システムへの登録医療機関割合（政策項目30）
VI 仕事・収入	125	▲48	28	13	64	105	<新規>岩手県内に将来動いてみたいと思う企業がある高校生の割合（政策項目3） <新規>サケ・マス類の海面養殖の生産量（政策項目37）
VII 歴史・文化	10	▲5	3	1	4	8	<新規>世界遺産ガイダンス施設等入館者数（政策項目40）
VIII 自然環境	31	▲9	9	5	17	31	<新規>地球温暖化対策実行計画策定市町村の割合（政策項目44） <新規>気候変動適応に関するセミナー等の受講者数（政策項目44）
IX 社会基盤	51	▲18	12	7	26	45	<新規>5G人口カバー率（政策項目45） <新規>協働による橋梁点検参加者数（政策項目48）
X 参画	31	▲14	7	6	11	24	<新規>若者活躍支援イベント参加者の満足度割合（政策項目49） <新規>地域のNPOと行政との意見交換会参加団体数（政策項目50）
合 計	563	▲191	118	108	264	490	※その他：対象の縮小・拡大等の軽微な変更等

41

重点事項の主な取組（自然減対策の強化）



◎ 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援

結婚

- “いきいき岩手”結婚サポートセンターの設置・運営、新規会員の確保、マッチング支援の強化
- 新婚世帯への経済的支援、企業等と連携した従業員への結婚情報の提供
- 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及など、若者のライフデザインの構築支援 等

妊娠・出産

- 不妊専門相談センターの設置等による、不妊に悩む夫婦への総合的な支援
- 周産期医療機関の機能分担と連携、救急搬送体制の充実強化
- 「こども家庭センター」の設置の促進、産後ケア事業や産前・産後サポート事業の取組の促進
- 医療機関へ通院している妊産婦の経済的負担の軽減 等

子育て

- 社会全体で結婚や子育てを支援する機運の醸成
- 性別にかかわらず家事や育児に取り組む環境づくりの促進
- 保育の受け皿整備や保育人材の確保、子育てにやさしい職場環境づくりへの支援
- 子ども・妊産婦・ひとり親家庭等への医療費助成、子ども・妊産婦に係る医療費の現物給付
- ライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の普及促進 等

42

重点事項の主な取組（社会減対策の強化）

進学

就職

結婚

妊娠・出産

子育て

転職・移住

- ・県内就職率(高校生・大学生)の上昇



- ・出産適齢期の女性の減少
- ・婚姻率の低下(平均初婚年齢、未婚率の上昇)
- ・出生率(有配偶率、有配偶出生率)の低下
- ・若年層の結婚への関心の高まり



- ・県外からの移住者数の増加
- ・東京圏から地方への移住の関心の高まり



○ 若年層の県内就職、移住・定住の促進

若年層の県内就職

- ・キャリア教育の推進、産業界等と連携した企業見学会や企業ガイダンス等の開催
- ・企業向けセミナーの開催、県内企業とのマッチングの促進
- ・ものづくり産業、農林水産業、建設業の人材育成、医療・福祉人材の育成、デジタル人材の育成
- ・「いわてで働く推進協議会」を核とした、高校生や大学生等の県内就業の促進
- ・子どもが県外大学等に進学した保護者への県内企業の情報提供
- ・アンコンシャス・バイアスをなくし、誰もが働きやすい労働環境の整備 等

移住・定住

- ・移住と就職の一元的な相談窓口の機能強化
- ・在京コミュニティと連携した交流イベント等の実施、関係人口の優良事例の普及啓発
- ・県外大学と連携したインターンシップ等の実施、県内保護者会を通じたUターン就職の促進
- ・農林水産業や医療・福祉など各分野の人材確保
- ・地域おこし協力隊員等を対象とした起業・就業セミナーの開催、事業承継に関する情報提供
- ・県営住宅のストックを活用した生活環境の提供、若者や移住者などの空き家取得等への支援 等

43

重点事項の主な取組（GX、DX、安全・安心）

○ GX(持続可能な新しい成長を目指しながら、誰もが住みたいと思えるふるさとを次世代に引き継ぐ)

- ・岩手らしさや高い断熱性能を備えた岩手型住宅の普及、省エネ改修の促進
- ・温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた、県民、事業者等が一体となった県民運動の展開
- ・県有施設への太陽光発電や高効率照明等省エネ設備等の導入
- ・再生可能エネルギーにより生成した水素等の利活用や理解の促進
- ・市町村や地域新電力、発電事業者等との連携によるエネルギーの地産地消の促進
- ・森林整備の促進、県産木材の利用拡大の促進、新たなJ-Creditの創出 等

○ DX(人口減少など地域が抱える社会問題の解決に寄与し、個性豊かで活力に満ちた地域をつくる)

- ・保健医療データの集計・分析やいわて健康データウェアハウスの充実
- ・GIGAスクール運営支援センター等による活用支援、全県統一の統合型支援システムの導入
- ・デジタル人材の育成、スマート農林水産業の推進、建設分野へのICTの普及・拡大
- ・MaaSやIC決済などのデジタル技術の活用等による、公共交通利用者の利便性向上
- ・行政サービスの向上、産業の振興、新しい暮らしの実現、誰もがデジタルを利用できる環境の整備
- ・産学官金が連携した全ての産業におけるデジタル化の推進 等

○ 安全・安心(「住みたい、働きたい、帰りたい、訪れたい」と思える安全・安心な岩手をつくる)

- ・「いわての復興教育」の推進、県民の防災意識の向上、災害マネジメントサイクルの推進
- ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進
- ・自主防災組織の組織率の向上・活性化、市町村の消防団員の確保
- ・復興道路の整備等に伴う広域防災拠点配置計画等の見直し
- ・新規感染症に備えた必要な病床や診療・検査体制が確保できる体制の整備
- ・ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策 等

44

第2期復興推進プランについて

45

復興推進プランの概要

1 基本的な考え方

- ① 第1期アクションプランを含むこれまでの復興の取組を総括し、**残された課題**や新型コロナウイルス感染症への対応等の**新たな課題**を踏まえ、策定する。
- ② ハード整備がおおむね完了したことや、人口減少・高齢化を踏まえ、**コミュニティ形成支援**や**伝承・発信**など**ソフト事業**を中心に中長期的に取り組むべき**施策**を盛り込んだプランとする。
- ③ 復興道路を生かした**新たな産業振興**や**水産業の再生**に向けた施策、**国内外との交流**を活発化する**施策**等を盛り込み、「**新しい三陸の創造**」に取り組むプランとする。

2 プランの構成

- ・「より良い復興～4本の柱～」、「12分野」ごとに、「**主な取組内容**」と「**県以外の主体に期待される行動**」を掲載

I 安全の確保

- 1 防災のまちづくり
- 2 交通ネットワーク

II 暮らしの再建

- 3 生活・雇用
- 4 保健・医療・福祉
- 5 教育・文化・スポーツ
- 6 地域コミュニティ
- 7 市町村行政機能支援

III なりわいの再生

- 8 水産業・農林業
- 9 商工業
- 10 観光

IV 未来のための伝承・発信

- 11 事実・教訓の伝承
- 12 復興情報発信

46

復興推進プランの概要

第1期復興推進プランの取組の成果と課題

I 安全の確保

◆成果

- ・ 海岸保全施設は、計画した142か所のうち、令和5年3月までに140か所が整備完了
- ・ 復興道路は、計画延長359km全てが開通
- ・ 復旧が完了した大船渡港のコンテナ貨物取扱量が令和3年に過去最高を記録

◆課題

- ・ 復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成
- ・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における県・沿岸市町村・防災関係機関が連携した津波防災対策
- ・ 災害に強い再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 移転元地等の利活用
- ・ 放射性物質に対する県民等の不安の払拭

II 暮らしの再建

◆成果

- ・ 災害公営住宅の整備が完了し、応急仮設住宅の全ての入居者が令和3年3月までに恒久的な住宅に移行
- ・ 関係機関や専門家等と連携した被災者の生活安定に向けた相談支援
- ・ 「岩手県こころのケアセンター」等によるこころのケア
- ・ 生活支援相談員等によるコミュニティの形成支援

◆課題

- ・ 被災者に寄り添ったこころのケア等の継続
- ・ 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築支援
- ・ 安定的な雇用の維持・確保及び労働環境の整備

47

復興推進プランの概要

第1期復興推進プランの取組の成果と課題

III なりわいの再生

◆成果

- ・ 漁船や養殖施設等の復旧支援
- ・ 「いわて水産アカデミー」による地域水産業のリーダーとなる担い手の育成
- ・ 製材工場や合板工場などの復旧整備支援
- ・ 債権買取等による中小企業等の事業再開支援
- ・ 復興の動きと連動した誘客促進や観光振興

◆課題

- ・ 主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入などの不漁対策
- ・ 復興道路等の新たな交通ネットワークを活用した地域産業の振興
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援
- ・ 三陸ならではの観光資源を生かした観光振興

IV 未来のための伝承・発信

◆成果

- ・ 東日本大震災津波伝承館が令和元年9月に開館し、令和4年9月に累計来館者数60万人を達成
- ・ 伝承館における常設展示や各地の震災伝承施設等と連携した企画展示による震災津波の事実と教訓の発信
- ・ 防災推進国民大会2021等での復興に力強く取り組む姿や支援への感謝等の情報発信

◆課題

- ・ 将来にわたり震災津波の事実と教訓の伝承・発信に取り組んでいくための仕組みづくり
- ・ 伝承館を拠点として各地の震災伝承施設を周遊する機会の創出
- ・ 交流人口や岩手ファンの拡大につながる三陸地域の多様な魅力の情報発信

48

復興推進プランの概要

第2期プランにおける復興推進の取組

I 安全の確保

防災のまちづくり

- 復旧・整備を進めている津波防災施設の早期完成
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進
(総合的な地震・津波対策)、(災害対応力の向上)、(地域コミュニティの防災体制強化)、(広域的な防災体制強化)
- 災害に対応できる再生可能エネルギーの導入促進
- 放射性物質濃度などの測定調査や情報提供等による放射線影響対策の推進
- 学校・家庭・地域・関係機関の連携による防災教育の推進

交通ネットワーク

- 高規格道路を補完する道路等の整備推進による災害に強い道路ネットワークの構築
- 荷主企業等へのポートセールスによる港湾の利活用の促進

主な取組内容指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
平時から災害を想定して、復興まちづくりの事前準備に取り組んでいる市町村数	市町村	13	15	22	29	33
3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合	%	72.7	78.8	84.8	90.9	100
港湾におけるコンテナ貨物取扱数(実入り)	TEU	8,709	11,000	13,000	15,000	17,500

49

復興推進プランの概要

II 暮らしの再建

生活・雇用

- 市町村や社会福祉協議会等と連携した被災者の生活の安定に向けた相談対応
- 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編等への支援
- 「いわてで働く推進協議会」を核として、若者や女性等の県内就業及びU・Iターンの促進等による人材確保の推進

保健・医療・福祉

- リスクに応じた適切な周産期医療提供体制の確保
- 養成医師の被災地への計画的な配置・派遣調整等による医療を担う人づくり
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組の促進
- 食生活や運動習慣等の生活習慣の改善支援
- 岩手県こころのケアセンター等における専門的な精神的ケアの継続実施

教育・文化・スポーツ

- いわての学び希望基金の活用等による被災した児童生徒等が安心して学べる環境整備
- 県内全ての学校での教科横断的な「いわての復興教育」の推進
- 被災した児童生徒等に対する優れた文化芸術に触れる機会の提供

50

復興推進プランの概要

II 暮らしの再建

地域コミュニティ

- 住民が主体となったコミュニティの形成や活動の定着に向けた取組への支援
- 包括的な支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業の取組促進

市町村行政機能支援

- 大規模な自然災害等の発生時における被災市町村の行政機能の確保・維持

主な取組内容指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
市町村等を対象とした被災者支援にかかる研修会参加人数〔累計〕	人	22	25	50	75	100
岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合	%	-	35.0	40.0	45.0	50.0
地域医療支援センター医師配置調整人数(沿岸地域)	人	42	48	51	54	57
こころのケアケース検討数〔累計〕	ケー ス	387	364	728	1,092	1,456
重層的支援体制整備事業を実施している市町村数	市町 村	2	4	8	13	18

51

復興推進プランの概要

III なりわいの再生

水産業・農林業

- サケやアワビ等の水産資源の造成などによる主要魚種の資源回復
- サケ・マス類の海面養殖やウニの蓄養等による新たな漁業・養殖業の取組の推進
- 水揚量が増加している魚種や養殖魚を有効利用した商品開発、販路開拓支援
- 「いわて水産アカデミー」などによる次代を担う就業者の確保・育成
- 女性組織・グループ間の相互研さん等の支援による地域で活躍する女性農林漁業者の育成
- スマート農業技術の活用等による生産性・市場性の高い園芸産地の形成
- 放射性物質の影響を受けた原木しいたけ産地の早期再生の取組促進

商工業

- 事業再開した被災地の中小企業者の販路開拓や売上増加に向けた取組支援
- 若者をはじめとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保
- 水産加工業の経営力強化に向けた中長期的な経営戦略策定や商品開発等への支援
- 高鮮度を売りとした遠隔地向けの商品の販売展開や新たな物流体制構築への支援
- 復興道路、港湾などの新たな交通ネットワークの整備等を踏まえた企業誘致等の推進

観光

- 震災伝承施設やみちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの、三陸ならではのコンテンツを活用した復興ツーリズムの推進
- 三陸地域のSDGs体験プログラムの商品造成や情報発信による誘客拡大の推進
- 多様な主体が参画し、地域住民の生活環境の調和を図る持続可能な観光地域づくりの促進

52

復興推進プランの概要

III なりわいの再生

主な取組内容指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
養殖ワカメ生産者1人当たりの生産量	トン	18.9 ^(R1)	19.1 ^(R3)	19.5 ^(R4)	19.9 ^(R5)	20.3 ^(R6)
サケ・マス類の海面養殖の生産量	トン	569	1,700	1,900	2,100	2,300
中核的漁業経営体数	経営体	277	287	292	297	302
中小企業東日本大震災復興資金の融資額〔累計〕	億円	4,173	4,192	4,200	4,207	4,213
水産加工事業者1社当たりの製造品出荷額	億円	5.95 ^(R1)	6.19 ^(R3)	6.32 ^(R4)	6.44 ^(R5)	6.56 ^(R6)
職場環境改善やデジタル技術導入等の支援事業者数〔累計〕	者	-	8	16	24	32
三陸地域における観光消費額(日本人)	億円	275.6 ^(R2)	350.3	375.2	396.6	419.2

53

復興推進プランの概要

IV 未来のための伝承・発信

事実・教訓の伝承

- 伝承館における震災学習教材の配布やオンライン見学の活用等による展示内容の理解促進
- 伝承館を拠点とした三陸地域への周遊機会の創出等を通じた震災津波の事実・教訓の伝承推進
- 「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の防災・教育等での活用促進
- 県内全ての学校での教科横断的な「いわての復興教育」の推進
- 伝承館における解説員の育成、県内各地の震災ガイドの交流促進や育成支援

復興情報発信

- フォーラムの開催等を通じた県内外への復興の姿の発信
- 県内の震災伝承施設等の情報発信による震災津波の風化防止
- 多様な広報媒体や広報手法を活用した「復興の歩みを進める岩手の姿」や「岩手の魅力」の発信
- 県内外の震災伝承施設等と連携した情報発信による三陸地域への周遊促進

主な取組内容指標 (主なもの)	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
東日本大震災津波伝承館来館者数〔累計〕	人	488,049	826,000	995,000	1,164,000	1,333,000
「いわて震災津波アーカイブ～希望～」アクセス数	回	219,539	220,000	220,000	220,000	220,000

54

第2期地域振興プランについて

55

地域振興プランの概要

■ プランの構成

- 県央広域振興圏、県南広域振興圏、沿岸広域振興圏、県北広域振興圏の4つの振興圏ごとにそれぞれの地域の特性を踏まえ策定
- 「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」を「振興施策の基本方向」として設定
- 「振興施策の基本方向」ごとに、特に重点的に取り組む「重点施策」を設定
- 「重点施策」は、取組の「基本方向」、「現状と課題」、「県が取り組む具体的な推進方策」、「県以外の主体に期待される行動」で構成

【振興施策の基本方向及び重点施策数】

振興圏	振興施策の基本方向	重点施策
県央広域振興圏	2	11
県南広域振興圏	4	10
沿岸広域振興圏	3	15
県北広域振興圏	3	14

■ プランの推進

- 政策推進プランや復興推進プランに掲げる施策等と連携しながら取組を推進
- 政策推進プランに人口減少対策として掲げる4つの重点事項に関し、各広域振興圏においても様々な主体との連携・協働のもと、重点的な施策を推進
- 県と市町村・市町村間の連携による施策の効果的な推進
- 地域が持続的に発展していくため、各広域振興圏との連携や県域の区域を越えた連携による取組を推進

56

地域振興プランの概要（県央広域振興圏①）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

●これまでの成果と課題(主なもの)

成果:がん・心疾患・脳血管死亡率の改善、在宅医療提供体制の構築、待機児童数の減少、スポーツ推進体制の構築、河川改修・警戒避難体制整備、橋梁耐震補強整備

課題:新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた医療体制の構築、子どもの貧困対策、地域の脱炭素化に向けた取組の一層の推進、地域コミュニティの活性化、ハロウインターナショナル安比ジャパンの開校を踏まえた多文化共生の地域づくり、激甚化・頻発化する自然災害への防災・減災対策

●重点指標(主なもの)

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数[10万人当たり]	人	(男性) 266.5 ^(R2) (女性) 146.8	250.5 ^(R4) 125.3	243.7 ^(R5) 121.7	237.1 ^(R6) 118.3	(男性) 230.7 ^(R7) (女性) 114.9
一般廃棄物の最終処分量	t	16,274 ^(R2)	15,818 ^(R4)	15,590 ^(R5)	15,362 ^(R6)	15,134 ^(R7)

57

地域振興プランの概要（県央広域振興圏①）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

●第2期プランにおける主な取組

- ① 新興感染症への対応と災害医療の推進 安全・安心
- ② 子どもが健やかに成長できる環境づくりの推進 自然減・社会減対策
- ③ 循環型地域社会の形成に向けた
廃棄物の循環利用・適正処理の推進 GX
- ④ 県民や事業者、行政による
温室効果ガス削減対策の推進 GX
- ⑤ 地域資源を活用した
再生可能エネルギーの導入促進 GX
- ⑥ 関係人口の拡大や移住・定住の促進 自然減・社会減対策
- ⑦ 持続可能な地域コミュニティづくりと活動を支える
人材の育成 自然減・社会減対策
- ⑧ ハード対策とソフト対策を
組み合わせた防災・減災対策 安全・安心

※記号の分類

自然減・社会減対策

政策推進プランにおいて人口減少対策に取り組む上で掲げた4つの重点事項のうち【重点事項1】に関連する取組

GX

政策推進プランにおいて人口減少対策に取り組む上で掲げた4つの重点事項のうち【重点事項2】に関連する取組

DX

政策推進プランにおいて人口減少対策に取り組む上で掲げた4つの重点事項のうち【重点事項3】に関連する取組

安全・安心

政策推進プランにおいて人口減少対策に取り組む上で掲げた4つの重点事項のうち【重点事項4】に関連する取組

58

地域振興プランの概要（県央広域振興圏②）

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

●これまでの成果と課題(主なもの)

成果: IT・医療機器関連産業等の集積促進、農畜産物・木材生産産出額や再造林面積の増加、「銀河のしづく」作付面積や環境制御技術等のスマート農業技術の拡大、復興支援道路の整備

課題: IT人材の確保、IT関連企業の販路拡大や企業のDX推進による生産性の向上、新型コロナ感染症・物価高の影響に対する観光や飲食業等の業績回復・経営安定化、農林業における省力技術の導入や生産コストの低減、森林資源の循環利用、農林業の担い手確保、企業における若年者の定着

●重点指標(主なもの)

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
情報サービス産業の売上高	億円	418 ^(R2)	609 ^(R4)	712 ^(R5)	833 ^(R6)	974 ^(R7)
再造林面積	ha	335	344	349	354	360

59

地域振興プランの概要（県央広域振興圏②）

II IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

●第2期プランにおける主な取組

- ① IT・ものづくり産業を支える人材の確保・育成 自然減・社会減対策
- ② IT企業の幅広い産業分野への参入によるDXの推進 DX
- ③ SDGsなど新たな需要への対応を含めた地域の特色を生かした観光の推進
- ④ 食産業・工芸品産業の事業再構築と人材の育成
- ⑤ 農林業の経営体の育成強化や担い手の確保・育成 自然減・社会減対策
- ⑥ スマート農林業技術による低コスト・省力化推進、生産性の向上 DX
- ⑦ カーボンニュートラルに資する森林資源の循環利用促進 GX
- ⑧ 産業経済活動や地域医療活動を支える交通ネットワークの整備

60

地域振興プランの概要（県南広域振興圏①）

I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせる地域

●これまでの成果と課題(主なもの)

成果: 医療と介護の連携体制の構築、省エネ等のライフスタイルの意識啓発、関係人口の創出

課題: 医療資源の効率的・効果的な活用、移住希望者への相談対応・受入態勢整備

●重点指標(主なもの)

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
訪問診療(歯科を含む)・看護を受けた患者数[10万人当たり]	人	5,519.7	5,683.2	5,766.7	5,851.5	5,937.5
県外からの移住・定住者数 (市町村報告値)	人	289	355	395	440	490

●第2期プランにおける主な取組

- 医療提供体制の充実、医療と介護の一連のサービスの切れ目のない提供
- 事業者の地球温暖化防止の取組支援、環境保全活動の共有化と活性化の促進 **GX**
- 自然災害や高病原性鳥インフルエンザ等の発生に対する関係機関と連携した取組 **安全・安心**
- 一般国道107号の地滑り災害の復旧工事の早期完成と洪水や土砂災害への備え **安全・安心**
- 地域コミュニティを担う人材育成支援、移住希望者の受入環境の強化 **自然減・社会減対策**
- 外国人への災害時の情報発信、医療通訳者の充実などの外国人の受入態勢整備(ILC)

61

地域振興プランの概要（県南広域振興圏②）

II 世界に誇れる産業の集積を進め、岩手で育った人材が地元で働き定着する地域

●これまでの成果と課題(主なもの)

成果: 地域企業の新規受注増加、伝統産業の認知度の向上、新規高卒者の管内就職率の上昇

課題: 地域企業の技術力強化、物流の効率化、伝統産業の技術の継承、人口減少下におけるものづくり人材の確保

●重点指標(主なもの)

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	14,015	14,300	14,700	15,200	15,700
東北地方ものづくり関連分野の製造品出荷額における県南地域のシェア	%	13.4	13.6	13.9	14.2	14.5

●第2期プランにおける主な取組

- 自動車・半導体産業の参入に向けた地域企業への支援 **DX**
- 技術力・生産性向上に向けた北上川流域ものづくりネットワークとの連携によるDXの推進 **DX**
- 観光分野と連携した伝統産業の魅力発信
- 地元企業の採用活動支援や圏域の産業を支える人材の確保・定着 **自然減・社会減対策**

62

地域振興プランの概要（県南広域振興圏③）

III 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果: 観光・宿泊施設における受入態勢整備、地域食材の国内外市場への取引拡大、

平泉の文化遺産や地域の伝統文化の価値と魅力への理解の深化

課題: 観光関連事業者等への経営支援、県外來訪者の回復、民俗芸能や伝統文化の継承

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
県南圏域の観光入込客数 (延べ人数)	万人 回	610.0	1,061.0	1,180.0	1,191.8	1,203.7
地域資源を活用した加工食品等 の製品開発・販売に関する満足度 (県南広域振興圏)	%	21.8	23.0	24.0	25.0	26.0

●第2期プランにおける主な取組

- ① トレンドに応じたコンテンツ造成、多様な客層に選ばれるための受入整備 **DX**
- ② 食関連事業者の経営力向上の支援、地域商社の設立支援と地域食材の輸出拡大
- ③ 地域の歴史や伝統文化の魅力発信、地域の文化資源の魅力を発信できる人材の育成

63

地域振興プランの概要（県南広域振興圏④）

IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が収益性の高い農林業を実践する地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果: 園芸農家及び畜産農家の大規模化、高性能林業機械の導入による生産性の向上

課題: 園芸品目の導入等支援、有害鳥獣による農作物被害対策、DX・GXを推進する次世代の林業を支える就業者の確保

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
農業産出額	億円	1,032	1,052	1,063	1,072	1,084
木材生産額	百万円	4,410	4,920	4,939	4,988	5,037

●第2期プランにおける主な取組

- ① 農業DXの推進、産地の中核を担う経営体の継続的な育成と経営の安定化 **DX**
- ② ICT等新技術の導入支援による畜産の飼養管理技術の向上 **DX**
- ③ 地域が主体となった総合的な鳥獣被害防止対策の取組支援
- ④ 適切な森林管理を担う林業経営体の支援、ICT等を活用した森林調査の普及 **GX DX**
- ⑤ 原木しいたけの産地再生支援、畠わさびの新規参入者の確保

64

地域振興プランの概要（沿岸広域振興圏①）

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果：復興支援道路等の整備、復興の姿の情報の発信

課題：東日本大震災津波の記憶の風化、自然災害の激甚化・頻発化

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
東日本大震災津波の復旧・復興事業の完成率	%	96	99	99	99	100
東日本大震災津波伝承館来館者数〔累計〕	人	488,049	826,000	995,000	1,164,000	1,333,000

●第2期プランにおける主な取組

- ① 津波防災施設の完成に向けた復旧・復興事業の推進 安全・安心
- ② 東日本大震災津波の経験等の次世代への継承、国内外への継続的な情報の発信
- ③ ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策 安全・安心

65

地域振興プランの概要（沿岸広域振興圏②）

II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果：災害公営住宅の自治会の組織化、HACCPの導入、自殺対策の推進、スポーツへの参加機運の醸成

課題：複雑化・多様化した課題を抱える被災者に対する中長期的な支援の継続、急激な人口減少・少子高齢化への取組強化、GXの推進、医療従事者的人材不足

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
地縁的な活動への参加割合	%	34.1	36.5	38.5	41.5	44.5
自殺者数〔10万人当たり〕	人	22.0 ^(R2)	16.5 ^(R4)	15.7 ^(R5)	15.0 ^(R6)	14.2 ^(R7)

●第2期プランにおける主な取組

- ① 被災者への中長期的な相談支援
- ② 地域コミュニティの形成・活性化、若者・女性等の活躍しやすい地域づくり 自然減・社会減対策
- ③ 再生可能エネルギーの導入などによる地球温暖化対策 GX
- ④ 結婚・子育て支援、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進 自然減・社会減対策
- ⑤ 医療・介護人材の確保・育成 自然減・社会減対策

66

地域振興プランの概要（沿岸広域振興圏③）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果：中小企業の生産性向上、養殖漁業の生産量安定化、サーモン養殖の試験・事業化

課題：高卒者の圏域内企業への就職、主要魚種の不漁、ウィズコロナに対応した観光地域づくり

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
1 経営体当たり養殖生産額	千円	4,826 ^(R2)	4,940 ^(R4)	5,050 ^(R5)	5,170 ^(R6)	5,290 ^(R7)
沿岸圏域での宿泊者数(延べ人数)	万人泊	46.2	93.6	117.3	126.3	135.3

●第2期プランにおける主な取組

- ① 水産加工業への中長期的な経営戦略策定支援、DXの推進等での事業者の経営力強化 DX
- ② 圏域内の企業への就職や将来のU・Iターン就職につながる取組等の支援 自然減・社会減対策
- ③ 水産資源の適正な資源管理、養殖漁場の効率的な利用とICT導入などによる生産性の向上、新規養殖種等の導入の促進 自然減・社会減対策 DX
- ④ スマート農業技術の導入、農業の担い手確保、地域特性を生かした農畜産物の生産等の規模拡大 自然減・社会減対策 DX
- ⑤ スマート林業の導入、地域材の安定供給、木材利活用の促進 自然減・社会減対策 GX DX
- ⑥ 震災学習を核とした教育旅行の誘致拡大、隣県・北海道・首都圏等からの誘客拡大

67

地域振興プランの概要（県北広域振興圏①）

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果：八戸圏域との広域的な交流・連携、御所野遺跡の世界遺産登録を契機とした県境を越えた交流・連携の深化

課題：結婚・子育て支援、若者・女性の進学・就職等による圏域外流出、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興感染症対策

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数[10万人当たり]	人	(男性) 312.6 ^(R2) (女性) 173.3	301.7 ^(R4) 170.6	296.3 ^(R5) 169.7	290.8 ^(R6) 168.8	(男性) 285.4 ^(R7) (女性) 167.9
「いわて子育てにやさしい企業等」の認証数[累計]	社	23	33	41	49	57

●第2期プランにおける主な取組

- ① 市町村等と連携した結婚・子育て支援、U・Iターンの促進など人口減少対策の実施 自然減・社会減対策
- ② 県境を越えた交流・連携のさらなる深化
- ③ 市町村や関係機関・団体等と一体となった生活習慣病・自殺予防対策、新興感染症対策

安全・安心 68

地域振興プランの概要（県北広域振興圏②）

II 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果:震災で被災した公共土木施設等の復旧・整備の完了、再生可能エネルギーの導入
課題:日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などへの対策強化、環境を守り育てる人材の育成、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	96.4	97.4	98.4	99.4	100
再生可能エネルギーによる発電量(出力)	kw	294,009	304,209	309,309	314,409	319,509

●第2期プランにおける主な取組

- ① 市町村や関係機関と一体となった自助・共助・公助による防災体制づくりの強化 安全・安心
- ② 地域経済や暮らしを支えている社会基盤の整備の推進
- ③ 環境を守り育てる人材の育成、再生可能エネルギー資源を生かした地域づくりの推進 GX

69

地域振興プランの概要（県北広域振興圏③）

III 誇れる北いわての地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働く地域

●これまでの成果と課題（主なもの）

成果:地域食材の認知度向上、大規模養鶏場等の集積、アパレル産業の認知度向上
課題:農林水産業の担い手の確保・育成、地域材利用の促進、主要魚種の早期資源回復、若者の一層の地元定着、原油価格の高騰等による生産コストの増大

●重点指標（主なもの）

重点指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
			R5	R6	R7	
漁業生産額	億円	30.7	32.1	32.9	33.6	34.4
県北圏域高卒者の管内就職率	%	50.2	52.0	53.0	54.0	55.0

●第2期プランにおける主な取組

- ① 特色ある農畜産物の産地育成、地域材の安定供給、漁業生産量の回復・生産性向上 DX
- ② 食産業やものづくり産業への経営課題解決支援、人材の確保・育成、地域資源を活用した観光の推進 自然減・社会減対策
- ③ 地元定着に向けた地域ぐるみでのキャリア教育、関係機関と連携したU・Iターンの推進 自然減・社会減対策
- ④ 中小企業者や農林漁業者等に対する市町村や関係団体等と連携した支援の実施

70

第2期行政経営プランについて

71

行政経営プランの概要

基本的な考え方

- 複雑化・多様化する県民ニーズに加え、新型コロナウイルス感染症の影響、人口減少の進行、デジタル化の進展、温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロなど、**直面する課題**に東日本大震災津波からの復旧・復興等の取組の中で学び、培った経験なども踏まえ**的確に対応**し、**政策の実効性を高めていく必要**
- また、第1期アクションプランの活動の成果を踏まえ、**将来においても希望を持てる岩手を実現**するため、**安定的で持続可能な行財政運営を推進する必要**

プランに掲げる4本の柱の方向性

- あらゆる主体がそれぞれ主体性をもって協働し、共創する**県民本位の行政経営の推進**
- **DXの進展などの社会環境の変化や、複雑化・多様化する県民ニーズに対応**できる人材の確保・育成
- **働き方改革**を進め、施策立案等の「考える」業務に注力できる環境の実現
- **デジタル技術**を活用した県民サービスの提供と**安定的で持続可能な行財政運営の推進**

72

行政経営プランの概要

I 地域に根ざした県民本位の行政経営の推進

これまでの主な成果	課題	方向性・主な取組内容
1 多様な主体とのつながりの形成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民運動の促進やNPO、地域コミュニティ等と連携した取組 ▶ 民間活力の導入 <ul style="list-style-type: none"> → いわて盛岡ボールパーク（PFI）、陸前高田オートキャンプ場モビリア（DB） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナ対策などで培われた様々な主体との協力関係を基に取り組む必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な主体とのパートナーシップの形成 <ul style="list-style-type: none"> → 自然減・社会減対策などの政策の実効性を高めるための県民総参加の取組 → 公共施設整備事業等の発案段階における民間活力の導入検討
2 市町村との連携・協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県・市町村トップミーティングや新型コロナウイルス地方支部委員会議等の開催 ▶ 東日本大震災津波や台風災害への応援職員の派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村との連携・協働をさらに推進する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村との連携・協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> → 県・市町村トップミーティングの継続 → 水道事業の広域連携などへの取組支援 → 専門的・緊急的な事務等の県による補完や小規模自治体等の広域連携の枠組みづくり → 地方公共団体情報システムの標準化への支援や電子申請・届出等システムの共同利用の検討
3 地方分権や県外自治体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制緩和や事務・権限の移譲等 ▶ 全国知事会等と連携した取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方分権改革等に取り組む必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案募集方式を活用した地方への権限移譲及び規制緩和等
4 海外とのつながりの形成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外県人会等との連携による世界と岩手をつなぐネットワークの構築 ▶ ハロウ校の開校・地域振興に関する連携協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界と岩手をつなぐ人材ネットワーク等の充実に取り組む必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタルの活用等による機会創出とネットワークの構築

73

行政経営プランの概要

II 高度な行政経営を支える職員の能力向上

これまでの主な成果	課題	方向性・主な取組内容
1 開かれた県行政を担う職員の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域課題に対応できる職員の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> → インターンシップの受け入れ、民間経験者等を対象とした採用試験の実施 → 新型コロナウイルス感染症対策のための人員の確保 ▶ 復興を担う職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> → 東日本大震災津波からの復興を担う職員の確保 → 台風災害からの復興を進めるための小規模自治体への職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ■ DXの進展などの社会環境の変化に対応し、複雑化・多様化する県民ニーズに対応できる人材の確保・育成 ■ 若手・女性職員の活躍を支援する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民全体の利益を考えて行動できる職員の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> → DXをはじめとする専門人材の登用・育成 → 定年年齢の引上げに伴う高齢期職員の知識・技能、経験の若手職員への組織的な継承 → 広い視野と高い専門性をもった職員を育成するためのジョブローテーションの実施 → 技術系職種等における市町村との人事交流の促進 → 「岩手県パラレルキャリア人材バンク」を通じた地域貢献活動への参加の促進 ■ 「次世代育成及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」に基づく取組の推進 ■ 職員研修の充実強化や管理監督者等のマネジメント力の向上 <ul style="list-style-type: none"> → 研修体系の整備・充実強化 → マネジメント力向上と業務見直し
2 若手・女性職員の活躍支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 若手職員の育成・女性職員の活躍支援 <ul style="list-style-type: none"> → 「次世代育成及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」の策定・取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の能力開発を促進する必要 	
3 職員の能力開発 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 職員研修の体系化・充実強化等 <ul style="list-style-type: none"> → 研修時期の調整や専門研修等の充実 → 「OJTハンドブック」の作成・周知 		

74

行政経営プランの概要

III 効率的な業務遂行やワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の実現

これまでの主な成果	課題	方向性・主な取組内容
<p>1 効果的で柔軟な働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 業務へのAIやRPAの導入 ▶ 柔軟な働き方ができる勤務環境の推進 → テレワーク環境の実現 → 電子決裁・文書管理システムの導入 <p>[複数枚の削減状況 (R4/R1比 (4~9月) 速報値)] ・ 県庁分△10%～△30%程度</p> <ul style="list-style-type: none"> → フレックスタイム制度の導入 ▶ 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> → 「岩手県庁働き方改革ロードマップ」の策定・取組の推進 ▶ 子育て世代職員への支援の充実 → 「うちまる保育園」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル技術を取り入れ、DXを推進し、業務の変革・効率化を進める必要 ■ 働き方改革を進める必要 ■ 県民サービスの質の向上を図る必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル技術の活用等による業務の変革・効率化 → 庁内基幹業務システムの最適化と既存のルールの見直しも含めた事務処理の簡素化・標準化 ■ テレワークの推進 → テレワークの推進やこれを踏まえた業務システムの改修・業務見直し → フレックスタイム制度の利用促進 ■ 「岩手県庁働き方改革ロードマップ」に基づく取組の推進等 ■ 仕事の質の向上を図る職場風土の醸成等 → 岩手県職員憲章の実践と業務の効率化を図るために指標の設定等 → 「考える」業務に注力できる環境構築に向けた業務見直し → 職員の健康増進のための体制強化
<p>2 明るく、いきいきとした職場環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 仕事の質の向上を図る職場風土の醸成 → 「いいね！アワード」の開催 <p>[職員アンケートの結果] ・ 働き方改革が進んでいると感じる正規職員の割合 (R2調査) 33.0%→(R4調査) 39.5% ・ 働き方改革が進んでいないと感じる正規職員の割合 (R2調査) 40.0%→(R4調査) 32.7%</p>		

75

行政経営プランの概要

IV 戰略的で実効性のあるマネジメント改革の推進

これまでの主な成果	課題	方向性・主な取組内容
<p>1 県民サービスの質の向上につながる提供システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 押印手続きの見直しや電子申請・届出等システムの利活用促進 <p>[押印見直しの状況 (R3末時点)] ・ 知事部局の全3,629手続のうち83.1%を見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ DXを推進し、デジタルを活用した県民サービスを提供する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル技術を活用した県民サービスの向上 → アナログ規制の見直しも踏まえた行政手続のオンライン化の拡充、電子決裁・文書管理システムとの連携 → キャッシュレス決済等の導入検討 → 地方公共団体情報システムの標準化への支援や電子申請・届出等システムの共同利用の検討
<p>2 多様なニーズに応える公営企業や県出資等法人の健全経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公営企業等の健全経営 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公営企業等の健全経営を推進する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公営企業等の健全経営の推進 → 新興感染症への対応や計画的な施設管理等
<p>3 県民本位の行政経営を推進する組織体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス感染症対策における機動的な組織体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危機管理対応の多様化や行政課題の高度化に対応する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな行政課題や県民ニーズに的確に対応する弾力的な組織体制の構築
<p>4 効果的で効率的な業務遂行体制を支えるリスクマネジメントの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 内部統制制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務執行の適正性や透明性を確保する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部統制制度の推進
<p>5 政策の着実な推進を支える持続可能な財政運営の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公債費負担適正化計画の達成 ▶ 全国型市場公募地方債の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行財政運営の持続可能性を確保する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ より質の高い行政サービスを提供できるような行財政基盤の強化 → 財政目標の指標化と実効性の確保 → 公共施設等の計画的な更新・長寿命化対策と民間手法の導入検討

76

行政経営プランの概要（指標）

4本の柱	主な指標	単位	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 (R8)
				R5	R6	R7	
I	包括連携協定に基づく協働実績〔累計〕	件	343	563	673	783	893
	審議会等委員に占める女性委員の割合	%	39.9	40.0	40.0	40.0	40.0
II	採用予定職員の充足率	%	78.6	100	100	100	100
	管理職（総括課長以上）に占める女性職員の割合	%	9.5	11.6	13.2	15.0	15.0
III	複写用紙の購入枚数の削減率（令和2年度比）	%	—	30.0	35.0	40.0	50.0
	テレワークの実施率	%	—	40.0	50.0	60.0	70.0
IV	電子申請・届出等件数	件	17,102	20,000	21,500	23,000	25,500
	当初予算における歳入歳出ギャップ	億円	121 (R4当初予算)	100 (R5当初予算)	80 (R6当初予算)	60 (R7当初予算)	40 (R8当初予算)

令和4年度第2回岩手県男女共同参画審議会（令和4年11月14日）委員からの主なご意見と県の考え方

主な御意見	県の考え方
<p>○ 女性の働く環境に係る現状分析について 労働条件や働く場が限られていることなどが女性にとって働きにくさを感じる理由と考えられる。労働条件など女性管理職が増える環境を整えると女性の実感が変わっていくと思う。</p>	<p>アンケート結果からも女性の働き方に対する無意識の偏見があると見受けられることから、経営者向けセミナーによる意識啓発や、いわて女性活躍企業等認定制度等に引き続き取り組んでいきます。</p>
<p>(今回の審議会を通じて) 女性の雇用におけるジェンダー平等に向けた課題が、様々な側面で山積していると感じた。議論の材料として、データから現状や課題が見えるようにすることが必要ではないか。</p>	<p>今後の審議会においては、データによる現状や課題を踏まえた施策の方向性等が見えるような形での、資料提供や説明に努めていきます。</p>
<p>○ 女性の働く環境改善に向けたご意見 中小企業の現場において、経営者として情報は取っているが現場として取り組めていないという声をよく聞く。情報の発信の仕方と共有の仕方について課題があると感じている。</p>	<p>いわて女性活躍企業等認定制度の普及拡大や経営者向けのセミナーに取り組んでいるほか、職場での意識醸成については出前講座や働き方改革のアドバイザー派遣などを行っており、引き続き取組の周知を図りながら進めています。</p>
<p>女性の働く環境について、本来は、女性も男性と同様に昇進できるといった意味での男女平等の議論が必要だが、現状では、育児や家庭の負担の問題など「女性が辞めなくてすむかどうか」という議論にとどまっており、女性たちが苦闘している状況について県全体で広く知られるべき。</p>	<p>いまだ女性にとって働きやすさへの課題が多いというご指摘を踏まえ、意識啓発に向けたセミナーや、いわて女性活躍企業等認定制度等に引き続き取り組んでいきます。</p>
<p>○ パートナーシップ制度について パートナーシップ制度については県が広域的に実施するのが住民にとってはいいのではないか。また、子どもの権利などの取扱いについても異性愛カップルの場合と同様とすべき。 県のパートナーシップ制度の整備状況は注目されているので、県の進捗状況についてはぜひ適宜公表していただきたい。</p>	<p>パートナーシップ制度については、県の対象サービスの拡充や、市町村の相互利用に向けた取組等、適宜検討状況を審議会にも御報告させていただきます。</p>

企業力UP
に向けて

選ばれる企業づくりや 経営基盤強化の取組を支援しています

《岩手県環境生活部の**2つの認定制度、両方取得が効果的**です》

- ◎ 人口減少や気候変動による地球環境の変化など、社会的課題に対する問題意識の高まりとともに、社会を構成する企業等においても、社会的課題への対応やその責任のあり方が重要視されています。
- ◎ さまざまな企業等では、現在、中長期的視点での企業体質の改善や将来にわたって持続可能な経営基盤の強化に取り組んでいます。
- ◎ 県では企業力向上に資する認定制度により企業の取組をサポートします。

女性活躍を推進

いわて女性活躍企業等認定制度



どんどん
増えて
現在 **446** 社
(R 5.4 末現在)

女性活躍の推進に向けて、積極的に取り組む企業や団体等を一定の認定基準（裏面記載）のもとで認定する制度です。

脱炭素経営へ移行

いわて脱炭素化経営企業等認定制度
(いわて地球環境にやさしい事業所)



着実に増えて 現在 **251** 社
(R 5.4 末現在)

地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出抑制に向けた措置を積極的に講じている事業所を一定の認定基準（裏面記載）のもとで認定する制度です。

【認定により期待される効果】 ※**2つの認定で更なる向上が期待！**

- ◎ 知名度や企業イメージ、社会的評価の向上
- ◎ ステークホルダーや地域からの支持、取引先拡大への寄与
- ◎ コスト削減、企業体質改善、人材獲得力の強化
- ◎ 新たなビジネス連携やイノベーションにつながる可能性も



※ 岩手県
Iwate Prefecture

若者女性協働推進室

電話 019-629-5346
メール AC0006@pref.iwate.jp

問い合わせ (岩手県環境生活部)



環境生活企画室

電話 019-629-5271
メール AC0001@pref.iwate.jp



(県のホームページは上記QRコードからご確認いただけます)

女性活躍を推進

いわて女性活躍企業等認定制度

脱炭素経営へ移行

いわて脱炭素化経営企業等認定制度
(いわて地球環境にやさしい事業所)

主な認定の要件

◇ステップ1

- ・経営トップが女性の活躍推進に向けた取組方針を宣言
- ・女性社員を対象としたキャリア形成につながる研修等を実施

◇ステップ2

- ・女性が少なかった職務への女性の配置増員、女性管理職の人員増、または女性のキャリア形成研修の実施
- ・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届出

☆(一つ星)

- ・二酸化炭素排出量の抑制に向けた具体的な取組等の実施
- ・エコスタッフが常駐

☆☆(二つ星)

- ・環境マネジメントシステムを保有

☆☆☆(三つ星)

- ・外部機関の認証を取得

☆☆☆☆(四つ星)

- ・実際に、二酸化炭素排出量の削減、排出原単位改善の実施

認定による主なメリット

※詳しくは県のホームページからご確認ください。

■共通事項

- ◎県のホームページ等で広く紹介・周知します。
- ◎県営建設工事競争入札参加資格審査において加点！
- ◎県が発注する物品購入等において優先取扱！
- ◎「いわて復興パワー」による電気料金割引の対象！

■個別事項

- ◎職業安定所の求人登録票への表示が可能！
- ◎一定の県補助金の「職場環境改善事業」の補助要件に対応！
- ◎一定の県融資制度にかかる保証料率の引き下げ対象！

■個別事項

- ◎設備導入の補助金で補助上限額を優遇！
- ◎省エネ設備を導入する際の低利融資制度活用！
- ◎産業廃棄物処理業者格付制度において加点！

関連する制度のご案内

いわて子育てにやさしい企業等認証制度

仕事と子育ての両立支援など、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証します。

[問合せ先] 岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 電話 019-629-5456



岩手県
Iwate Prefecture

